神戸市営住宅 入居申込案内書定 時 募 集

(一般住宅・特定目的住宅・ポイント方式住宅)



募集期間

令和7年11月1日(土) ~ 令和7年11月10日(月)

(窓口対応の営業日時は裏面参照 11/1~3、8、9 はお休みです)

【インターネット(e-KOBE【神戸市スマート申請システム】)での申込み】

- e-KOBE に掲載する申込みフォームに必要事項を入力のうえ申込んでください。
- 申込みフォームは 11 月1日(土)から 11 月 10日(月)まで掲載します。
- e-KOBE は事前に利用者登録が必要です。
- ・ 結果通知用の切手が不要です。
- ※詳細は 122ページをご覧ください。



【郵送での申込み】

- ・11月10日(月)までの消印があり、11月12日(水)までに指定の私書箱に届いたものに限り受け付けます。
- ・申込み後の変更、取下げはできません。 <u>この「入居申込案内書」をよくお読みになったうえで申込んでください。</u>
- ・ この「入居申込案内書」の「申込書の書き方」を参照して、「入居申込書」を正しく記入してください。不備がある場合は、申込みが無効になります。
- ・結果通知用の切手を貼った申込書のみを、所定の封筒に封入し、送付してください。
- ※各種類(一般住宅・特定目的住宅・ポイント方式住宅)1世帯1住宅ずつお申込みができます。 なお、申込者・同居親族に関わらず、同じ方が同じ種類の住宅で複数のお申込みを行った場合は、 理由を問わず全てのお申込みが無効となりますので、ご注意ください。

神戸市建築住宅局

もくじ

神戸市営住宅入居者募集のご案内					
申込資格(共通)					
公営住宅に入居中の方の申込資格					4
申込みが可能な世帯構成の範囲					6
政令月収額の計算方法					8
収入基準早見表					12
裁量階層世帯					13
お申込みにあたっての注意事項					14
資格審查					15
よくある質問					16
入居手続き・入居にあたっての注意事項					
入居後の管理業務について					
修繕について					
家賃について					
要告知住宅・改良住宅について					
募集住宅一覧の見方					
定時募集入居申込みのご案内(一般住宅・特定目的					
申込書の書き方(一般住宅・特定目的住宅)					
抽選方法について(一般住宅・特定目的住宅)					
抽選倍率優遇制度について(一般住宅)					
一般住宅、特定目的住宅のお申込みからご入居まで					
					32
募集住宅一覧(一般住宅)			33~50		
東灘区	34	灘 区		36	
中央区	38	兵庫区		40	
長田区	42				
垂水区	46	北 区		48	
西区	50				
 特定目的住宅の申込資格					51
募集住宅一覧(特定目的住宅)					
シルバーハイツ					
コレクティブハウジング					
高齢者世帯向住宅					
母子·父子世帯向住宅				_ 68	
障害者世帯向住宅					
車椅子常用者世帯向住宅				_ 72	
身体障害者世帯向住宅				. 73	
若年・子育て世帯向住宅				. 74	
子育て世帯向期限付き入居住宅				_ 77	
多子世帯向住宅				. 78	
ペット飼育可能住宅				_ 79	
一般世帯向期限付き入居住宅				81	
ポイント方式のご案内					83
ポイント方式申込書の書き方					
収入金額の記入について					
住宅困窮度配点表					
ポイント方式のお申込みにあたっての注意事項					
よくある質問					
ポイント方式のお申し込みからご入居まで					
2 次審査時に必要な書類の例					99
募集住宅一覧(ポイント方式住宅					
常時募集のご案内					115
神戸市営住宅の募集以外の各種ご案内					117
神戸市すまいの総合窓口 すまいるネット					
インナーシティ高齢者向け民間賃貸住宅家賃					
神戸市ひとり親世帯家賃補助制度					
インターネット(e-KOBE【神戸市スマート申請					
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ノハノム1 / し	ノ ナ ベンソブ			1 ८८

神戸市営住宅入居者募集のご案内 (令和7年度)

募集の種類・住戸と申込方法

1. 定時募集

対 象	募集種類	募集期間 (予 定)	申 込 方 法	募集対象住戸	入 居 時 期
一般世帯	一般住宅				
特定世帯	特定目的住宅 ・シルバーハイツ ・コレクティブハウジング ・高齢者世帯向住宅 ・母子・父子世帯向住宅 ・障害者世帯向住宅 ・障害者世帯向住宅 ・車椅子常用者世帯向住宅 ・身体障害者世帯向住宅 ・若年・子育て世帯向住宅 ・子育て世帯向期限付き入居住宅 ・ペット飼育可能住宅 ・多世代近居住宅 ・一般世帯向期限付き入居住宅	春 5月1日 ~5月8日 夏 8月1日 ~8月8日 秋 11月1日 ~11月10日 (今回の募集です) 冬 2月1日 ~2月9日	白色の 一般住宅・ 特定目的住宅 入居申込書を 郵送 または インターネット (e-KOBE) での申込み	全区の 空の う居内載い 戸 を も で り に れ の の に り に り に り に り に り に り に り に り に り	申込みから 4~5ヶ月後
一般世帯	〈ポイント方式〉 一般住宅	※窓口対応 は平日のみ (受付時間 8:45~17:15) 営業時間 8:45~17:30	緑色の ポイント方式 申込書を郵送 または インターネット (e-KOBE) での申込み		

⁽注) 単身での申込みには条件があります。詳細については市営住宅募集係にお問い合わせください。

2. 常時募集

対 象	募集種類	募集時期	初日受付(予定)	申 込 方	法	募集対象住戸	入	居	時,	抈
一般世帯	一般住宅	常時	6月下旬 9月下旬	各定時募集 <i>0</i> 入居申込案内		定時募集で申込みのなかっ	申	込み	から	
特定世帯	特定目的住宅	常時	12月下旬 3月下旬	をご覧くださ		た住戸	2~	~ 3 /	ヶ月後	*

⁽注) 単身での申込みには条件があります。詳細については市営住宅募集係にお問い合わせください。 募集住戸は神戸住環境整備公社ホームページでご確認ください。

申 込 資格

1 一般住宅・特定目的住宅・ポイント方式住宅の申込資格(共通)

(基準日) 令和7年11月10日現在の家族構成と収入を原則とします。

※ 申込資格に記載されている対象年齢は、令和7年11月10日現在の満年齢です。

神戸市営住宅にお申込みいただくには、申込世帯が、次の[1]~[5]までの全ての項目にあてはまっていることが必要となります。

※ ただし、福島復興再生特別措置法第40条に該当する世帯については、次の[4][5]の項目にあてはまっていることが入居における必要条件となります。又、子ども・被災者支援法に該当する世帯については、居住地域の条件等において必要条件が異なりますのでお問い合わせください。

[1] 居住地域の条件

- (1) <u>令和7年11月10日現在</u>、神戸市内にお住まいの世帯 (原則、現住所に住民登録をしている世帯)又は<u>勤務先がある世帯</u> (1日6時間、週5日以上 (又は1週30時間以上) 勤務が条件となります)
- (2) 阪神・淡路大震災により、神戸市内で居住されていた住居が被災し、市外にお住まいの世帯(9災証明書で確認できる世帯)
- (3) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に 規定される方で、療養所入所前に神戸市内に住まれていた世帯 (以下「ハンセン病療養所入所者等」といいます)

[2] 世帯構成の条件

- (1) <u>申込者と同居親族(※)からなる2人以上の世帯</u>(現在の世帯を不自然に分割したお申込みは出来ません。胎児は申込人数に含みません。)
 - ※ 同居親族・・・現に同居し、又は同居しようとする申込者の配偶者(内縁、婚約者を含む)及びライフパートナー等、ならびにそれぞれの3親等内の親族。
 詳細は6ページ参照
 - ※ 離婚予定の方は鍵渡しまでに離婚が成立していること。
 - ※ 婚約中の方は鍵渡しまでに入籍していること。
- (2) 次のいずれかの条件にあてはまる単身世帯
 - ① 60歳以上の方
 - ② 1級~4級の身体障害者手帳をお持ちの方
 - ③ 1級~3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 - ④ A~B2判定の療育手帳をお持ちの方
 - ⑤ DV(配偶者等からの暴力)被害者
 - ⑥ 生活保護受給者(申請中は不可)
 - ⑦ その他(戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者等、難病患者等)
- 【注意】※ 未成年の方は単身でのお申込みはできません。
 - ※ 内縁関係にある場合は、住民票で「未届の夫」又は「未届の妻」となっており、戸籍謄本でも他に 婚姻関係がないことが確認できる世帯に限ります。
 - ※ 婚姻によらないで父、又は母となった方は、18歳以上の方に限ります。
 - ※ ライフパートナー等の関係にある場合は、ライフパートナー宣誓書記載内容証明書又は兵庫県パートナーシップ制度届出書記載内容証明書で確認できる世帯に限ります。
 - ※ DV被害者とは、配偶者等からの暴力を受けた被害者で、次の(ア)、(イ)又は(ウ)のいずれかに該当する方で、それぞれの証明書のある方をいいます。
 - (ア) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「配偶者暴力防止等法」といいます)第3条第3項第3号の規定による一時保護又は神戸市母子・婦人短期保護事業、配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護又は母子生活支援施設による保護を受けている方、もしくは保護が終了した日から起算して5年を経過していない方。

- (イ) 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2 の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない方。
- (ウ) 配偶者暴力相談支援センター、女性相談支援センターによる配偶者等からの暴力を受けている旨の証明を受けている方、もしくは女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して被害者支援を行っている民間支援団体において、配偶者等からの暴力を理由に避難している旨の確認を受けている方。 (「配偶者等」には、婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含みます。)

[3] 収入の条件

<u>政令月収額が 158,000 円以下の世帯</u>(計算方法は 8~11 ページ参照) 改良住宅にお申込みされる場合は 114,000 円以下の世帯

ただし、13ページの表に該当する裁量階層世帯で、政令月収額が 【一般市営住宅】 214,000円以下、又は 259,000円以下 【改良住宅】 139,000円以下、又は 158,000円以下 であればお申込みできます。(政令月収額により月額家賃が高くなります)

注: 改良住宅とは住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準は一般市営住宅 より低くなっていますのでご注意ください。

[4] 住宅困窮理由の条件

現在、住宅に困窮している世帯で、次のいずれかの理由に該当する世帯

- ① 倉庫・事務所など住宅でない建物に居住している。
- ② 災害の危険があるような半壊住宅やバラックに住んでいる。
- ③ 他の世帯と同居していて、便所又は炊事場が共同である。
- ④ 住宅がないため、やむを得ず親族と別居している。
- ⑤ 部屋がせまい。(1人あたり4.5 畳以下※1又は最低居住面積以下※2参照)
- ⑥ 正当な立退要求を受けているが立退き先がない。(自己の責めに帰する場合は除く)
- ⑦ 通勤に片道1時間半以上かかる。(電車等の待ち時間を除く)
- ⑧ 収入と比較して家賃が高すぎる。(生活保護受給者は除く)
- ⑤ 婚約しているが、住宅がないため結婚がのびている。(鍵渡しまでに、婚姻を証明する公的な書類を提出することが条件となります)
- ⑩ その他客観的にみて、上記のいずれかと同じような理由により住宅に 非常に困っている。(騒音、日当り等生活環境による理由は該当しません)
- ※1 ⑤1人あたりの畳数の計算式 ⇒ (居住室の畳数+流しを除いた台所の畳数-2)÷居住人数 ※2 最低居住面積水準について

現在の住宅が表の住戸専有面積以下の場合は、「住宅困窮理由の条件⑤部屋がせまい。」に該当します。

世帯人数	住戸専有面積	世帯人数	住戸専有面積
1人	25㎡以下	4人	50㎡以下
2人	29㎡以下	5人	56㎡以下
3人	39㎡以下	6人以上	66㎡以下

[5] 申込者本人、又は同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の 防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

神戸市では国の公営住宅における暴力団排除の基本方針をふまえ、市営住宅の入居者等の生活の安全と平穏の確保、市営住宅制度への信頼確保のため、申込者本人、又は同居しようとする者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員)である場合については、入居決定しないことといたします。

2 お申込みできない場合

- 申込資格を満たしていても、次のいずれかにあてはまる方はお申込みできません。 ① 単身世帯は、申込区分欄の「1人以上」、「単身向」の住宅しかお申込みできません。 「2人以上」の住宅は2人以上、「3人以上」の住宅は3人以上、「4人以上」の住宅は4人以上の 世帯しかお申込みできません。ただし、令和7年11月10日現在、出生していない胎児は、人数 に含みません。
- ② 入居後、住宅の改造を必要とする方
- ③ 団地内で円満な共同生活ができない方
- ④ 所得があるにもかかわらず、申告をしていない方
- ⑤ 以前市営住宅に入居しており、その市営住宅の未納の家賃又は家賃相当額の損害金がある方
- ⑥ 迷惑行為を行ったことにより市営住宅を明け渡した経歴があり、次の条件にあてはまる方 (迷惑行為を主として同居者が行っていたときは、その同居者を含む)
 - ・ 当該明け渡しの日の翌日から起算して 10 年を経過しない方
 - ・迷惑行為を行わないという規定を遵守する見込みがないと認められる方
- ⑦ 市営住宅の入居者が不正の行為によって入居した場合等の規定により請求を受けて、市営住宅を 明け渡した方でその明け渡しの翌日から 起算して3年を経過しない方
- 高 市営住宅を他人に転貸又は譲渡したことにより、入居していた市営住宅を明け渡した方
- ◎ 過去に市長の許可を受けずに市営住宅に入居又は同居していた方で、入居していた市営住宅を明け 渡した方や、現在市長の許可を受けずに市営住宅に入居又は同居している方
- ⑩ 上記の⑤~⑨に規定する方を同居者としようとする方
- ⑪ 基準日に、3ページ[4]に記載されている住宅困窮理由に該当しない方、公営住宅の募集に当選し 入居待ちの方
- ⑫ 以前、市営住宅の名義人または同居者であり、退去後も入居承継(名義変更)・異動報告等、必要 な手続きをされていない方
- ⑬ 持ち家がある方(基準日時点で共有名義の方を含む、居住の有無は問いません) ただし、次のいずれかにあてはまる場合は、お申込みできます。
 - 1. 現在、著しく老朽化している住宅にお住まいで、市営住宅入居後には解体される方
 - 2. 差押え・売却等により入居時期までに持家でなくなる方
 - ※ 鍵渡しまでに証明書類(売買契約書等)が提出できない場合は、ご入居できません。
 - 3. 現在、土砂災害特別警戒区域にお住まいの方
- ⑪ 犬猫等の動物を飼育している方。ただしペット飼育可能住宅(79ページ)・シルバーペット飼育可能 住宅(80ページ)にはお申込みできます。

3 公営住宅に入居中の方の申込資格

現在、公営住宅(市営・県営)に入居している方は、原則としてお申込みできませんが、次の 場合のみ、一般住宅及び申込資格のある特定目的住宅(期限付き入居者住宅を除く)へお申込みが できます。ただし、2・3ページに記載の申込資格が必要です。

[1] 公営住宅入居後に生じた困窮理由(3ページ参照)が③・⑤・⑦・⑧・⑨・⑩のうちいずれかに 当てはまる場合

(凩窮理中⑤「部屋がせまい」でお申込みができるのは、公営住宅に入居後に世帯人数が増えて 1人あたり4.5畳以下又は最低居住面積水準以下になった場合に限ります。)

(困窮理由®「収入と比較して家賃が高すぎる」でお申込みができるのは、収入が減り シティハイツから一般住宅に申込む場合などに限られます。)

[2] 多世代の近居(介護又は被介護のためどちらかの世帯と同区内に居住すること)を理由に お申込みをされる場合

ただし、次の条件を全て満たす方に限ります。お申込みができる住宅は、住んでおられる 世帯と同一の区の住宅に限ります。(すでに同じ区に住んでいる場合は不可)

- ① 被介護世帯(単身を含む)の全員が次のいずれかに該当しており、かつ住所を同一とする別世帯がいないこと。
 - (ア) 65歳以上の方
 - (イ) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害が1級~4級の方 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害が1級~2級の方 療育手帳の交付を受け、A又はB1判定の方 難病患者であり、地域相談支援受給者証、障害福祉サービス受給者証等の交付を 受けている方、又は医師による診断書を提出することができる方
- ② 介護世帯は、被介護世帯から見た3親等内の親族と、その方から見た3親等内の親族からなる世帯であること。(単身世帯も可)
- ③ 申込みをする市営住宅の所在する区内にもう一方の世帯が1年以上居住していること。 住民票等で確認できることが条件となります。
- [3] 次の条件を満たす場合は、特定目的住宅へお申込みができます。

ただし、現在すでに公営住宅の下記の申込可能住宅やそれらと同等の住宅に入居されていて、 他に困窮理由がない場合にはお申込みできません。

※ 建設年度が平成7年度以降の一般住宅に住んでいる方は、障害者世帯向住宅・高齢者世帯 向住宅にはお申込みできません。

基本条件	付加条件	申込可能住宅
65歳以上の単身世帯	特になし	シルバーハイツ単身向住宅
		高齢者世帯向住宅(単身可)
65歳以上の方とその3親等内の親族	特になし	高齢者世帯向住宅
からなる世帯		
65歳以上の方とその3親等内の親族	①配偶者(内縁、婚約者を含む)	高齢者世帯向住宅
で、付加条件のいずれかに該当する方	②ライフパートナー等	シルバーハイツ世帯向住宅
のみからなる世帯	③中度以上の障害者等(難病患者を含む)	
	④65歳以上の方	
中度以上の障害者等(難病患者を含	特になし	障害者世帯向住宅
む)がいる世帯		
中度以上の <u>身体</u> 障害者がいる世帯	特になし	身体障害者世帯向住宅
車椅子常用者かつ重度の身体障害者	特になし	車椅子常用者世帯向住宅
がいる世帯		

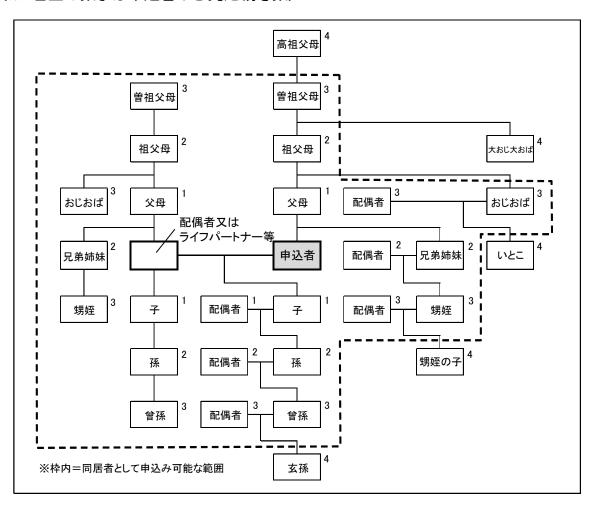
- [4] 現在、公営住宅のエレベータのない一般住宅に入居中の方で、中度以上の<u>身体</u>障害者の方がいる場合は、エレベータのある一般住宅へのお申込みができます。
- [5] 現在、エレベータのある公営住宅(建設年度が平成7年度以降の住宅を除く)に入居中の方で、中度以上の身体障害者の方がおられ、入居中の住宅の段差により生活が困難であるとの医師の診断書が提出できる場合は、建設年度が平成7年度以降の一般住宅へのお申込みができます。
- [6] 現在、公営住宅の子育て世帯向期限付き入居住宅・一般世帯期限付き入居住宅に入居中の方は、一般住宅及び申込資格のある特定目的住宅(期限付き入居住宅を除く。)へお申込みができます。
- [7] 現在、公営住宅の借上住宅に入居中の方は、一般住宅及び申込資格のある特定目的住宅へお申込みができます。ただし、神戸市が買取りを実施する借上住宅に入居中の方は、原則としてお申込みできません。
- [8] 現在、建替や廃止が予定されている公営住宅に入居中の方の内、明らかに移転が必要な方(神戸市営住宅の場合、「市営住宅マネジメント計画」に基づく事業着手の説明会が開催され、現在お住まいの市営住宅からの移転が必要となった方)は、一般住宅及び申込資格のある特定目的住宅へお申込みができます。

5

申込が可能な世帯構成の範囲

1. 申込者とその3親等内の親族

(※ 右上の数字は申込者から見た親等数)



「ライフパートナー等」とは、次のいずれかに該当する方をいいます。

- •「神戸市ライフパートナー制度実施要綱」に基づきライフパートナー宣誓書受領証の交付を受けた方
- 「兵庫県パートナーシップ制度実施要綱」に基づきパートナーシップ制度届出受理証明 書の交付を受けた方

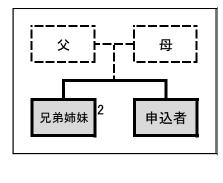
2. 申込み可能な世帯構成の例

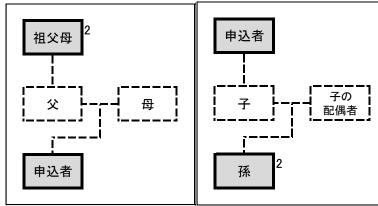
「親子」「夫婦」の世帯構成でなくても申込み可能。

(※ 太枠内の世帯構成での申込み、右上の数字は申込者から見た親等数)

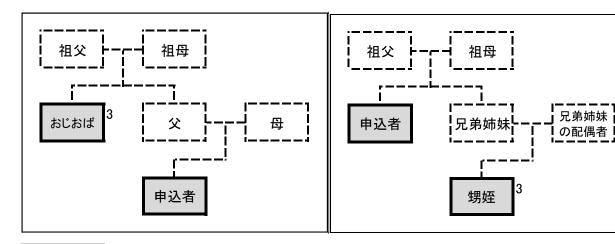
1)兄弟姉妹

②祖父母と孫





③おじおばと甥姪



注 意

- ※<u>申込時点の家族構成を原則とします。</u>配偶者や同居親族を不自然に分割してのお申 込みはできません。
- ※未成年の方はお申込みできません。

【お申込みができない例】

- ・ 夫婦の別居
- ・同居中の未成年の子との別居
- ・同居中の未成年の兄弟との別居
- ・ 申込者から4親等以上離れた親族との申込み
- ・同居する予定のない親族との申込み

政令月収額の計算方法

(申込書に政令月収額記入欄はありません。)

1 政令月収額は次の順序で計算してください。

〔計算の順序〕一

- (1) 収入の種類別(給与・事業・年金)に所得金額を計算
- (2) 各自の総所得金額を計算
- (3) 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算
- (4) 世帯の総所得金額から控除額を差し引き 12 ヶ月で割って政令月収額を計算

(1)種類別所得金額の計算

- 給与所得金額
 - ア. 令和5年12月31日以前から現在まで引き続き勤務されている方は、令和6年分源泉徴収票の支払金額(税込み)を、10ページ計算表の算出式に当てはめて計算します。
 - イ. 令和6年1月1日以降に就職し、現在も引き続いて勤務されている方の支払金額は 次のように計算し、10ページ計算表の算出式にあてはめて計算します。
 - (a) 令和6年10月末までに就職された方 就職した月の翌月(2ヶ月目の給与)から12ヶ月分の合計額を支払金額として 計算します。
 - (b) 令和6年11月以降に就職された方 1年間の支払金額を次の通り推定します。 (働いた期間の総収入 ÷ 働いた期間の月数)×12ヶ月+ボーナス ※ 就職した月の給与(初月給与)は除いて計算してください

② 事業所得金額

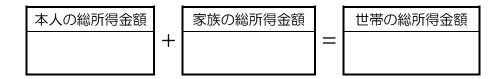
- ア. 令和5年12月31日以前から現在まで引き続き事業されている方は、令和6年分の収入金額から必要経費を除いた金額が総所得金額となります。
- イ. 令和6年1月1日以降に開業し、現在も引き続いて事業されている方の事業所得金額は次のように計算してください。
 - (a) 令和6年 10 月末までに開業された方 開業した月の翌月(2ヶ月目)から 12ヶ月分の合計収入金額から必要 経費合計額を除いた額が事業所得金額となります。
 - (b) 令和6年11月以降に開業された方 1年間の事業所得金額を次の通り推定します。 (営業した期間の総収入一必要経費合計)・営業した期間の月数×12ヶ月 ※ 開業した月(初月)は除いて計算してください
- ③ 年金所得金額(雑所得金額)

年金所得の方は、年間総支給額〔令和6年分〕を10ページ計算表の算出式に当てはめて計算します。

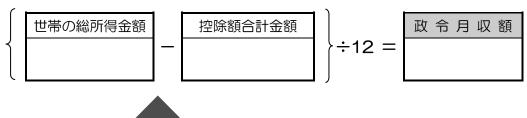
(2)各自の総所得金額を計算

総所得金額二給与所得十事業所得十年金所得十不動産所得十利子所得十配当所得 (各自の総所得金額を計算してください)

(3) 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算



(4)世帯の総所得金額から控除額を差し引き 12 ヶ月で割って政令月収額を計算





11ページの「控除額一覧表」を参照して合計額を計算してください。

控	除	文寸	象		控	除	額	
1.		居 親	族	38万	i円×	人=		円
2.	同居し	ない扶藷	 養親族	38万	i円×	人=		円
3.	老人	扶 養	親族	10万	i円×	人=		円
4.	特別	扶 養	親族	25万	i円×	人=		円
5-1	特別	障	害 者	40万	i円×	人=		円
5-2	障	害	者	27万	i円×	人=		円
6.	寡		婦	27万	i円×	人=		円
7.	V	とり	親	35万	i円×	人=		円
8.	給与	所行	导 者	10万	i円×	人=		円
9.	公的年	金等所	得者	10万	i円×	人=		円
控	除額	の 合	計					円

[※] 入居申込書の「収入·所得」欄には、給与所得の方は(1)の①の支払金額(税込み) を、年金所得の方は(1)の③の年間総支給額を記入してください。

[※] 給与または年金の所得金額がそれぞれ 10 万円未満の場合は、その金額を控除して ください。

2 所得計算表

(1)給与所得計算表

給与所得の方は、次の表の支払金額(1年間に受け取った給与·ボーナスの税込みの合計額)の 区分により給与所得金額を計算してください。

支	払 金 額	給与所得金額の算出式		
5	51,000 円未満	給与	所得金額=「O」円	
551,000	円以上~1,619,000 円未満	支払金額-5	50,000 円=給与所得金額	
1,619,000	円以上~1,620,000 円未満	給与所得金	· 图=「1,069,000」円	
1,620,000	円以上~1,622,000 円未満	給与所得金	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
1,622,000	円以上~1,624,000 円未満	給与所得金	· 图=「1,072,000」円	
1,624,000	円以上~1,628,000 円未満	給与所得金額=「1,074,000」円		
1,628,000 円以上 () 1,800,000 円未満	まず、次のとおり端数整理します。 ア. 支払金額÷4,000円で算出した答の小数点以下を切り捨	左のとおり端数整理 } した支払金額	×0.6+100,000 円=給与所得金額	
1,800,000 円以上 { 3,600,000 円末満	てる。 イ. 上の「ア」で算出した数値 に 4,000 円を掛ける。	左のとおり端数整理 } した支払金額	×0.7-80,000 円=給与所得金額	
3,600,000 円以上 () 6,600,000 円未満	ウ. 次に「イ」で算出した金額を右 の算出式にあてはめてください。	左のとおり端数整理 した支払金額	×0.8-440,000 円=給与所得金額	
6,600,000 F	月以上 ~ 8,500,000 円以下	支払金額×0.9 -	-1,100,000 円=給与所得金額	

(2)年金所得(雑所得)計算表

年金所得の方は、次の表の収入金額(1年間に受け取った年金の税込みの金額)の区分により年金所得(雑所得)金額を計算してください。

	収 入 金 額	年金所得(雑所得)金額の算出式		
65	1,100,000 円以下	年金所得(雑所得)金額=「O」円		
歳 以	1,100,001 円以上~3,300,000 円未満	収入金額 -1,100,000円=年金所得(雑所得)金額		
上の	3,300,000 円以上~4,100,000 円未満	収入金額×0.75-275,000 円=年金所得(雑所得)金額		
方	4,100,000 円以上~7,700,000 円未満	収入金額×0.85-685,000 円=年金所得(雑所得)金額		
65	600,000 円以下	年金所得(雑所得)金額=「O」円		
歳未	600,001 円以上~1,300,000 円未満	収入金額 一600,000 円=年金所得(雑所得)金額		
満の	1,300,000 円以上~4,100,000 円未満	収入金額×0.75-275,000 円=年金所得(雑所得)金額		
方	4,100,000 円以上~7,700,000 円未満	収入金額×0.85-685,000円=年金所得(雑所得)金額		

3 控除額一覧表

- (1) 控除対象者に該当する方がおられる場合は、それぞれの控除額を合算して総所得から差引いてください。
- (2) 2・3・5~7の控除は、原則として所得税法上認定されている方に限ります。
- (3) 4 の控除は、公営住宅法施行令第1条第3号二に規定する扶養親族の方をいい、所得税法上の「特定扶養親族」とは異なります。
- (4) 年齢は、令和7年11月10日現在の満年齢です。

	控 除 :	対 象	範囲	控除額
1.	同居	親 族	申込住宅に同居する申込本人以外の方	38万円
2.	同居しない	\扶養親族	申込住宅に同居しないが所得税法上、扶養親族である方	נונסנ
	3. 老人 拉	夫養親族	扶養親族及び控除対象配偶者のうち70歳以上の方	1 0万円
	4. 特別 抽	夫養 親 族	16歳以上23歳未満の扶養親族	25万円
特	5. 障害者	①特 別 障害者	次の(1)~(8)のいずれかに当てはまる方(申込者又は上記1・2の対象者) (1) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方(これに該当する方は全て特別障害者) (2) 児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医から知的障害者と判定された方(このうち、重度の知的障害者と判定された方は特別障害者) (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(1級の方は特別障害者) (4) 身体障害者手帳の交付を受けている方(1級又は2級の方は特別障害者) (5) 戦傷病者手帳の交付を受けている方(恩給法別表第1号表の2の特別項症から第3項症までの方は特別障害者)	40万円 ②とは重複して 控除することは できません。
7 別 控 除		②障害者	2の特別項証が5まる項証よでの別は特別障害者) (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方(これに該当する方は全て特別障害者) (7) 常に就床を要し、複雑な介護を要する方(これに該当する方は全て特別障害者) (8) 年齢 65歳以上で、その障害の程度が上記の(1)(2)又は(4)に該当する人と同程度であることの町村長や福祉事務所長などの認定を受けている方((1)(2)又は(4)の特別障害者と同程度の障害のある方は特別障害者)	27万円 ①とは重複して 控除することは できません。
対 象 者	6. 寡	婦	申込者本人又は同居親族で次のア又はイに該当する方のうち下記「7. ひとり親」に該当しない方。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合を除く。ア 夫と離婚してから婚姻していない方で、扶養親族を有し、年間の所得の見積額が500万円以下の方。イ 夫と死別してから婚姻をしていない方、又は夫の生死が不明である方で年間の所得の見積額が500万円以下の方。この場合は、扶養親族などがなくても「寡婦」とされます。	27万円
	7. ひ と	: り親	申込者本人又は同居親族で次のア〜エすべてに該当する方。 ア 現に婚姻をしていない方、又は配偶者の生死が不明である方。 イ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない方。 ウ 生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり年間の所得の見積額が48万円を超えていたりする子は除かれます。)がある方。 エ 年間の所得の見積額が500万円以下である方。	35万円
	8. 給 与 9. 公的年登		申込者本人又は同居親族で過去一年間において給与所得又は公的 年金等に係る雑所得を有する者(その者の所得等の金額が 10 万 円未満である場合には、その金額)	10万円 1~7と重複し て控除すること ができます。

[※] 控除額は該当者1人についての額(年間)です。

[※] 寡婦控除は、所得金額から上記8、9の金額を控除した残額が27万円以上の方については27万円、27万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

[※] ひとり親控除は、所得金額から上記8、9の金額を控除した残額が35万円以上の方については35万円、35万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

[※] 給与所得者又は公的年金等所得者控除は、所得が 10 万円以上の方については 10 万円、10 万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

⁽注意) 今後、国の制度の見直しに伴い、月収額の区分、控除の内容等が変更になることがあります。

収入基準早見表

(下記の表は、所得のある方がひとりで、特別控除対象者がいない世帯が対象です)

※ 裁量階層世帯については、13ページ《裁量階層世帯》参照

上段は、政令月収額が158,000円以下

中段は、裁量階層該当世帯区分〔1〕~〔7〕の 政令月収額が 214,000 円以下、

下段は、裁量階層該当世帯区分〔8〕~〔9〕の 政令月収額が 259,000 円以下。

	7 /		入居家族数及び入居しない扶養親族数(申込本人を含む)					
	区分		単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5 人世帯	
給	(H	年問	2,967,999 円 以下	3,511,999 円 以下	3,995,999 円 以下	4,471,999 円 以下	4,947,999 円 以下	
給与所得の方	が込み金	総収入	3,887,999 円 以下	4,363,999 円 以下	4,835,999 円 以下	5,311,999 円 以下	5,787,999 円 以下	
岩	(税込み金額)年間総収入金額			5,035,999 円 以下	5,511,999 円 以下	5,987,999 円 以下	6,463,999 円 以下	
事	左	Ŧ ¶	1,896,011 円 以下	2,276,011 円 以下	2,656,011 円 以下	3,036,011 円 以下	3,416,011 円 以下	
事業所得の方	年間総所得金額	糸尺得	松斤	2,568,011 円 以下	2,948,011 円 以下	3,328,011 円 以下	3,708,011 円 以下	4,088,011 円 以下
岩	金額			3,488,011 円 以下	3,868,011 円 以下	4,248,011 円 以下	4,628,011 円 以下	
		6	3,028,015 円 以下	3,534,682 円 以下	4,041,349 円 以下	4,495,308 円 以下	4,942,367 円 以下	
年	年間総収入金額	65歳未満	3,924,015 円 以下	4,391,778 円 以下	4,838,837 円 以下	5,285,896 円 以下	5,732,955 円 以下	
金所	以入金額	満		5,027,072 円 以下	5,474,131 円 以下	5,921,190 円 以下	6,368,249 円 以下	
得の	税	3,096,011 円 以下	3,534,682 円 以下	4,041,349 円 以下	4,495,308 円 以下	4,942,367 円 以下		
方	の金額)	65歳以-	3,924,015 円 以下	4,391,778 円 以下	4,838,837 円 以下	5,285,896 円 以下	5,732,955 円 以下	
		上		5,027,072 円 以下	5,474,131 円 以下	5,921,190円 以下	6,368,249 円 以下	

- (注) ※ 政令月収額が 123,000 円以上の世帯(所得の上昇が見込まれる世帯で単身者は除く) は、シティハイツ(特別市営住宅)もお申込みいただけます。シティハイツについては、 各管理センターにお問い合わせください。
 - ※ 改良住宅に申込まれる方の上限額を確認されたい場合は、お問い合せください。

≪ 裁 量 階 層 世 帯 ≫

=± \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	= +	政令戶	目 収 額	
該当世帯区分	該当要件	一般市営住宅	改良住宅	
〔1〕高齢者世帯	<u>申込者が60歳以上の方</u> で、かつ入居する <u>全</u> ての方が、60歳以上か、18歳未満である 世帯。 (年齢は、令和7年11月10日現在の満年 齢)			
〔2〕障害者世帯	入居する方の中に、次の(1)~(3)のいずれか、もしくは複数お持ちの方がいる世帯。 (1) 1~4級の身体障害者手帳 (2) A又はB1判定の療育手帳 (3) 1~2級の精神障害者保健福祉手帳			
〔3〕戦傷病者世帯	入居する方の中に、戦傷病者手帳の交付を受けている方がいる世帯。			
〔4〕原子爆弾 被爆者世帯	入居する方の中に、原子爆弾被爆者援護に 関する厚生労働大臣の認定を受けている方 がいる世帯。	214,000 円 以下	139,000円 以下	
〔5〕海外からの 引揚者世帯	入居する方の中に、海外からの引揚者(厚生労働大臣が発行する証明書を有する方)がいる世帯。 (引揚げ証明には、入居する方=引揚者本人の氏名が記載あるもの)			
〔6〕ハンセン病 療養所入所 者等の世帯	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金 の支給等に関する法律第2条に規定する、 ハンセン病療養所入所者等に該当する方が いる世帯。			
〔7〕難病患者 世帯	入居する方の中に、障害者総合支援法における難病等により、障害福祉サービス受給者証等の交付を受けている方がいる世帯。			
〔8〕子育て世帯	入居する方の中に、中学校(これに準する学校を含む)を卒業するまでの子(平成22年4月2日以降に生まれた方)がいる世帯。	259,000円	158,000円	
〔9〕若年世帯	夫婦 (<u>内縁</u> を含む) または <u>婚約者</u> の合計年齢が 70歳以下の世帯。 下線部分は2ページ【注意】参照	以下	以下	

お申込みにあたっての注意事項

申込資格や申込住宅の条件・概要については充分確認のうえ、お申込みください。

- 1. お申込みは、1世帯1通に限ります。
- 2. 原則、お申込み後の住宅変更や同居親族等の変更はできません。
- 3. 申込書に虚偽や事実と異なる事項が記入されている場合は、「無効」となります。
- 4. 資格審査の結果、申込資格を満たしていない場合や、記入内容が事実と異なる場合は、 「失格」となります。
- 5. 指定期日までに必要書類の提出がない場合、または資格審査を受けなかった場合は、「失格」となります。
- 6. 平成 21 年 5 月募集以降で当選又は補欠繰上となられた方については、それまでの落選回数の履歴がなくなり、落選回数に応じて受けられる優遇措置が一旦無くなります。
- 7. 世帯の人数によりお申込みできない住宅があります。〔4ページ、2-① 参照〕
- 8. 障害者の方は、障害の程度が重度又は中度のどちらに該当するかを、次の表により判断してください。

手 帳程 度	身体障害者手帳	療育手帳 (知的障害)	精神障害者 保健福祉手帳 (精神障害)	障害年金
重 度	1•2級	А	1級	1級
中度	3•4級	B1	2級	2級

- ※難病患者の方の障害の程度は、中度に該当します。
- 9. 3回以上、当選後の入居辞退を繰り返される方は、住宅にお困りになっていない方と判断する場合があります。
- 10. 子育て世帯向期限付き入居住宅は、入居期間に限りのある住宅です。期間の満了日までに 住宅を明け渡していただくことになります。〔55 ページ 参照〕
- 11. 家賃月額・募集戸数・入居予定時期等は見込みですので、変更になることがあります。
- 12. 募集住宅一覧のうち、エレベータ欄に「スキップ」と表示されている住宅は、エレベータ が全ての階には停止しませんので、注意してお申込みください。
- 13. (今回募集の住宅に入居されても、) 将来の建替、廃止、大規模改修等にともない、他の市営住宅等への移転が必要になる場合があります。
 - また、大規模改修工事等の際には、騒音、振動、粉塵等が発生することがあります。
- 14. 申込書を鉛筆や消せるボールペン等で記入された場合は、受付できません。
 - 一般住宅及び特定目的住宅とポイント方式住宅を同時に応募する場合は、申込専用封筒に 「一般住宅・特定目的住宅 入居申込書」(白) と 「ポイント方式申込書」(緑)の 2種類をあわせてお送りください。

申込専用封筒には 110円 切 手 を必ず貼付けてください。

※ 申込専用封筒には「一般住宅・特定目的住宅 入居申込書」「ポイント方式申込書」 以外の書類は入れないでください。万一、同封されていても一切お返しはいたしません。

資格審查

当選後、必要書類を提出していただき、資格審査を行います。資格審査の結果、申込資格 を満たしていない場合や、記入内容が事実と異なる場合、指定期日までに必要書類の提出がな い場合、または資格審査を受けなかった場合は、『失格』となります。

当選者に提出していただく主な書類

(1) 神戸市営住宅入居許可申請調書(神戸市所定の様式)

(2)住民票

- ※ 原則、現住所と住民票記載の住所が一致しているものが必要です。
- ※ 入居しようとする者のみに分離した世帯のものが必要です。
- ※ 申込者の世帯全員の「続柄」の記載されたものが必要です。
- ※ 婚約申込みの場合は、両方の世帯全員のものが必要です。
- ※ 内縁関係の方は、「続柄」が未届の夫又は未届の妻となっているものが必要です。
- ※ 外国籍の方は「国籍・地域、世帯主との関係、中長期在留者・特別永住者等の区分」等が記載されたものが必要です。

(3) 市民税・県民税(所得) 証明書

- ※ 申込者の世帯 18 歳以上全員のものが必要です。(18 歳以上で無収入の方、18 歳未満で収入のある方も必要です。)
- ※ 生活保護受給中の方は、福祉事務所長発行の「生活保護適用証明書」(世帯全員分)を 市民税・県民税(所得)証明書に代えて提出してください。

(4) 実態調査書(神戸市所定の様式)

(5) 誓約書

※ 申込者本人及び同居しようとする方が神戸市営住宅条例を遵守すること、及び暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員)で ないことを誓約していただきます。なお、必要に応じ、誓約書に基づき、暴力団員に該 当するか否かについて、警察への照会を行います。

(6) その他神戸市が指定する書類

(7) その他該当する方のみ必要な書類

- ※ 給与証明書、確定申告書(控)、公的年金等の源泉徴収票、戸籍謄本、 障害者手帳、ライフパートナー宣誓書記載内容証明書、兵庫県パートナーシップ制度届出書 記載内容証明書等
- ※ マイナンバー(個人番号)の申請により、上記(2)・(3)申請者の書類が省略できる場合があります。
- ※ 一旦提出いただいた審査書類は返却できません。(確定申告書(控)、障害者手帳等は除く)

よくある質問

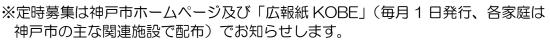
定時募集に関する質問・疑問についてまとめました。

問 「市営住宅」って何?

答 住宅に困っている方に安い家賃で入居できるよう、国の補助を受けて市が整備した公営住宅が市営住宅です。お申込みをするには一定の条件があります。(申込資格2・3ページ参照)

問 募集はいつあるの? 何を見ればいいの?

答 **[定時募集]** 「一般住宅」「特定目的住宅」「ポイント方式住宅」は年4回で、時期5月・8月・11月・2月です。



併せて1ページ「神戸市営住宅の募集のご案内」もご覧ください。

[常時募集] 定時募集で申込みのなかった住宅は、先着順で常時受付けしております。

※常時募集は(一財)神戸住環境整備公社のホームページでお知らせしています。



神戸市 ホームページ

問 政令月収をオーバーしているが、市営住宅に申込みできるの?

答 政令月収が 158,000 円超(改良住宅は 114,000 円超)の世帯は申込みできません。ただし、例外として13ページの裁量階層世帯に該当する方については申込みいただけます。また、政令月収が 158,000 円以上、487,000 円以下の世帯は特別市営住宅「シティハイツ」の入居が可能です。(シティハイツについては、各管理センターにお問い合わせください。)

問 収入はないが申込みできるの?

答 申込資格を満たしていれば申込みできます。入居手続き時に1ヶ月分の家賃等と敷金(基本家賃額の3ヶ月相当額)、入居後は毎月の家賃等を納めていただく必要があります。

問 申込みする際に住宅内部を見ることはできるの?

答申込み時に住宅内部を見ることはできません。

問 当選を一度辞退していても、また申込みはできるの?

- 答 当選又は補欠繰上となられた方が辞退もしくは棄権した場合、過去の落選回数がO回となり、多回数落選による抽選倍率の優遇がなくなりますがお申込みいただけます。常時募集に申込み後、辞退した場合についても同じ取り扱いとなります。
 - ※3回以上、当選後の入居辞退を繰り返される方は、住宅にお困りになっていないと判断する場合があります。

問 市営住宅に入居する際に敷金は必要ですか?

答 当選後、提出いただく収入の証明書類に基づき、決定した基本家賃額の3ヶ月相当額の敷金と1ヶ月分の家賃が入居時に必要です。なお、入居住宅によっては別途自治会費や共益費、管理費等が必要になります。

問 保証人は必要ですか?

答 保証人は不要ですが、入居手続き時に緊急連絡先が1名必要です。

問 「シルバーハイツ」の緊急通報システムって何?

答 住戸内に緊急時の呼出ボタンやセンサーなどが設置され、入居者の方に異常があったと思われる時に感知できるシステムです。

住宅によってシステムが異なりますので、当該住宅の管理センターまでご確認ください。

入居手続き・入居にあたっての注意事項

入居前

- 1. 入居しようとする住宅内部は、鍵渡し前に下見することはできません。
- 2. 入居手続き時に1ヶ月分の家賃等と敷金(基本家賃額の3ヶ月相当額)の納付が必要です。
- 3. 家賃は、口座振替(金融機関)により納めていただきます。
- 4. 入居手続き時に緊急連絡先が1名必要となります。
- 5. 住宅の入居時期は、工事及び書類審査等の関係で予定日より遅れることがあります。
- 6. 指定した日までに入居されないときは、入居許可が取り消されることがあります。

入居後

- 7. 毎年、家賃算定のため前年の収入を申告していただきます。毎月、家賃のほかに共益費 (約1,000円から3,000円程度)及びケーブルテレビの使用料(西神ニュータウン、須磨ニュータウン、六甲アイランド、ポートアイランドの一部の住宅等)が必要です。
- 8. ペット飼育可能住宅以外の住宅では、犬・猫など動物の飼育はできません。
- 9. 住宅敷地内に自動車を無断で駐車することはできません。 駐車場が設置されている住宅で空区画がある場合、有料で使用できます。ただし、 駐車可能な自動車の大きさ等には制限があります。

(駐車場の契約は、住宅の鍵渡し以降になります。申込は事前に可能。)

- 10. 名義変更ができるのは、名義人に、①死亡、②結婚又は離婚による退去、③転勤等による市外転出等の理由が発生した場合に、原則として同居者である配偶者・高齢者・ 障害者等に限られます。
- 11. 申込者本人又は同居しようとする者が、暴力団員である場合は入居できません。 なお、入居後に暴力団員であることが判明した場合、又は暴力団員になったことが 判明した場合は住宅の明け渡しの対象となります。

入居後の管理業務について

入退去手続き、家賃収納や修繕等の管理業務につきまして、指定管理者を選定しております。 指定管理者は区域によって異なり、下記のとおりとなっております。

鍵渡しは下記の各指定管理者が行います。

指定管理者(管理センター)の連絡先

◎ 東灘区・灘区・中央区・兵庫区・長田区の住宅

日本管財株式会社

神戸市営住宅東部管理センター(東灘区・灘区・中央区) 神戸市中央区三宮町1丁目9番1号センタープラザ8階 電話 078-599-7171

神戸市営住宅兵庫・長田管理センター(兵庫区・長田区) 神戸市長田区腕塚町6丁目1番31号アスタくにづか2番館南棟2階 電話 078-691-2790

◎ 須磨区・垂水区・北区・西区の住宅

TC神鋼不動産サービス株式会社

須磨・垂水管理センター(須磨区・垂水区) 神戸市須磨区中落合2丁目2番5号 名谷センタービル4F 電話 078-786-3738

北区管理センター(北区)

神戸市北区鈴蘭台北町4丁目1-20 山神ビル1階 電話 078-591-5567

两区管理センター (两区)

神戸市西区糀台5丁目6番1号 西区文化センタービル6階 電話 078-996-3251

修繕について

1 空家修繕について

空家住宅は、前居住者が退去した住宅を<u>部分的に修繕</u>するため、新築の様な状態ではなく、住宅ごとの傷みの程度により美観や修繕の内容が異なりますので、ご了承ください。なお、修繕内容は、おおむね次の通りです。

新替え

- ●畳の表替え
- ●玄関扉の鍵の取り替え

部分的な修繕

●床・壁・天井等は、汚れ・破損の著 しい箇所のみ部分的に修繕していま す。

設備・点検

- ●電気・給排水・ガス設備の点検及び建 具の開閉調整を行っています。
- ●風呂釜・浴槽・流し台・コンロ台・換 気扇・便器は、従前のものを使用して います。

清掃

新築ではありませんので、汚れがあります。清掃は、入居時に各自で行ってください。

2 住宅の修繕について

入居後一定期間を経過すると修繕内容によっては修理費用が入居者の負担となる場合があります。鍵渡し時にお渡しします「市営住宅入居のしおり」をご覧ください。

なお、神戸市と入居者の修繕費の負担区分については、「市営住宅のしおり」の「修繕費負担 区分表」のとおりとなりますが、最新のものを適用します。

「修繕費負担区分表」のうち神戸市が行う修繕費負担区分であっても、その破損等の原因が入居者の責任による場合は、入居者の負担となります。

3 住戸内の模様替え・住宅の用途外使用・敷地内の工作物設置について

市営住宅は、「公の施設」ですので、入居者が住宅を増築したり、模様替えや、住宅以外の目的に使用したり、住宅敷地内に工作物を設置することは、原則として認められません。 ただし、身体に著しい障害があるなど、生活するうえで特段の理由があり、神戸市の定める承認基準に適合する場合には、条件をつけて認められる場合があります。

なお、前居住者の模様替えにより、建具が開き戸から引き戸に変更されている場合は状況により、そのまま使用していただく場合がありますのでご了承ください。

家賃について

- 1 家賃は、入居者の収入や住宅の規模・立地条件・経過年数等に応じて異なります。 個々の住宅の家賃については、募集住宅一覧をご覧ください。
- 2 家賃の算定に用いる入居者の収入は、政令月収額として下記の7区分に分類されます。政令月収額は8~11ページの計算方法で算出することができます。

【収入による家賃の算定区分】

```
①・・・・政令月収額が 0円~104,000円の世帯②・・・・政令月収額が104,001円~123,000円の世帯③・・・・政令月収額が123,001円~139,000円の世帯④・・・・政令月収額が139,001円~158,000円の世帯⑥・・・・政令月収額が158,001円~186,000円の世帯⑥・・・・政令月収額が186,001円~214,000円の世帯⑦・・・・政令月収額が214,001円~259,000円の世帯
```

※ただし、⑤~⑦は、裁量階層世帯(13ページ参照)

- ※入居決定後、一定額以下の収入の方は、家賃の減免を受けられる場合があります。 この場合、非課税の収入(遺族年金・障害年金・雇用保険・労災保険・傷病手当・ 児童福祉手当・仕送り・奨学金等)も加算されます。 詳しくは各管理センターにご相談ください。
- 3 裁量階層世帯は、募集住宅一覧の家賃額以上(⑤~⑦の範囲)の金額になります。 (募集住宅一覧に記載している家賃額は①~④の範囲の金額です)。
- 4 家賃は、上記1の要素により毎年度変動します。
- 5 入居後は、毎年、家賃算定のため前年の収入を申告していただきます。 入居から3~5年経過後、収入が一定額以上の場合には、収入超過者又は高額所得 者と認定され、民間住宅なみの家賃が段階的に適用されるとともに、住宅の明け渡 しをしていただきます。

要告知住宅・改良住宅について

要告知住宅

下記の理由により募集を停止していた住宅です。 その旨をご了承のうえ、お申込みください。

- ・自然死や不慮の事故死 (入浴中の転倒事故や食事中の誤嚥等) 以外の死が発生した住宅
- 特殊清掃等が行われることとなった自然死や不慮の事故死が発覚してから概ね3年間が経過していない住宅
- 火災が発生した住宅

〔申込資格・入居条件について〕

- 申込資格については、同じ募集区分の住宅と同じです。
- ・入居にあたっては誓約書を提出していただきます。(上記内容の住宅であることの了解、及び入居後もそのことを理由に住宅交換などの申請や異議を申し立てないことについての誓約書)

改良住宅

住宅密集地域の住宅改良を行うために、住宅地区改良法等に基づき建設された住宅です。 ※申込資格のうち収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。 (収入基準については、3ページ[3]収入の条件参照)

個人情報の利用目的等について(ご了解事項)

- (1)個人情報の利用目的
 - ①市営住宅等の申込、入居、収納、修繕、退去等の業務
 - ②各種情報、及び連絡事項のご連絡やご案内
- ③各種アンケートのお願い

④調査・統計資料の作成

⑤その他住宅等の管理上必要な場合

(2)個人情報提供の任意性

申込書や各種申請書等について、個人情報を含む所定の記入箇所の不備や添付書類を提出されない場合、 失格や無効など、不利益が生じる場合があります。なお、各種アンケートについては、個人情報の提供は任意です。

- (3)個人情報の第三書提供
 - (一財)神戸住環境整備公社は「法令等に定めがある場合」「個人の生命を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合」等を除き、個人情報をこの市営住宅の申込みの目的以外には使用いたしません。
- (4)個人情報の預託
 - (一財)神戸住環境整備公社は、業務の執行上、個人情報保護の措置が講じられている業者(管理業者、修繕業者など)へ個人情報を預託する場合があります。
- (5)個人情報の利用目的の通知および開示等の手続き
 - (一財)神戸住環境整備公社は、本人又は本人から委託された代理人からの個人情報の開示・訂正・利用停止等の請求に 対応しております。なお、開示等の請求をしようとする方々は各種請求書を提出していただきます。

募集住宅一覧の見方

K	不奪囚								
		住空夕				面積(㎡)	日報字信	4	
申		Р Н	<u>†</u>		カーグ,	間取り	品多点	局水	年 本 擂
区分	梅	(建設年度) 注意マーク	交通	踏 号 室	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	畳 数	(田)	倍率	Ĺ
2		6 4 4		2階建		51m²	007.70		(政令
· \		₩ 1 0	大瀬下して正正しま	〇号棟	:	3DK	27,400	(2)	9
<u></u>	\$ \$	(昭和〇〇年)	()	造っ	×	和6.6 洋3.5	}	#	参照)
4	(,	阪神 〇〇」駅 徒歩〇分	313号室		(5.6	40,800	<u> </u>	

<u>ئ</u>	ルバー	ルバーハイツ】(単身	身向)				な申込資格	いつこと	☆申込資格については、○○ページをご覧ください。
申込	中込	住宅名	所 在 地		カーダ・コナ	面積(m²) 間取り	月額家賃	過去	田 平 田
区分	番号	(建設年度) 注意マーク	交通	略 号 整		量 数	(田)	品 率	Ĺ
3		#110	**************************************	10階建		39m²	20 500		要告知住宅
₩ 1	4世	ት ፤ 1	一	〇号棟	(1DK	20,200	(20)	
水 但	**	(平成〇〇年)	JR「△□」駅より、市・□□バス約〇分「○○	暑9)	和6	> 1	布	
ľ			介護センター前」徒歩〇分	616号室		DK8.4	30,500	Ī	

・・・・・・「1人以上」「2人以上」など該当住宅に応募できる世帯人数を記載しています。 (注)「単身向」は1人世帯のみが申込めます。 申込区分

・・・・・・「一般」は申込書の一般住宅申込番号欄に、「特目」は特定目的住宅申込番号欄に記入する番号を記載しています。 申込番号

建設年度 …… 建築工事を開始した年度を記載しています。

🗐 👍 🗐 など)・・ 該当住宅について注意いただきたいことを、マークで表しています。(マークの説明は各住宅一覧の下部に記載しています。) 付近の住環境については、事前に十分ご検討のうえお申込みください。申込後の住宅変更はできません。 注意マーク(

・・・・・・ 該当住宅の敷地出入り口から合理的な交通手段について記載しています。(他にも交通手段が存在する場合があります。) 交通

ILベータ(○ ×) 設置の有無等について記号で記載しています。

・・・・・・ 面積は部屋の総面積を(数字の端数は切り捨て)、間取は居室数+その他の構成(食事室+炊事場ならDK)を、畳数は和室と洋室及び その他の構成に分けた畳数を記載しています。 面積・間取り・畳数

上段は1階層、下段は4階層の家賃を表しています。月額家賃欄の入居者負担額等、詳しくは20ページをご覧ください。 月額家賃

一般住宅は、前年度に募集があったときの直近の倍率です。特定目的住宅は、過去3年度で募集があったときの直近の倍率です。

過去倍率

(注)裁量階層世帯(改良住宅を除く)となる方については5~7階層となりますので、掲載している家賃より高くなります。

((0)倍は申込みのなかった住宅です。) 倍率欄で(未)倍と表示されているのは、対象年度に募集のなかった住宅です。

※参考として掲載していますので、今回も同じような倍率になるとは限りません。

・・・・・・ 要告知住宅・改良住宅(21ページ参照)、当該住宅についての補足事項等を記載しています。 備考欄

神戸市営住宅 入居申込みのご案内

定 時 募 集

一般住宅•特定目的住宅

各住宅の申込資格等をよく確認のうえ、お申込みください。

抽選の結果、当選・補欠となられても、申込資格を満たしていない場合や記載内容が事実と異なる場合は、「失格」となります。

「一般住宅」「特定目的住宅」は、 白色の「一般住宅・特定目的住宅 入居申込書 (令和7年11月募集)」で、 お申込みください。

≪ 「ポイント方式住宅」とは別枠で申込受付を行います。≫

「ポイント方式住宅」は、緑色の「ポイント方式申込書」により、お申込みすることができます。

記入例

申込書の書き方(一般住宅、特定目的住宅)

- (基準日) 令和7年11月10日現在の情報を正確に記入してください。
- お申し込み後は、理由を問わず記入内容の変更は一切できません。
- 記載不備または判断できないような記載をされている場合や、事実と異なる記載が あった場合は、すべて無効となります。
- 鉛筆や消せるボールペン等で記入しないでください。

申込番号を記入してください。 申込区分や特定目的住宅は申込み資格を確認して、 記入してください。

住所・氏名・フリガナ・性別・生年月日・年齢 は正確に漏れなく記入してください。 続柄コードは記入不要です。

一般住宅·特定目的住宅 入居	申込	書(令和	17年11月募集)		abla			
令和7年 月 日 (あて先)神戸市長	この	申込書の記載内	掲載事項を了承のうえ、以下のとま 内容について、申込受付後の変更だ Р事実と異なる事項が記載されてい	ができょ	いこと	と了承し		セフ担ム
■一般住宅に申込希望の方			も異議を申し立てません。	,の独日	、必安寺	S S S S S S S S S S S S S S S S S S S	記事以例れ いよこ イツ用 かも	のの物口
一般住宅 申込番号 301番 ~405番 301番		現住所	郵便番号 6 5 3 → 7 → 7 → 7 → 7 → 7 → 7 → 7 → 7 → 7 →	葉町	。 5丁	<i>0</i> 目 I	-32 OO住	宦宅△
■特定目的住宅に申込希望の方	込 名	現住宅 別	1. ☑ 民間賃貸住宅 3. □ 市営住宅 5. □ 持家(□ 売却又は名割 9. □ その他(夏 李更子	定 🗆	4. 🗆	公社·UR住宅 県営住宅 ※多1 予定 □ 申込世帯以)	
特定目的住宅 申込番号 801番 ~893番 7 5	義 人		フリガナ 氏 名 ^{コウベ タロウ}	性別男	続柄	続柄コード	生年月日 (和 曆) T(S)H R	年齢
		D ;	神 戸 太郎	女男	人	0 1	62·1·22 T S(H)R	38
■次の事項について、1,2いずれかの口に必ず ✓ 印をつけてください。	同個居		神戸 花子	女	妻		4.7.5	33
申込名義人又は 同居しようとする親族 に暴力団員はいない 1. ☑ いない 2. □ い る	しよう	3	<u>コウベ イチロウ</u> 神戸 一郎		子		T S (H) R 30·8·10	7
生活保護受給の有無 1. □ あり 2. ☑ なし	と す@ る	D ;	コウベ ジロウ 神 戸 次郎	<u>女</u> 男 女	子		T S H(R) 3·9·20	4
別居扶養の有無 1. □ あり 2. ☑ なし	親族	5		男・女			T S H R	
	<u>**</u> t	世帯人数が6人	以上で記入欄が足りない方は、同	じ内容	· を記入し	した別組	。 紙を添付してくださし	٠١ _°

生活保護受給中の方は、「生活保護受給の有無」の「1.口あり」に 必ず✔印をつけてください

記入が終わりましたら・・・

- ・申込書の右上の欄に85円切手を貼ってください。
- 郵送受付は11月10日(月)までの消印があり、かつ11月12日(水)までに指定の私書箱に届いたものが有効です。
- ※切手を貼っていない場合は結果を通知いたしかねますのでご了承ください。
- 申込専用封筒には所定の切手を貼って、申込書のみ封入して送ってください。
- ・申込書は1世帯1通に限ります。同一の世帯が複数の住宅にお申込みをした場合や 同じ方の名前が複数の申込書に記入されている場合は、理由を問わず全てのお申込み が無効となります。



申込書の書き方(一般住宅、特定目的住宅) (つづき)

〇申込番号

- ・申込みを希望する住宅番号を、一般住宅・特定目的住宅にそれぞれ1つだけ申込番号欄に記入してください。
- •一般住宅・特定目的住宅のいずれかのみご希望の場合は、その住宅番号のみご記入ください。
- ・単身世帯は、申込区分欄の「1人以上」、「単身向」、「世帯人数制限なし」の住宅しかお申込できません。申込区分欄が「2人以上」の住宅は2人以上、「3人以上」の住宅は3人以上、「4人以上」の住宅は4人以上の世帯しかお申込みできません。
- 特定目的住宅は 51 ページから 57 ページの「特定目的住宅の申込資格」の「資格・条件」 をご確認の上、お申込みください。
- なお、申込番号が両方とも未記入の場合や、申込資格がない住宅番号を記入されている場合 は受付できません。
- ※お申込み後の申込番号の変更は認められません。

〇申込名義人・同居しようとする親族

- ・間借りされている方は、(様方)まで記入してください。
- 現住所欄には、集合住宅の場合はマンション名・アパート名等まで明記してください。
- •現住宅種別欄で、「3 市営住宅」または「4 県営住宅」を選ばれた方は、4ページ 3で申込資格について確認してください。また、多世代の近居申込に該当する場合は、「はい」に回をつけてください。(4ページ 3[2]参照)
- 結婚予定で申込まれる方は、続柄を「婚約者」と記入してください。
- ※お申込み後の「入居しようとする親族」欄での、ご家族の追加・変更は原則認められません。

〇収入金額

- ・収入又は所得のある方は、「給与」「年金」「事業等」の該当するものすべてに〇印をつけ、 「給与」及び「年金」の方は年間総収入金額(税込金額)を、「事業等」の方は年間総所得 金額を記入してください。
 - ※令和6年1月1日以降に就職(転職)した方は、8ページ「1(1)①イ」の計算方法により年間総収入金額を、また令和6年1月1日以降に開業(転業)した方は、8ページ「1(1)②イ」の計算方法により総所得金額をそれぞれ推定して記入してください。転職・転業前の収入は関係ありません。
- ※令和7年 11 月 10 日より前に退職して、令和7年 11 月 10 日時点で無職の方は金額「O」と記入してください。その場合は、収入には含みません。
- ※所得税の確定申告で繰越損失額のある方は、事業等の欄に〇印をつけ、差引き後の所得金額を記入してください。
- ・生活保護を受けている方は「生活保護」、失業中の方は「失業」、その他収入のない方は金額 欄に「O」と記入してください。
- ※収入又は所得の区分を間違って記入した場合、失格となることがあります。

○暴力団員の有無・生活保護受給の有無・別居扶養(別居している扶養親族)の有無

- ①暴力団員の有無について、「1 いない」、「2 いる」のいずれかに回をつけてください。
- ②生活保護受給の有無について「1 あり」、「2 なし」のいずれかに回をつけてください。
- ③別居扶養の有無について、現在、<u>所得税法上の扶養控除対象者で別居</u>しており、入居されない方があれば「1 あり」に回をつけてください。

1. 落選回数について

- ・30ページ「1」を参照して、1~7のいずれかに必ず回をつけてください。
- ※IPIの記入がない場合は、「①(O~4回)」のお申込みとさせていただきます。

2. 阪神・淡路大震災被災者資格について

- •阪神·淡路大震災被災者資格について、30ページ「2」を参照して、該当する番号に必ず 「アをつけてください。
- •「B-2.両方とも提出できる」に図をつけた方は、当選時、阪神淡路大震災による「全壊(焼)」か「半壊(焼)」のり災証明とその住宅が解体済(又は解体予定)の証明書が必要です。(全焼の場合は、解体証明書は必要ありません。)
- ※図の記入がない場合は、「B-1.両方とも提出できない、または一方だけ提出できる」のお申込みとさせていただきます。

3. 世帯の状況について

- 1 又は 2 のいずれかに回をつけ、ア〜スのいずれかにも必ず回を付けてください。(年齢は令和7年 11 月 10 日現在の満年齢です。)
- ※回の記入がない場合は、「2-ス」のお申込みとさせていただきます。
- ※特に、オ、カ、キ、ケは下記の条件を満たしている世帯<u>のみ</u>が当てはまりますので、お間違えがないようにご注意ください。
 - オ 配偶者又はライフパートナー等のいない方で、<u>扶養</u>している 20 歳未満の子が同居 している母子のみ父子のみの世帯

(他に扶養している20歳以上の子が同居している場合も対象)

- カ 夫婦(内縁・婚約者含む)の合計年齢が70歳以下のみの世帯
- キ 18歳未満の子が、3人以上同居している<u>親子のみ</u>の世帯 (他に<u>扶養</u>している18歳以上の子が同居している場合も対象)
- ケ 義務教育就学年齢(中学生)以下の子(平成22年4月2日以降に生まれた方)と 同居している親子のみの世帯

(他に<u>扶養</u>している義務教育就学年齢(中学生)超の子(平成22年4月1日以前に生まれた方)が同居している場合も対象)

4. 困窮理由について

- 1~10のうち該当する番号全てに回を付けてください。
- ※騒音・日当り等、生活環境による理由は該当しません。

抽選方法について(一般住宅、特定目的住宅)

申込者に抽選番号を付与し、抽選により当選番号を決定します。

【当選番号決定方法】

定時募集の抽選は、「一連番号方式」と呼ばれる抽選方法で行います。

- 1. 0から9までの10個の抽選玉を用意し、最初に抽出した番号を第1順位とし、以下抽出した番号順に抽選結果表に記録していきます。
- 2. これを桁ごとに繰り返します。
- 3. 当選番号は、抽選結果表に記録された数字の組み合わせによって決定します。

【例】全住宅の中で最も多い抽選番号数値が200の場合

Step1 抽選玉を用意し、桁ごとに数字を抽出します。(抽選結果表)

百の位は0から2、十・一の位は0から9までの抽選玉を抽出します。

	百の位	十の位	一の位
①番目の数	1	6	1
②番目の数	2	5	2
③番目の数	0	7	4
④番目の数		2	6
⑤番目の数		9	80
⑥番目の数		0	3
⑦番目の数		1	0
⑧番目の数		3	5
9番目の数		8	7
⑩番目の数		4	9

Step2 Step1の抽選結果表を使って当選番号の順位が決まります。(優先順位の決定)



抽選番号数値200を超えている ため該当なし

	順位3	「151」							順位4	Г051]	
	百の位	十の位	一の位		百の位	十の位	一の位		百の位	十の位	一の位
	1 /	6	71		1	6	<i>7</i> 1		1	6	₇ 1
	2	[→] 5	2		2 -	\ 5 }	2		2	7 5/	2
	0	7	4		0	7	4		0 /	7	4
		2	6			2	6			2	6
		9	8			9	8			9	8
		0	3	ŕ		0	3	r		0	3
		1	0			1	0			1	0
		3	5			3	5			3	5
		8	7			8	7			8	7
		4	9			4	9			4	9
•				-	抽選番号数	7値200をま	習えている				

抽選番号数値200を超えていた ため該当なし

…以下 省略…

Step 2の法則に従って各住宅の当選番号と補欠番号が決まります。

当選番号は、各住宅の申込者数により異なります。 抽選番号数値 200 の場合、当選番号及び補欠番号は下記のとおり

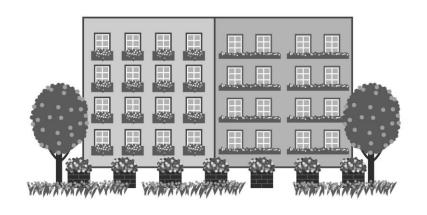
	当選番号	補欠番号
最大抽選番号 200の住宅	161	61
最大抽選番号 180の住宅	161	61
最大抽選番号 160の住宅	61	151
最大抽選番号 150の住宅	61	51
最大抽選番号 90の住宅	61	51
最大抽選番号 60の住宅	51	21
最大抽選番号 50の住宅	21	1
最大抽選番号 30の住宅	21	1
最大抽選番号 10の住宅	1	2

●抽選会見学のご案内

抽選会見学希望者 10 名を募ります。今回の一般住宅・特定目的住宅の申込者で抽選会の見学を希望される方は、官製はがきに「①住所②氏名③電話番号④申込番号⑤抽選会見学希望」とご記入のうえ、(一財)神戸住環境整備公社 市営住宅募集係(宛先は裏表紙に記載)までお申込みください。

抽選会見学の申込み受付は、令和7年11月10日(月)までの消印有効、12日(水)必 着。

抽選会見学希望者の申込みが多数の場合は、抽選を行い、当選された方のみに通知します。



抽選倍率優遇制度について(一般住宅)

抽選倍率優遇制度とは、一般住宅申込者でかつ、「多回数落選者」、「被災者資格対象者」、「優先枠対象者」に対し、通常1個付与される抽選番号を、落選回数に応じて複数個連番で付与することで、抽選倍率を優遇し、当選確率を上げるものです。

なお、優先的にご入居できるというものではありません。また、「特定目的住宅」及び「ポイント 方式」には優先倍率はありません。

ただし、身体障害者手帳の1級又は2級の交付を受けている方がいる世帯が、身体障害者世帯向 住宅をお申込みされる場合、落選回数に限らず抽選番号が2個付与されます。

抽選番号付与数(個)

落選回数 (1 多回数落選者) 対象者	4回以下 落選者	5回以上 落選者	10回以上 落選者	15回以上 落選者	20回以上落選者	25回以上 落選者	30回以上 落選者
2 被災者資格対象者 又は 3 優先枠対象者	2個(2倍)	5個(5倍)	6個(6倍)	7個(7倍)	8個(8倍)	9個(9倍)	10個(10倍)
上記対象者 以外	1個(1倍)	3個(3倍)	4個(4倍)	5個(5倍)	6個(6倍)	7個 (7倍)	8個(8倍)

1 多回数落選者とは

- (1) 平成 15 年 5 月定時募集以降の一般住宅及び平成 22 年 10 月定時募集以前の特定目的住宅の落 選回数を数えます。(一般住宅及び特定目的住宅の両方に落選した場合、落選回数は「1 回」と数 えます。)
- (2) ポイント方式、追加募集、再募集、平成 23 年5月定時募集以降の特定目的住宅は落選回数に含みません。
- (3) 平成 21 年5月定時募集以降、当選又は補欠繰上を辞退もしくは棄権した場合、常時募集を申込まれた場合は、落選回数の履歴はなくなり、新たに「〇回」から始まります。【※1】
- (4) 落選回数は「落選はがき」で確認しますので、大切に保管してください。
- (5) 令和7年8月定時募集の一般住宅で補欠となり、令和7年11月10日現在で補欠繰上のない方は、落選とみなし、落選回数に加えます。ただし、抽選会までに補欠繰上となった場合、今回の定時募集の申込資格はなくなります。なお、補欠繰上の期限は令和7年11月30日です。

【※1】次の方は、落選回数履歴がなくなり、新たに「O回」から始まります。

- ア. 当選者(入居予定者)、及び辞退または棄権された方。
- イ. 補欠繰上当選者となり、辞退又は棄権された方。
- ウ. 常時募集に申込みをした方、及び申込後辞退された方(資格審査前も含む)。

2 被災者資格対象者とは

震災時に居住していた住居が 「解体済」又は「解体予定」であ る事を証明又は確認できる



阪神・淡路大震災による「全壊(焼)」 「半壊(焼)」の り災証明書を所有 している

- 【注意】(1)「全壊(焼)」又は「半壊(焼)」の<u>り災証明書</u>をお持ちの方でも、居住していた住宅の解体が証明又は確認できない方及び、お持ちの<u>り災証明書</u>が「一部損壊」の方等は、「被災者資格対象者」としてはお申込みできません。
 - (2)「被災者資格対象者」と「優先枠対象者」の重複での優先倍率はありません。

3 優先枠対象者とは

優先枠対象者とは次の項目にあてはまる世帯です。(年齢は令和7年11月10日現在)

- ① 65歳以上の方のみの世帯(単身世帯を含む)
- ② いずれか一方が65歳以上の夫婦のみの世帯(他に65歳以上の方がいる世帯を含む)
- ③ 65歳以上の方(いずれか一方が65歳以上の夫婦を含む)と18歳未満の方のみの世帯
- ④ 中度以上の障害者等がいる世帯(難病患者を含む)
- ⑤ 配偶者又はライフパートナー等のいない方で、<u>扶養</u>している20歳未満の子が同居している 母子のみ又は父子のみの世帯。(他に扶養している20歳以上の子が同居している場合も対象)
- ⑥ 夫婦(内縁、婚約者を含む)の合計年齢が70歳以下のみの世帯
- ⑦ 18歳未満の子が、3人以上同居している<u>親子のみ</u>の世帯。(他に<u>扶養</u>している18歳以上の子が同居している場合も対象)
- ⑧ ハンセン病療養所入所者等
- ⑨ 義務教育就学年齢(中学生)以下の子と同居している<u>親子のみ</u>の世帯。(他に<u>扶養</u>している 義務教育就学年齢(中学生)超の子が同居している場合も対象)
- ⑩ DV(配偶者等からの暴力)被害者がいる世帯【※1】
- (1) 中国残留邦人等世帯(国が発行する本人の帰国証明書が必要)
- ⑫ 警察の証明等で確認できる犯罪被害者世帯【※2】

【※1】 DV 被害者の世帯とは、下記にあてはまる方が対象です。

DV被害者とは、配偶者等からの暴力を受けた被害者で、次のア、イ又はウのいずれかに該当する方で、それぞれの証明書のある方を言います。

- ア. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「配偶者暴力防止等法」といいます)第3条第3項第3号の規定による一時保護又は神戸市母子・婦人短期保護事業、配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護又は母子生活支援施設による保護を受けている方、もしくは保護が終了した日から起算して5年を経過していない方。
- イ. 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2 の規定により裁判所がした命令の申立てを 行った方で当該当命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない方。
- ウ. 配偶者暴力相談支援センター、女性相談支援センターによる配偶者等からの暴力を受けている旨の証明を受けている方、もしくは女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して被害者支援を行っている民間支援団体において、配偶者等からの暴力を理由に避難している旨の確認を受けている方。

(「配偶者等」には、婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含みます。)

【※2】 犯罪被害者世帯とは、下記にあてはまる方が対象です。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第2条第3項に定める犯罪被害者(配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者を除く。)及びその親族又は遺族。ただし、犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな方であり、次のア又はイのいずれかに該当することが客観的に証明される方で犯罪被害が発生してから1年以内の方の世帯であること。

- ア. 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった方
- イ. 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住 し続けることが困難となった方
 - (ア) 犯罪により住宅が滅失又は著しく破壊したために居住することができなくなった方
 - (イ) 住宅を客体とする犯罪により居住することができなくなった方
 - (ウ) 犯罪により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった方

一般住宅、特定目的住宅のお申込みからご入居まで

お申込み

令和7年11月1日(土)~令和7年11月10日(月)

郵送受付は、11月10日(月)までの消印があり、11月12日(水)までに指定の私書箱に必着のこと。消印については、投函時刻が遅い場合、翌日の消印となることがありますのでご注意ください。

※ 一般住宅と特定目的住宅にそれぞれ申込資格がある方は、白色の入居申込書で 両方の住宅をお申込みできます。(別々の申込書では申し込まないでください)

申込資格 等の確認

申込書に記入もれ等がある場合、受付できないことがありますのでご注意ください。また、85円切手を所定欄に必ずお貼りください。

抽選番号のお知らせ

各申込者に「抽選番号」を『はがき』でお知らせします。 令和7年12月上旬頃に発送する予定です。



令和7年12月中旬頃に抽選を行います。

立会人の下での公正な抽選により、当選者・補欠者を決定いたします。



令和7年12月下旬頃に「抽選結果のお知らせ」を郵送いたします。

※12月25日を過ぎても届かない場合はお問い合わせください。



令和8年1月上旬頃に必要書類を提出し資格審査を受けていただき、入居 資格の有無について決定を行います。

日時などについては別途通知いたします。



※ 資格審査の結果、申込資格を満たしていない場合や記入内容が事実と異なる場合、指定期日までに必要書類の提出がない場合、または資格審査を受けなかった場合は、『失格』となります。また、必要書類の不備・不足により、後日再提出された場合には、入居時期が遅れることがあります。

入居手続

鍵渡しの日など入居に関する詳細の案内は、管理センターから郵送されます。 お受け取り後、ご確認ください。

鍵渡しは、令和8年2月末頃の予定です。

資格審査の状況により3月末頃となる場合があります。

※ 鍵渡しの際に、必要書類が提出できない場合は、許可が受けられないことがあります。

募集住宅一覧

一既命

月額家賃欄の入居者負担額等、くわしくは20ページをご覧ください。

Hフベータ ····・ O 怕り × 無し

エレベータ欄に「スキップ」と表示のある住宅は、エレベータが全ての階には停止しません。

風 呂 …… 全ての住宅に浴槽及び風呂釜が設置されています。

一般住宅で前年度に募集があった住宅の倍率です。((0)倍は申込みのなかった住宅です。) 倍率欄で(未)倍と表示されているのは、前年度に募集のなかった住宅です。 : 過去倍率

洗濯機置場 …… 昭和63年以前に建設された住宅は、洗濯機置場がバルコニーとなる場合があります。

入居予定は令和8年3月1日から1ヶ月となります。 間取り図の一例は神戸市ホームページ「市営住宅一覧」でご覧いただけます。





申	申込	住宅名	所在地	階 建号 操	, 1	面積(㎡) 間 取 り	月額家賃	過去	Ħ
区分	番号	(建設年度) 注意マーク	交通	中路	エレヘーダー	量数	(田)	倍率	軍令種
	一一	塚の前	東灘区住吉宮町1丁目2番18	5階建 1号棟	(39㎡ 2DK	22,000	(24)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
_	301	(昭和47年度)	阪神「住吉」駅 徒歩5分	3階 302号室	0	和6,6 DK5.6	32,800	华	()
~	第—	魚崎南	東灘区魚崎南町6丁目12番1	11階建 1号棟	(37 m 2DK	21,200	(13)	
젘		(昭和46年度) ●●	阪神「青木」駅 徒歩6分	2階 203号室	0	和6,6 DK5.2	31,500	争	
4	一一	青木南第三	東灘区青木4丁目2番10	10階建 1号棟	(50m² 2DK	31,700	₩	
		(平成7年度) ∰	阪神「青木」駅 徒歩8分	3階 311号室	0	和6洋5.2 DK7.4	47,200	华	
	一般	塚の前	東灘区住吉宮町1丁目2番18	5階建 1号棟	(45m 2UDK	24,900	₩	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
	304	(昭和47年度)	阪神「住吉」駅 徒歩5分	4階 405号室	0	和6,6 U3.8 DK5.1	37,200	却	照)
	—————————————————————————————————————	本山第三	東灘区本山南町1丁目3番	8階建 1号棟	(47 m 3DK	27,000	(16)	
8	305	(昭和49年度)	阪神「深江」駅 徒歩6分	3階 306号室	0	和6,4洋4.5 DK6.4	40,200	华	
~	一般	魚崎西	東灘区魚崎西町4丁目11番17	5階建 1号棟	(50m² 3DK	28,300	₩	
젘	306	(昭和51年度)	阪神「魚崎」駅 徒歩5分	5階 506号室	O	和6,4洋3.5 DK7.3	42,200	华	
4	一一	魚崎西	東灘区魚崎西町4丁目5番1	5階建2号棟	(50m² 3DK	28,300	₩	
	307	(昭和52年度)	阪神「魚崎」駅 徒歩5分	3階 302号室	O	和6,4洋3.5 DK7.3	42,100	华	
	- 一般	魚崎西	東灘区魚崎西町4丁目5番1	5階建 2号棟	(50m² 3DK	28,300	#	
	308	(昭和52年度)	阪神「魚崎」駅 徒歩5分	4階 410号室	0	和6,4洋3.5 DK7.3	42,100	却	
¢					(

●● 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります○ 国道等が近い為騒音等が発生することがあります○ 政良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

Ŕ									
申込	申込	住宅名	所 在 地	略 建号 棟	1. 1.	面積(㎡) 間 取 り	月額家賃	温去	井
区分		(建設年度) 注意マーク	交通		-X-X-X-	量 数	(田)	品 率	Ĺ
		4 以上	市業で名	配場 記場 日		20سٍ	006 86		
0			大海下河西四年 7 四0年 7	2号棟	(3DK	20,300	₩	
-	309	(昭和52年度)	医轴 鱼 海 神 神 神 神	5階)	和6,4洋3.5	}	毑	
<				507号室		DK7.3	42,100		
2		半半十	1张1日上1半旱小凶紫里	10階建		47 m²	008 26		
Ź			大海にもに、一口・一口・一口・一口・一口・一口・一口・一口・一口・一口・一口・一口・一口・一	1号棟	(3DK	27,600	₩	
4	310		医猫[涇江 昭 朱恭6公	28曜	O	和6,4洋3	₹	印	
				502号室		DK6	41,400		

🖱 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります

申		住宅名	所 在 地	品種	, 1	面積(㎡)間取り	月額家賃	過大	Ĥ
区分	番号	(建設年度) 注意マーク	交通	- 品級	177-18-1	曹 数	(田)	中率	1 有人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人
_	第	奉ン	灘区八幡町2丁目4番16	5階建 3号棟	(35m² 2K	20,500	₩	和式トイレ
≺	311	(昭和43年度)	阪急「六甲」駅 徒歩4分	1階 101号室	Э	和6,6 K4.4	30,500	却	
즤		奉ン	灘区八幡町2丁目4番16	5階建 3号棟	(35m² 2K	20,500	₩	和式トイレ
4	312	(昭和43年度)	阪急「六甲」駅 徒歩4分	5階 501号室	0	和6,6 K4.4	30,500	毌	
	\$	岩屋北	灘区岩屋北町2丁目4番20	5階建 2号棟	(48m 3DK	27,100	(22)	
0	313	(昭和50年度)	阪神「岩屋」駅 徒歩6分	3階 302号室	0	和6,4洋3.5 DK6.7	40,400	毌	
≺	登	上河原	灘区上河原通2丁目1番1	3階建 1号棟	;	59㎡ 3DK	37,300	(₩)	
즤	314	(平成元年度) ●	阪神「大石」駅徒歩8分	2階 203号室	×	和6,6洋4.5 DK6.6	55,500	毌	
괵		六甲	灘区六甲町5丁目7番1	8階建 1号棟	C	59㎡ 3DK	38,500	₩	
	315	(平成9年度)	阪急「六甲」駅 徒歩12分	4階 403号室)	和6,6洋4.6 DK7.4	57,300	倍	
	 	神前	灘区神前町4丁目2番	7階建 1号棟	(66㎡ 3LDK	42,800	(2)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
4	316	(平成4年度)	阪急「六甲」駅 徒歩11分	4階 401号室	O	和6,4.5洋5 LDK10.5	63,800	毌	照)
≺	登	神前	灘区神前町4丁目5番4	4階建 4号棟	(79㎡ 4LDK	52,600	₩	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
즤	317	(平成9年度)	阪急「六甲」駅 徒歩11分	2階 201号室	O	和6,4.5洋6,3.6 LDK9.3	78,300	毌	照)
4	 	大石東第二	灘区大石東町1丁目2番1	10階建 1号棟	(69 m 3 D K	41,900	€	
	318	(平成6年度) ●●	阪神「新在家」駅 徒歩3分	5階 510号室)	和6,6洋5.3 DK10.1	62,400	倍	
	7					1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	101	4 4 5

● 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります○ 国道等が近い為騒音等が発生することがあります○ 政良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

と見	<i< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></i<>								
		住宅々		屋 建		面積(㎡)	日報字信	. !	
申込	申込	þ	Ħ	号 棟	_। थ- ४. +	間取り	力包多点	原出	群 条 類
区分	番号	(建設年度) 注意マーク	交通	祖 中数 極	-	畳 数	(田)	倍率	Ĺ
		十二	- 张0日二	10階建		₩6Z	40.000		
4		光 大 口 人 一	帯でんたボー」 ロ2年	1号棟	(4DK	40,000	₩	
-	319		院袖[新女家 町 (株株3公)	7階)	和6,6洋4.6,6.3		华	
<			スイヤ・おっぱい アグラン	712号室		DK10.1	71,400		
2			雑∇ 新 な 安 本 即っ T 日 1 来	14階建		72m²	006 77		要告知住宅(21ページ参照)
Ź	第—	を は を は に を に に に に に に に に に に に に に	株式を1.4 米田 1.4	3号棟	(4DK	44,400	₩	
	320	(平成8年度)	医神[新女家] 即 体珠7公	11階)	和6,4.5洋5.4	}	却	
ı				1101号室		DK10.6	00,800		

国道等が近い為騒音等が発生することがあります

鉄道が近い為騒音等が発生することがあります 工場等が近い為騒音・臭気等が発生することがあります

				4.					
申込	申込	住宅名	严 在 地	品種種	! 	面積(m) 間取り	月額家賃	過去	Ħ
区分	番号	(建設年度) 注意マーク	次 通	- B 数 : :	トレベーダー	量 数	(田)	倍率	順名極
	邻 一	新生田川	中央区南本町通5丁目1番	10階建 21号棟	(49m 2DK	30,000	(8)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
-	321	(平成6年度)	阪急「春日野道」駅 徒歩6分	9階 906号室)	和6,6 DK7.9	44,700	地	照)
\prec		北本町	中央区北本町通3丁目2番	14階建 2号棟	(47 m 2DK	26,500	(17)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
ኋ	322	(昭和52年度)	阪神「春日野道」駅 徒歩3分	9階 904号室)	和6,6 DK7.6	39,500	却	照)
4	一一	棹	中央区楠町1丁目12番	14階建 4号棟	(44 m² 2DK	24,900	(41)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
	323	(昭和50年度)	地下鉄「大倉山」駅 徒歩1分	2階 201号室)	和6,6 DK5.9	37,100	华	照)
	碰—	新生田川	中央区北本町通6丁目1番	14階建 22号棟	(51 m 2DK	31,300	(8)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
	324	(平成7年度)	阪急「春日野道」駅徒歩7分	9階 902号室	Э	和6,6 DK8.2	46,600	却	照)
		八雲第二	中央区八雲通1丁目1番7	4階建 2号棟	;	46m 3DK	25,400	#	
2	325	(昭和50年度)	阪神「春日野道」駅 徒歩4分	4階 405号室	×	和6,4洋4.5 DK6.2	37,900	却	
~	— 蒙	北本町	中央区北本町通3丁目2番	14階建 1号棟	(50m 3DK	27,800	(14)	
ኋ	326	(昭和51年度)	阪神「春日野道」駅 徒歩3分	2階 210号室)	和6,4洋4 DK6.9	41,400	却	
괵	— 蒙	北本町	中央区北本町通3丁目2番	14階建 1号棟	(50m 3DK	27,800	(14)	
	327	(昭和51年度)	阪神「春日野道」駅 徒歩3分	13階 1304号室	O	和6,4洋4 DK6.9	~ 41,400	鉅	
	 表	港島	中央区港島中町2丁目4番地の1	8階建 73号棟	(55m 3SDK	31,100	€	
	328	(昭和54年度) 〇	ポートライナー「北埠頭」駅 徒歩2分	4階 404号室)	和6,6洋3 S2 DK7.2	46,400	布	
(:							

⑤ テレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

申	申以	住宅名	所 在 地		۲- ایر ایر	面積 (㎡) 間 取り	月額家賃	過去	平井
区分		(建設年度) 注意マーク	交通	中略	1 1 1 1	量 数	(田)	中率	ſĊ.
	₩—	梅	中央区楠町1丁目13番	12階建 5号棟	(52m 3DK	30,400	(11)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
	329	(昭和57年度)	地下鉄「大倉山」駅 徒歩2分	388	Э	和6,6洋4.5 DK7.2	45,200	华	照)
0	一十	梅	中央区楠町1丁目13番	12階建 5号棟	(52m 3DK	30,400	(11)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
≺	330	(昭和57年度)	地下鉄「大倉山」駅 徒歩2分	3階308号室	Э	和6,6洋4.5 DK7.2	45,200	却	照)
즤	一般	樺	中央区楠町1丁目13番	12階建 5号棟	(52m 3DK	30,400	(11)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
4	331	(昭和57年度)	地下鉄「大倉山」駅 徒歩2分	788	Э	和6,6洋4.5 DK7.2	~ 45,200	却	照)
	第	新中山手	中央区中山手通8丁目1番	7階建 3号棟	(53㎡ 2DK	33,800	(16)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
	332	(平成22年度)	地下鉄「大倉山」駅 徒歩4分	6階 604号室	Э	和6洋5.8 DK7.5	50,400	毋	照)
က	——	新生田川	中央区南本町通6丁目1番	13階建 23号棟	(65m 3DK	40,500	(10)	要告知住宅(21ページ参照) 改良住宅(政令月収114,000円以
≺	333	(平成13年度)	阪急「春日野道」駅 徒歩7分	12階 1206号室)	和6,6洋4.4 DK7.8	°200 00€'09	布	下の世帯:詳しくは3ページ[3]参照)
죄	第 —	新中山手	中央区中山手通8丁目1番	10階建 2号棟	(62m 3DK	39,300	(半)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
4	334	(平成20年度)	地下鉄「大倉山」駅 徒歩4分	8階 801号室	Э	和6,6洋5 DK7.7	58,500	毋	照)

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

備考欄								
月額家賃 過去 (円) 倍率	23,300 (未) ~ 34,800 倍	24,700 (13) ————————————————————————————————————	25,900 (13) ————————————————————————————————————	22,200 (未) ~~ 倍	24,100 (未) ~~ 倍	25,400 (未) ~	24,500 (15) ————————————————————————————————————	30,000 (未) ~ 44,600 借
面積(m²) 月間取り 目置数	39m 2K 2K 2K 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	48㎡ 3DK 4洋3.5 6	50m² 3DK #3.5	47 m ³ 3DK	47㎡ 3DK #3	50㎡ 3DK 4洋3	50㎡ 2 3DK 2 和6,4洋3 3	56㎡ 3SDK 和6,6洋3.5 S2 DK8.2
エレベーター	0	0	0	0	0	0	0	0
贈号贈号難棟数室	7階建 1号棟 18 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	4 <u>階</u> 建 4 号棟 3 階 306号客	5階建5号模304号率	9階建 1号棟 6階 6階	5階建 1号棟 3階 302号車	5階建 1号棟 3階 308号室	12階建 1号棟 11階 1106号室	10階建 6号棟 6階 604号室
所在地 交通	兵庫区切戸町2番4 地下鉄「中央市場前」駅 徒歩9分	兵庫区湊川町8丁目6番 神戸電鉄「湊川」駅 徒歩12分	兵庫区湊川町7丁目4番神戸電鉄「湊川」駅 徒歩10分	兵庫区菊水町10丁目39番地の16 神戸電鉄「長田」駅 徒歩5分	兵庫区御崎町1丁目1番14地下鉄「御崎公園」駅 徒歩4分	兵庫区御崎町1丁目1番14地下鉄「御崎公園」駅 徒歩4分	兵庫区浜中町1丁目17番11地下鉄「御崎公園」駅 徒歩4分	兵庫区菊水町2丁目1番 地下鉄「湊川公園」駅より、市バス約6分 「石井町」 徒歩6分
住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	切戸南 (平成27年度)	夢野 (昭和50年度)	夢野 (昭和51年度)	夢野台 (昭和48年度)	御崎西第二 (昭和53年度)	御崎西第二 (昭和53年度)	浜中 (昭和53年度)	菊水 (昭和55年度)
申込 区分 番号	1 人 以 335 ト	336	一卷 337	338	人 以 339	上 一卷 340	一 <u>表</u> 341	— 般 342

・登録にサッカー競技場があり、騒音等が発生することがあります

+		住字名				面積(㎡)	日報字信	1	
申二	中一	4	₫		エレベーター	間取り	口引》	迴:	備を構
区分		(建設年度) 注意マーク	交通	招 哈 黎 强		量 数	(田)	帝率	ţ
		田神	万庸仅举田即3十日10张01	5階建		20 س	008 26		改良住宅(政令月収114,000円以
		H H		1号棟	(3DK	27,000	₩	下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
	343	(昭和56年度)	地下鉄「湊川公園」即 往歩19公	2曜)	和6,6洋4	₹	布	照)
				205号室	_	DK6.6	41,500		
		中国田田	※6日二7期間四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	8階建		26 m²	008 UE		改良住宅(政令月収114,000円以
0			用で回っては、国内では、国内では、国内では、国内では、国内では、国内では、国内では、国内で	1号棟	(3SDK	30,000	(16)	トの世帯:詳しくは3ページ[3]参
_	344	(昭和57年度)	10 万年 1 日 年 4 8 公	2階	O	和6,6洋5	}	迤	()
<				216号室		S2.4 DK8	45,900		
2		中帝野田	米で日上レ製品は到出	10階建		26m²	00000		改良住宅(政令月収114,000円以
Ź	十		田フロ「十国(三)派以来(ド	2号棟	(3SDK	20,00	(16)	下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
_1	345	(昭和57年度)		る語	O	和6,6洋5	≀	钜	(選)
-			JK 北) 平] 縣 6 6 分8 2.	209号室		S2.4 DK8	45,900	Ī	
		五世田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	米で日上レ製品は到出	10階建		26m²	00000		改良住宅(政令月収114,000円以
		以為世代	光年万岁(1) 四 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1	3号棟	(3SDK	30,000	(16)	トの世帯:詳しくは3ページ[3]参
	346	(昭和57年度)	.IP[丘庫 酐 徒恭8公	10階)	和6,6洋5	~ 7E 000	布	iii)
				1003号室	Ţ	S2.4 DK8	43,900		
က		パークサイド	丘庫区細崎町の丁田13来1	9階建		63 m	37 700		
\prec	—	御亭		1号棟	(3DK	20,1	₩	
젌	347	(平成8年度)	地下鉾「御崎公園」即 徒恭3公	200)	和6洋4.3,5.2	> 1	华	
4				910号室		DK9.9	007,10		

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

	申込	住宅名	所 在 地	階 建号 棋		面積(㎡) 間取り	月額家賃	高	Ħ
公区	要号:	(建設年度) 注意マーク	交通		トゲーペー	量数	(用)	库 率	これを 重
'	一	番町	長田区四番町4丁目	14階建 20号棟	(44 m² 2DK	21,200	(56)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
	348	(昭和50年度)	神戸高速「高速長田」駅 徒歩3分	3階 304号室	O	和6,6 DK5.9	31,600	倍	照)
	- 4	番町	長田区四番町4丁目69番地	14階建 39号棟	(50m² 2DK	26,600	(36)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
	349	(平成7年度)	神戸高速「高速長田」駅 徒歩3分	10階 1004号室)	和6洋4.5 DK6.5	39,600	坦	照)
'	一一	番町	長田区四番町3丁目21番	14階建 40号棟	(50m² 2DK	26,600	(56)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
	350	(平成7年度)	神戸高速「高速長田」駅 徒歩5分	7階 702号室)	和6洋4.5 DK6.5	39,600	却	照)
		房王寺	長田区房王寺町4丁目1番	11階建 2号棟	(42m² 2DK	21,100	(6)	
	351	(昭和48年度)	神戸電鉄「長田」駅 徒歩5分	11階 1111号室)	和6,6 DK6.8	31,500	倍	
적	- ※	房王寺	長田区房王寺町3丁目4番	11階建 3号棟	(43m 2DK	21,900	(6)	
4	352	(昭和48年度)	神戸電鉄「長田」駅 徒歩6分	3階 306号室)	和6,6 DK8.3	32,600	却	
	—————————————————————————————————————	房王寺	長田区房王寺町3丁目4番	11階建 3号棟	(43m 2DK	21,900	(6)	
	353	(昭和48年度)	神戸電鉄「長田」駅 徒歩6分	3階 314号室)	和6,6 DK8.3	32,600	倍	
	—————————————————————————————————————	一番町	長田区一番町3丁目1番地	14階建 3号棟	(50m² 2DK	26,600	(11)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
	354	(平成7年度)	地下鉄「長田」駅 徒歩7分	6階 614号室)	和6洋4.5 DK6.5	39,600	却	照)
'	- 総	真陽第三	長田区西尻池町4丁目2番8	7階建 1号棟	(48㎡ 2DK	27,200	(¥)	
	355	(平成8年度)	地下鉄「駒ケ林」駅 徒歩8分	6階 607号室)	和6洋5.6 DK7	40,400	即	

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

日本										
## ## ## ## ## ## ## #	申	申込	₩	杻	品融	۲ - ۲ - ۲ - ۲ - ۲ - ۲ - ۲ - ۲ - ۲ - ۲ -	面積(m²) 間取り	月額家賃	過去	中中
15	区分	番号	(建設年度) 注意マーク		品 哈 路 郊	-X-V-1		(<u>H</u>)	中平	ſ.
1956 (平成9年度) 地下鉄「長田」駅 徒歩5分 77階 70元 41,000 41,000 41,000 41,000 42	- 4	拿 —	御菅第三	田区御蔵通5丁目	12階建 1号棟	(49㎡ 2DK	27,500	₩	
→投 (配和51年度) 中戸電鉄「鵯越」駅、徒歩14分 5階離 503号室 503号室 503号室 503号室 600円が1年度) 500円 503号室 750円 24,400 503号室 500円 (未) 500円 503号室 500円 (本) 503号室 500円 (本) 500円 503号室 500円 24,400 500円 (本) 500円 (本) 500円 </th <th>정귀</th> <th>356</th> <td>(平成9年度)</td> <td></td> <td>7階 703号室</td> <td>0</td> <td>和6洋5 DK6.9</td> <td>41,000</td> <td>争</td> <td></td>	정귀	356	(平成9年度)		7階 703号室	0	和6洋5 DK6.9	41,000	争	
357 (昭和51年度) 神戸電鉄「鵯越」駅 徒歩14分 5階 503号室 2号様 (昭和51年度) 5階 47㎡ 296 47㎡ 47㎡ 296 23000 406.4洋3.5 (未) 一般 358 大日丘 (昭和51年度) 長田区大日丘町17目7番 296 514号室 295 306 514号室 7064 307 514号室 308 5140 308 46.200 308 6 上般 高町 高町 (平成7年度) (田和51年度) (田和47年度) (田和47年度) (田和47年度) (田和47年度) (田和47年度) (田和47年度) (田田62年年日区長正寺町47目1番 (田石62年度) (田740年室) (田740年度度) (田740年度度) (田740年度度) (田740年度度) (田740年度度) (田740年度度) (田740年度度)<		—————————————————————————————————————	大日丘	\vdash	5階建 1号棟	(50㎡ 3DK	24,400	₩	
中級 大日丘 長田区大日丘町17目7番 5階離 29構 10階離 29号権 358 47mm 4n6.4洋3.5 23,000 300 4,300 31,000 		357	(昭和51年度)		5階 503号室)	和6,4洋3.5 DK7.2	36,300	甲	
356 (昭和51年度) 神戸電鉄「鵯越」駅 徒歩14分 5 階 514号室 10階度 359 中庭4 样3.5 34,300 倍 -校 359 番町 4m 戸意地「高速長田」駅 徒歩3分 807号室 33号様 380 中底6洋4 3DK 		※	大日丘	長田区大日丘町1丁目7番	5階建 2号棟	(47 m² 3DK	23,000	₩	
-地 番町 長田区五番町4丁目30番地 10階建 29号積 8階 360 59㎡ 46.200 29号積 1000 300 300 		358	(昭和51年度)		5階 514号室	O	和6,4洋3.5 DK6.4	34,300	甲	
45.0 中成6年度 神戸高速「高速長田」駅 徒歩3分 8階 807号室 350 日本6.574 33号棟 50m 1号棟 46.400 46.200 31.200 倍 48 番町 長田区五番町3丁目7番地1 7階建 33号棟 		—————————————————————————————————————	番町	長田区五番町4丁目30番地	10階建 29号棟	(59M 3DK	31,000	(28)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
-股 番町 長田区五番町3丁目7番地1 7階建 33号様 514号室 1号校 361 59㎡ 46,400 261 51,200 46,400 3DK 1100 46,400 3DK 1100 46,400 3DK 46,400 	0	359	(平成6年度)		8階 807号室)	和6,6洋4 DK8.5	46,200	母	照)
360 (平成7年度) 神戸高速「高速長田」駅 徒歩6分 55倍 10k8.5 46,400 借 -機 寺池 長田区寺池町2丁目10番 4階 DK8.5 26,100 (未) 361 中地 長田区寺池町2丁目10番 4階 ABB	~	— 会	番町	区五番町3丁	7階建 33号棟	(59㎡ 3DK	31,200	(28)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
+般 361 (昭和51年度) 401年度 	죄	360	(平成7年度)		5階 514号室	O	和6,6洋4 DK8.5	~ 46,400	争	照)
昭和51年度 原王寺 田和47年度 中番町地下鉄「長田」駅 徒歩15分 集田区房王寺町4丁目1番 一番町401号室 2号棟 802号室 2号棟 中番町401号室 2号棟 802号室 2号棟 	4	—————————————————————————————————————	寺池	区寺池町2丁目	4階建 1号棟	(50m 3DK	26,100	₩	
房王寺長田区房王寺町4丁目1番11階建 2号棟 802号室 番町A motal 43 m 3DK 32,40011 m 3DK 3DK 		361	(昭和51年度)		4階 401号室	Э	和6,4洋3.5 DK7.2	38,900	毎	
昭和47年度) 神戸電鉄「長田」駅 徒歩5分 8階 O R6.43 至.400 借 一番町 長田区一番町3丁目1番地 2号棟 O 和6.6洋4 24,500 (5) (昭和53年度) 地下鉄「長田」駅 徒歩7分 14階 O 和6.6洋4 36,500 借		—————————————————————————————————————	房王寺	目1	11階建 2号棟	(43m² 3DK	21,700	(2)	
一番町長田区一番町3丁目1番地14階建 25号棟 (昭和53年度)50㎡ 3DK 14階 14階 1402号50㎡ 3DK 14階 1402号24,500 3DK 3DK 3DK 36,500 6		362	(昭和47年度)		8階 802号室	O	和6,4,3 DK5.3	32,400	甲	
(昭和53年度) 加下鉄「長田」駅 徒歩7分 14階 〇 和6.6洋4 36,500 倍 14.02号字 14.02		- 8	一番町	医一番町3丁目1	14階建 2号棟	(50m² 3DK	24,500	(2)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
		363	(昭和53年度)	徒歩7分	14階 1402号室		和6,6洋4 DK6.7	36,500	电	照)

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

申	申込	住宅名	所 在 地	品融	Į. Ž	面積(㎡) 間 取 り	月額家賃	過去	平井
区分		(建設年度) 注意マーク	交通	是 要	H771-X-	量 数	(H)	品率	Æ
	一十		長田区一番町3丁目1番地	14階建 2号棟	(50㎡ 3DK	24,500	(2)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
	364	(昭和53年度)	地下鉄「長田」駅 徒歩7分	14階 1404号室	Э	和6,6洋4 DK6.7	36,500	縆	照)
8	肇	#	長田区御蔵通2丁目3番地	4階建 5号棟	:	51㎡ 3DK	24,800	(0)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
≺	365	(昭和53年度)	地下鉄「長田」駅 徒歩7分	1階 102号室	×	和6,6洋4 DK6.7	36,900	縆	照)
죄	報	御菅第一	長田区菅原通3丁目204番地の6	4階建 1号棟	(57 m² 2DK	32,000	€	
4	366	(平成9年度)	神戸高速[高速長田]駅 徒歩8分	2階 204号室	Э	和6洋8.5 DK7.5	47,700	縆	
	肇	久二塚東	長田区腕塚町5丁目5番1	13階建 1号棟	(54㎡ 2DK	30,600	€	
	367	(平成9年度) ●	地下鉄・JR「新長田」駅 徒歩6分	4階 401号室	Э	和6洋6 DK9.7	45,600	华	
ღ ≺	御—	御菅第二	長田区御蔵通5丁目205番地の2	10階建 1号棟	(61 m 3DK	34,500	₩	
X 보	368	(平成9年度)	地下鉄「長田」駅 徒歩7分	6階 601号室	Э	和6,4.5洋4 DK10.9	51,300	却	
4 ≺	一十	長田駅東	長田区四番町5丁目1	15階建 1号棟	(75㎡ 4DK	40,200	₩	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
·정土	369	(平成14年度)	地下鉄「長田」駅 徒歩2分	15階 1511号室)	和6,6,6洋4 DK8.5	59,900	却	照)

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照) 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

		-[ł	幕 羯		面積(m²)	おさん		
中区	華申公子	(建設年度) 注意マーク	子 内 医 侧	中曜中 東黎	エレベーター	画 関 数	万徴%眞 (円)	過告 北楽	備水欄
	一	フレール 須磨干歳	須磨区千歳町3丁目2番15	8階建 1号棟	(39㎡ 1DK	23,000	₩	
ː정귀	370	(平成9年度)	地下鉄・山陽電鉄「板宿」駅 徒歩7分	8階 804号室	O	和6 DK7.8	~ 34,300	母	
	邻 —	南須磨	須磨区青葉町2丁目2番	5階建 3号棟	(50m 3DK	25,200	(33)	
	371	(昭和52年度)	JR「鷹取」駅 徒歩5分	1階 104号室)	和6,4洋3.5 DK6.9	37,600	#	
	₩ —	横尾	須磨区横尾4丁目1番地	9階建 13号棟	(50m 3DK	26,500	(1)	
	372	(昭和53年度) ①	地下鉄「妙法寺」駅 徒歩13分	5階 503号室	O	和6,4洋3.5 DK7	39,500	骨	
	一	横尾	須磨区横尾4丁目1番地	9階建 14号棟	(47m 3DK	25,200	(1)	
8	373	(昭和53年度)	地下鉄「妙法寺」駅 徒歩13分	8階 810号室)	和6,4洋3.5 DK6	37,600	#	
\prec	一十	南落合	須磨区南落合4丁目1番	12階建 176号棟	(56㎡ 3SDK	29,800	(*)	
즤		(昭和54年度)	地下鉄「名谷」駅より、市バス約5分「南落合 3丁目」 徒歩1分	5路)	和6,6洋3.5 S2 DK8.5	44,400	#	
4	第 一	南落合	須磨区南落合4丁目1番	12階建 176号棟	(56㎡ 3SDK	29,800	(¥)	
		(昭和54年度)	地下鉄「名谷」駅より、市バス約5分「南落合 3丁目」 徒歩1分	8階 805号室	0	和6,6洋3.5 S2 DK8.5	44,400	倍	
	₩ —	南落合	須磨区南落合4丁目1番	12階建 176号棟	(56㎡ 3SDK	29,800	(¥)	
		(昭和54年度)	地下鉄「名谷」駅より、市バス約5分「南落合 3丁目」 徒歩1分	11階 1104号室	0	和6,6洋3.5 S2 DK8.5	44,400	甲	
	一十	北落合西	須磨区北落合3丁目38番	10階建 218号棟	(56㎡ 3SDK	30,300	(¥)	
		(昭和55年度)	地下鉄「名谷」駅より、市バス約9分「神の谷 小学校前」 徒歩2分	1階 104号室	О	和6,6洋3 S2.2 DK8.4	~ 45,100	却	
•	団地内	団地内は坂道が多くなっております	いっております		9 FVt	テレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます	となりますの	ので月々(の負担金が生じます

公公	N H	任宅名	所 在 路	階 建号 横		面積(㎡) 間取り	月額家賃	過去	
	番号	(建設年度) 注意マーク	交通	品品数额	エレヘーダー	置数	(田)	作 率	篇
<u> </u>	一十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	多聞台中央	垂水区多聞台4丁目12番10	8階建 1号棟	(51㎡ 2DK	27,200	(半)	
	378	(平成22年度)	地下鉄「学園都市」駅より、バス約15分「多 聞団地センター」 徒歩2分	2階 203号室	0	和6洋6 DK6.8	40,500	倍	
<u>'</u>	一十	北舞子第四	垂水区北舞子2丁目3番	6階建 5号棟	(50㎡ 2DK	27,700	(12)	
	379	(平成7年度)	JR「舞子」駅より、市・山陽パス約8分「舞子台3」 徒歩7分	2階 208号室	Э	和6洋6.4 DK7.7	41,200	却	
	\$	ベルデ名谷	垂水区名谷町字梨原2349番地の1	15階建 5号棟	(51㎡ 2DK	25,900	(13)	
<u></u>	380	(平成8年度) ②	地下鉄「名谷」駅より、山陽ハ、ス約8分「神和 台口」 徒歩4分	11階 1107号室	0	和6洋5 DK6.9	38,600	却	
<u>ч</u>	\$	ベルデ名谷	垂水区名谷町字梨原2366番地の2	20階建7号標	(51㎡ 2DK	25,900	(13)	
	381	(平成8年度)	地下鉄「名谷」駅より、山陽パス約8分「神和 台口」 徒歩4分	17階 1703号室	0	和6洋5 DK6.9	38,600	倍	
<u>'</u>	4 —	西高丸	垂水区高丸6丁目5番3	7階建3号棟	(44m² 1LDK	24,000	(半)	
	382	(平成22年度)	JR「垂水」駅より、山陽バス約7分「上高丸団地」 徒歩8分	5階 503号室	0	和6 LDK11.1	~ 35,800	串	
-	- 報	王居殿第二	垂水区王居殿2丁目10番	4階建 1号棟	:	58㎡ 3DK	29,100	(1)	
8	383	(昭和61年度) ⑤	山陽電鉄「滝の茶屋」駅 徒歩10分	2階 205号室	×	和6,6洋4.5 DK6.6	~ 43,400	倍	
<u> </u>	4	東多聞	垂水区学が丘6丁目1番	12階建 37号棟	(47m 3DK	22,400	(2)	
<u></u> 적	384	(昭和52年度)	地下鉄「学園都市」駅より、市・山陽パス約7 分「学が丘4丁目」 徒歩4分	2階 206号室	0	和6,4洋3 DK6.2	33,300	借	
<u>ч</u>		千鳥が丘	垂水区千鳥が丘3丁目20番18	11階建 1号棟	(47m 3DK	23,100	(2)	
	385	(昭和51年度)	JR「垂水」駅より、山陽バス約6分「団地北」 徒歩1分	7階 704号室	0	和6,4洋3.5 DK6.4	~ 34,300	倍	

≕

・日地内は坂道が多くなっております

同一敷地内にペット飼育可能住宅があります

州															
一															
明		0)	毋	0)	布	(2)	电	(2)	即	₩	电	0	地	€	地
月額家賃	(H)	31,500	~ 46,900	32,200	~ 48,000	30,300	~ 45,200	35,900	53,500	40,100	29,800	36,600	~ 54,500	38,100	56,800
面積(㎡) 間 取 り	量 数	3DK 3DK	和6,6洋5 DK6.1	ЭДЕ µ09	和6,6洋4.5 DK6.4	59m² 3DK	和4.5,6洋4 DK8	3DK 3DK	和6,6洋4.2 DK10.4	73m 4DK	和6,6洋5.7,4.7 DK9.3	72m² 4DK	和6,6洋4.8,4.7 DK8.3	72㎡ 4DK	和6.7洋4.5,4.7,5.2 DK13.5
トゲーダー		;	×	:	×	(0	(0	(0	(0	,	0
略等。	品品数	5階建 6号棟	3階 304号室	5階建 6号棟	1階 101号室	14階建 1号棟	8階 806号室	13階建 16号棟	305号室	13階建 17号棟	3階 301号室	15階建 3号棟	9階 923号室	10階建 1号棟	4階
所 在 地	交通	垂水区狩口台6丁目4番	JR「朝霧」駅 徒歩7分	垂水区舞子台8丁目14番	JR「舞子」駅より、市・山陽バス約6分「東舞子小学校前」 徒歩5分	垂水区本多聞7丁目2番	JR「舞子」駅より、市・山陽バス約9分「本多間介護センター前」 徒歩2分	垂水区舞子台8丁目16番	JR「舞子」駅より、市・山陽バス約6分「東舞子小学校前」 徒歩6分	垂水区舞子台8丁目16番	JR「舞子」駅より、市・山陽バス約6分「東舞子小学校前」 徒歩6分	垂水区名谷町字高曽2292番地10	地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分「神和台口」 徒歩4分	垂水区学が丘6丁目1番1号	地下鉄「学園都市」駅より市・山陽バス約10 分「学が丘4丁目」 徒歩5分
住宅名	(建設年度) 注意マーク	狩口	(昭和61年度)	北舞子第二	(昭和63年度)	舞子山手	(平成7年度) ⊜ €	北舞子第三	(平成5年度)	北舞子第三	(平成5年度)	ベルデ名谷	(平成8年度)	新東多聞	(平成30年度)
申以	番号	—般	386	一十	387	≇	388	14 —	389	≇	390	邻—		\$	392
中一公公	公区		2	~	즤	4		ღ ≺	〈정土		4	~	ュ	4	

😘 工場等が近い為騒音・臭気等が発生することがあります

国道等が近い為騒音等が発生することがあります団地内は坂道が多くなっております

備者欄									
過 本 奉	张 铀	(7) 鉅	(7)	米 電	米 電	(0)	(-) 他	(1) 報	バあります
月額家賃 (円)	19,700	24,900	25,100	21,200	21,200	27,000	30,400	30,100	可能住宅九
面積(㎡) 間取り 畳数	43㎡ 2DK 和6洋4.5 DK4.8	51㎡ 2DK 和6洋5.1 DK8.5	51㎡ 2DK 和6洋5.8 DK7.3	42㎡ 2K 和5.8洋5.1 K4.1	42㎡ 2K 和5.8洋5.1 K4.1	58㎡ 3LDK 和6,4.5洋4.5 LDK9.5	65㎡ 3DK 和6,6洋4.7 DK9.2	64㎡ 3DK 和6,6洋6.1 DK8.5	同一敷地内にペット飼育可能住宅があります
エレベーター	0	0	0	0	0	0	0	0	—Ш ③
路 中 盟 中 盟 奉 秦 奉 奉 秦	10階建 101号棟 2階 206号室	5階建 2号棟 2階 205号室	6階建 212号棟 2階 202号室	6階建 2号棟 6階 607号室	6階建 3号棟 3階 306号室	101号棟 387号室 307号室	14階建 201号棟 8階 805号室	14階建 201号棟 12階 1202号室	
所 在 地 交 通	北区西大池2丁目7番 神戸電鉄「大池」駅 徒歩13分	北区鹿の子台南町1丁目1番 神戸電鉄「三田」駅より、神姫バス約20分 「鹿の子台南住宅前」 徒歩1分	北区西大池2丁目5番 神戸電鉄「大池」駅 徒歩13分	北区唐櫃台3丁目23番2号 神戸電鉄「唐櫃台」駅 徒歩10分	北区唐櫃台3丁目15番3号 神戸電鉄「唐櫃台」駅 徒歩10分	北区西大池2丁目7番 神戸電鉄「大池」駅 徒歩13分	北区西大池2丁目9番神戸電鉄「大池」駅 徒歩16分	北区西大池2丁目9番 神戸電鉄「大池」駅 徒歩16分	国道等が近い為騒音等が発生することがあります
住宅名 (建設年度) 注意マーク	西大池 (昭和63年度)	鹿の子台南 (平成7年度)	西大池第五 (平成20年度)	からと中央 (平成30年度)	からと中央 (平成30年度)	西大池 (昭和63年度)	西大池第二 (平成4年度)	西大池第二 (平成4年度)	が近い為騒音
申込 申込区分 番号	393	1 394	人 395 395	当 8 396 1 396	397	2 398	人 399 399	上 400	🗐 国道等

国道等が近い為騒音等が発生することがあります

込 書号 住宅名 所在地 地 号様 工レベーター 間取り 用額家賃 過間取り 月額家賃 場別 (円) 借取り 日額家賃 所のり 日額家賃 活意マーク 目額家貸 (円) 借取り 日額家賃 (円) 開取り 日額家賃 日本 日本<							
込 書号 住宅名 所 在 地	H H	A 到	虚 率		6	钷	
込 書号 住宅名 所 在 地 号 様 地 号 様 工レペーター 間 取 号 様 間 取 号 様 会報告 (建設年度) 文 通 号 室 号 室 号 室 号 室 号 室 号 室 号 室 号 室 号 室 号	額家.		20 500	29,300	₹	43,900	
込 書号 住宅名 所 在 地 号 権 号 権	< - I	拉		61 m ^²	3DK	和6,6洋4.7	DK9.3
込 書号 住宅名 所 在 地 号 様 時 数 書 株 分 番号 (建設年度) 交 通	エレベーター		0				
込 書与 (建設年度) 住宅名 (建設年度) 所 在 地 通 本号 (建設年度) 本 (建設年度) 本 (運設年度) 本 (運設年度) 本 (国 の 子台南田) 1 日 1 番 大 (平成7年度) 神戸電鉄「三田」駅より、神姫バスト度) 神戸電鉄「三田」駅より、神姫バスト度) は (東の子台南住宅前) (徒歩1分) (市の子台南住宅前) (徒歩1分)				콴	响	2階	i alc
は	君		闸	т	-	姫バス	- ~
は 年 名 (建設年度) (建設年度) (建設年度) (建設年度) (建設年度) (単度) (単度) (平成7年) (平成7年) (一般) (単成7年) (一般) (単成7年) (一般) (単成7年) (一般) (単元 (一般) (一般) (一般) (一般) (一般) (一般) (一般) (一般)			₩	14. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4	で思いてロボーコ	戸電鉄「三田」駅。	鹿の子台南住宅前」;
は分 としばし	枡	1	全マ	サイン	 ≝□ ŀ	平成7年	©
2分 2人以上	r: #	F N	番号		第—	401	
ш ез		11	10	l			

) 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

❸ 同一敷地内にペット飼育可能住宅があります

一六甲	申认	住宅名	所 在 地	屋 建		面積(㎡) 関 取 山	月額家賃	光	÷
· 区 次	- 無	(建設年度) 注意マーク	交遍		エレベーター	冒数	(用)	伯 本	a
7	3	日輪寺	西区玉津町小山561番地の1	3階建 4号棟		64m 3DK	30,200	(0)	
~	402	(平成4年度)	JR「明石」駅より、神姫バス約20分「玉津化ター前」 徒歩9分	103号室	×	和6,6洋4.5 DK7	44,900	也	
젌	拿	西神井吹台	西区井吹台西町1丁目7番地	6階建 3号棟	(60m 3DK	32,300	(10)	
4	403	(平成8年度) ☑	地下鉄「西神南」駅 徒歩10分	2階 205号室	O	和6,4.5洋4.9 DK7.2	~ 48,100	鉅	
ღ ≺	₽	西神南	西区井吹台西町1丁目2番地	14階建 3号棟	(90 m 3 d k	36,900	(11)	
Z 정 시	404	(平成6年度) ⑤	地下鉄「西神南」駅 徒歩7分	9階 906号室)	和6,6洋6.4 DK9.6	~ 54,900	鉅	
4 ≺	第—	西神南	西区井吹台西町1丁目2番地	14階建 2号棟	(79m 4DK	42,200	₩	
ː정귀	405	(平成6年度) ☑	地下鉄「西神南」駅 徒歩7分	4階 401号室	O	和6,6洋5,6.4 DK9.6	62,800	迤	

・コレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます

特定目的住宅の申込資格

以下の条件は、全て「共通の申込資格」(2・3ページ)に加えて必要な資格・条件です。

番号	名称·特徴	資格·条件	掲載頁
1	シルバーハイツ ※高齢者の方が自立して 安全かつ快適な生活を 営めるよう、緊急通報シ ステムによる緊急時の 対応など、一定のサービ スが受けられる住宅。	(単身向) 65歳以上の方で、一人で入居し、今後も 同居予定の親族がいないこと。 (世帯向) 65歳以上の方(申込名義人)と、その同居 親族で、次のいずれかに該当する方のみから なる世帯。 (1配偶者(内縁、婚約者を含む)(年齢は問い ません) (2ライフパートナー等(年齢は問いません) (3中度以上の障害者等(難病患者を含む) (年齢は問いません) (465歳以上の方	60
2	コレクティブハウジング ※日常生活において、自然 なかたちで人と人とが 触れ合うことができる 共同居住型住宅。独立し た住戸に、他の入居者と の団らんや共同での炊 事や一緒の食事ができ る共同のスペース(食 堂・厨房・談話室等)が 併設された住宅。	コレクティブハウジングの趣旨を理解し、円滑な共同生活を営むことができるとともに、共同居住するための規則や共同生活のルールを守れる方。	64

番号	名称·特徴	資格·条件	掲載頁
3	高齢者世帯向住宅 ※トイレ・浴室に手すりを 設置して、台所・洗面所・ 洗濯機用の水道蛇口を レバーハンドルにした 住宅。 ※住宅内は段差があります。 ※緊急通報システムの設置はありません。	65歳以上の方(申込名義人)と、その同居 親族からなる世帯。 (1人以上の住宅については、単身世帯も可)	66
4	母子·父子世帯向住宅	配偶者又はライフパートナー等のいない方 (申込名義人)で、申込時に同居する20歳 未満の子を <u>扶養</u> している母子のみ又は父子 のみの世帯。 (申込時に <u>同居かつ扶養</u> している20歳以 上の子も同居可能)	68
5	障害者世帯向住宅 ※トイレ・浴室に手すりを 設置して、台所・洗面所・ 洗濯機用の水道蛇口を レバーハンドルにした 住宅。 ※住宅内は段差があります。	次のいずれかに該当する方がいる世帯。 (単身世帯も可) ①身体障害者福祉法の規定により、身体障害 者手帳の交付を受けており、その障害が1 級から4級の方がいる世帯。 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法 律の規定により、精神障害者保健福祉手帳 の交付を受けており、その障害が1級から 2級の方がいる世帯。 ③知的障害者福祉法の規定により、療育手帳 の交付を受けており、その障害がA又はB 1判定の方がいる世帯。 ④その他(戦傷病者、難病患者)	70

番号	名称·特徴	資格·条件	掲載頁
番号 6	名称·特徴 事情子世帯向住宅 ※ 事情子世帯向住宅 ※ 事情子問題ののは、 は、 な、	連続子を自力で常用していて、次のいずれかに該当する方がいる世帯。 (単身世帯も可) ①身体障害者福祉法の規定により、身体障害者手帳の交付を受けており、その障害が1級から2級の方。 ②その他(戦傷病者) ※入居後、車椅子常用者が転出などで不在となった場合は、速やかに同じ棟内、同じ団地内、又は同程度の他の住宅に住み替わっていただきます。 (引越しの費用は入居者の負担になります)	掲載頁 72
	画が無料で使用できま		

番号	名称·特徴	資格·条件	掲載頁
7	身体障害者世帯向住宅 ※玄関扉・風呂・トイレ等 室内は一般住宅と同一 住様のため、車椅子を 使用される方は場合が あります。 ※キックプレートの高さ 30cm 程度の補強板 が設置されていません。 ※車椅子れていません。	次のいずれかに該当する方がいる世帯。 (単身世帯も可) ①身体障害者福祉法の規定により、身体障害 者手帳の交付を受けており、その障害が1 級から4級の方がいる世帯。 ②その他(戦傷病者) ※入居後、身体障害者1級から4級の方もし くは戦傷病者が転出などで不在となった場 合は、速やかに同じ棟内、同じ団地内、又 は同程度の他の住宅に住み替わっていただ きます。 (引越しの費用は入居者の負担になります) <抽選番号の付与について> ※身体障害者手帳の交付を受けており、その 障害が1級又は2級の方がいる世帯は、抽 選番号を2個付与します。	73
8	岩年・子育で世帯の住宅 ※入居後、自治会等のコ ミュニティ活動に積極 的に参加していただき たい住宅。	次のいずれかの世帯に該当し、入居後、自治会等のコミュニティ活動に積極的に参加できること。 ① 申込時に義務教育就学年齢(中学生)以下の子(平成22年4月2日以降に生まれた方)と同居している親(申込名義人)と子のみの世帯。 (申込時に同居かつ扶養している義務教育就学年齢(中学生)超の子(平成22年4月1日以前に生まれた方)も同居可能) ②合計年齢が70歳以下の夫婦(内縁、婚約者を含む)のみの世帯。 ※入居に際し、若年・子育て世帯向住宅の入居者である旨を自治会等に通知することに同意していただきます。	74

番号	名称·特徴	資格·条件	掲載頁
9	子育て世帯向期限付き入居住宅 ※子育て世帯を対象とした、入居期間に限りのある住宅。 期間の満了日までに住宅・動間の満了日までに住宅・動間の満了日までに住宅・動け渡していただきます。 ※明は、の住宅の斡旋のは、の方は、一般のあるは、の方は、一般の方は、一体の方は、一般の方は、一般の方は、一般の方は、一般の方は、一般の方は、一种の方は	申込時に義務教育就学年齢(中学生)以下の子(平成22年4月2日以降に生まれた方)と同居している親(申込名義人)と子のみの世帯。 (申込時に同居かつ扶養している義務教育就学年齢(中学生)超の子(平成22年4月1日以前に生まれた方)も同居可能)なお、入居許可期間は、「10年間」又は「同居する子のうち最年少の方が満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間」のいずれか短い期間となります。 (引越しの費用は入居者の負担になります)	77
10	多子世帯向住宅	申込時に18歳未満の子が、3人以上同居している <u>親(申込名義人)と子のみ</u> の世帯。 (申込時に <u>同居かつ扶養</u> している18歳以 上の子も同居可能)	78



番号	名称·特徴	資格·条件	掲載頁
番号 11	名称·特徴 ペット飼育可能住宅 ※ペットのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	資格・条件 現在ペットを飼育し、入居時も飼育していること。 (注1)ペットを飼っていない方の申込みはできません。 (注2)入居前に、ペット飼育についての確認書類を提出していただきます。 ※飼育するペットの全身写真のほか、動物ごとに必要書類が異なります。	79

※ペット飼育可能住宅について

	TANK SIGHT SICE VICE					
	飼 育	基準				
飼育可能動物	犬 (小型犬)、猫、小	動物(うさぎ、モルモット、フェレット等)				
飼育可能頭数	1住宅につきいずれか	1匹に限る				
必要書類(当選時)	①ペット飼育申請書	②ペットの全身写真 ③下記の証明書類				
その他の条件 ※当選時には、上記とあわせて証明書類の提出が必要です。						
【犬に関するもの】		【猫に関するもの】				
・成犬時の体重が概ね1	0kg 以下であること	・避妊去勢の手術を受けていること				
・狂犬病予防注射を受け	ていること	・感染症の予防接種を受けていること				
・他の感染症の予防接種	を受けていること					
※小動物(りす、ハムス	ター)、小鳥、魚類につい	いては一般住宅で飼育可能なため、ペット飼育可				
能住宅の対象外とする	0					

番号	名称·特徴	資格·条件	掲載頁
12	多世代近居住宅 ※親世帯と子世帯が同一 住宅内にある。 では宅のと若のと若のと若のと若の自住宅のと若の自住宅のと若の自住宅のと若の自住宅のと若の自動をである。 ※入居後、入居者又はその。 ※入居者の死亡、転出帯のによるによるにより親世帯のにより親世帯がいた場合を各特では、 をののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のでは、のでは、ので	親世帯とその子世帯とで構成されている 2世帯のうち、どちらかの世帯が神戸市内 に居住しているか在勤しており、次の条件 をいずれも満たしていること。 (親世帯の条件) 65歳以上の方(申込名義人)と、その同 居親族からなる世帯。又は65歳以上の方 の単身世帯。 (子世帯の条件) 親世帯からみた3親等内の親族の方(申込 名義人)と、その同居親族からなる2人以 上の世帯。 ※既に同居している世帯の申込みは不可。 ※親族は、内縁又は婚約者の親族も含む。	今回募集はありません
13	一般世帯向期限付き 入居住宅 ※一般世帯を対象とした、入居期間に限りのある住宅。 期間の満了日までに住室までに住室ます。 ※明け渡していただきます。 ※明等は一切ありません。 ※入居中の方は、一般のある特定目的住宅を除る。 特定目的住宅を除る。 ができます。 (引越しの費用は入居者の負担になります)	世帯全員が50歳未満であること。ただし、特に居住の安定を図る必要のある次のいずれかに該当する方がいる世帯は申込みできません。 ①身体障害福祉法の規定により、身体障害者手帳の交付を受けており、その障害が1級から4級の方 ②精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、その障害が1級から3級の方 ③知的障害者福祉法の規定により、療育手帳の交付を受けており、その障害がAからB2判定の方 ④DV(配偶者等からの暴力)被害者 ⑤生活保護受給者 ⑥その他(戦傷病者、原子爆弾被害者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者、難病患者等)	81

募集住宅一覧

特定目的住宅

月額家賃欄の入居者負担額等、くわしくは20ページをご覧ください。

Hフベーケ ···・・ O 怕り × 無し

エレベータ欄に「スキップ」と表示のある住宅は、エレベータが全ての階には停止しません。

風 呂 …… 全ての住宅に浴槽及び風呂釜が設置されています。

特定目的住宅で過去3年度で募集があった住宅の倍率です。((0)倍は申込みのなかった住宅です。) 倍率欄で(未)倍と表示されているのは、過去3年度に募集のなかった住宅です。 : 過去倍率

洗濯機置場 …… 昭和63年以前に建設された住宅は、洗濯機置場がバルコニーとなる場合があります。

入居予定は令和8年3月1日から1ヶ月となります。 間取り図の一例は神戸市ホームページ「市営住宅一覧」でご覧いただけます。



神戸市営住宅一覧

(貞春東)
-1147
[シルバー

# 1	エレベーター	10階建 43㎡ 26,100 (71) 1号棟 O 和6 ~ 410号室 DK10.8 38,900 倍	10階建 43㎡ 26,100 71) 1号棟 O 和6 411号室 DK10.8		10階建 40㎡ 2号構 1DK 20,800 8階 Al6 813号室 DK8.4	2号棟 ○ 9階 ○ 905号室		2号棟 〇 9階 911号室	1 B階建 15 40m² 1DK 20,400 (2) 3 B 30.2号室 DK7.1 30,400 倍	● 国治学が近い対略学生が発生する「上がおにすず
(神殿本庫) 1 日 1 日 2 日 日 2 日 1 日 2 日 2 日 1 日 2 日 2	所在	難区大石東町1丁 阪神「新在家」駅	難区大石東町1丁阪神「新在家」駅	垂水区本多間7丁目2者) JR「舞子」駅より、市・山 「本多間介護センター前」	垂水区本多間7丁目2者) JR「舞子」駅より、市・山 「本多間介護センター前」	垂水区本多聞7丁目2番 JR「舞子」駅より、市・山 「本多聞介護セッター前」	垂水区本多聞7丁目2者 JR「舞子」駅より、市・山 「本多聞介護セッター前」		会 垂水区名谷町字高曽2300番地の1 (重定) 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分 「神和台口」 徒歩4分	: 英が発生することがなります
	住宅 (建設年) 注意マー			•	•	•	•	•		が近い為騒音

鉄道が近い為騒音等が発生することがあります工場等が近い為騒音・臭気等が発生することがあります

60

14
1111.3
AIII A
-
SIIII
emil.
1
~
\sim
✓
-
- 6
خه
ĺ
3

考 欄									
本 備	(2)	(2)	() An	() All	7)	() HI	(5)	(Q #E	ります
月額家賃 過去 (円) 倍率	20,400 (2) (2) (4) (4) (4) (4)	20,400 (2) (23,400	19,900 (7) ————————————————————————————————————	19,900 (7) ————————————————————————————————————	19,900 (7) ————————————————————————————————————	19,900 (7) ————————————————————————————————————	18,800 (6) 27,900 借	18,800 (6) <u>~</u> 27,900 倍	育可能住宅があ
面積(m ^j) 間取り 畳数	40㎡ 1DK 和6	40㎡ 1DK 村6 DK7.1	40㎡ 1DK 和6 DK7.4	40㎡ 1DK 和6 DK7.4	40㎡ 1DK 和6 DK7.4	40㎡ 1DK 和6 DK7.4	40㎡ 1DK 和6 DK7	40㎡ 1DK 和6 DK7	同一敷地内にペット飼育可能住宅があります
エレベーター	0	0	0	0	0	0	0	0	第一回 🔞
贈号贈号	8階建 1号棟 6階	8階離 15中海 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88	7階建 1号棟 1階 102号室	7階建 1号棟 1階 106号室	7階建 1号棟 2階 203号室	7階建 1号棟 5階 507号室	7階建 1号棟 2階 205号室	7階建 1号棟 2階 207号室	
所 在 地 交 通	垂水区名谷町字高曽2300番地の1 地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分 「地和シロ」 往歩ん	垂水区名谷町字高曽2300番地の1 地下鉄「名谷」駅より、山陽パス約8分 「神和台口」 徒歩4分	北区山田町下谷上字中一里山14番地 JR「神戸」駅より、阪急バス約22分 「シルバーカレッジ前」 徒歩2分	北区山田町下谷上字中一里山14番地 JR「神戸」駅より、阪急バス約22分「シルバーカルシジ前」 徒歩2分	北区山田町下谷上字中一里山14番地 JR「神戸」駅より、阪急バス約22分 「シルバーカレッジ前」 徒歩2分	北区山田町下谷上字中一里山14番地 JR「神戸」駅より、阪急バス約22分「シルバーカレッジ前」 徒歩2分	西区玉津町新方521番地の1 JR「明石」駅より、神姫バス約10分 「ベルデ玉津前」 徒歩1分	西区玉津町新方521番地の1 JR「明石」駅より、神姫パス約10分 「ペルデェ津前」 徒歩1分	いっております
住 宅 名 (建設年度) 注意マーク	ベルデ名谷 (平成8年度)	ベルデ名谷 (平成8年度)	シルバーハイツ ひよどり台 (平成8年度)	シルバーハイツ ひよどり台 (平成8年度)	シルバーハイツ ひよどり台 (平成8年度)	シルバーハイツ ひよどり台 (平成8年度)	ベルデ玉津 (平成8年度) ③	ベルデ玉津 (平成8年度) ③	団地内は坂道が多くなっております
申込 申込区分 番号	特 809	特目 810	李目 811	単 特目 812	此 回 本 813	李目 814	韓 目 815	特目 816	● 団地内

団地内は坂道が多くなっております

	Í		
		ı	
		ı	
		ı	
	人十 4 XX V V V V	ı	
	7 + 20 × 10 × 10	ı	
	\\\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		

考欄					
備					
過 告 七率	(9)	毋	(9)	华	
月額家賃 (円)	18,800	27,900	18,800	27,900	
面積(㎡) 間取り 畳 数	40m² 1DK	和6 DK7	40m² 1DK	和6 DK7	
エレベーター	())	O <u>K</u>		
贈中贈中華教文	7階建 1号棟	3階 303号室	7階建 1号棟	4階 407号室	
所在地 交通	西区玉津町新方521番地の1	JR「明石」駅より、神姫バス約10分 「ベルデ玉津前」 徒歩1分	西区玉津町新方521番地の1	JR「明石」駅より、神姫バス約10分 「ベルデ玉津前」 徒歩1分	
住宅名 (建設年度) 注意マーク	ベルデ玉津	(平成8年度) ◎	ベルデ玉津	(平成8年度) ◎	
要 申 哈 公 哈 哈 哈 哈 哈 哈 哈 哈 哈 哈 哈 哈 哈 哈 哈 哈 哈	华田	817	华田	818	
申込区分		当 4	r 1	<u> </u>	

◎ 同一敷地内にペット飼育可能住宅があります

\Im	レバー	-ハイツ】(世帯	向〈2人以上〉)						
申込	申込	住宅名	所 在 地	階 建号 棟	+ 1 - 2 - 2 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	面積(㎡) 間 取 り	月額家賃	過去	群年が
区分	番号	(建設年度) 注意マーク	交通	品 数 国		畳 数	(L)	岳率 	Ĺ
		用 十 子 独 日	米ツローの米十里凶子	7階建		23 W	25 600		
	李田	そらく 四	ノに・コロロ	211号棟	(2DK	20,000	9	
· 후 의	819	(平成13年度)	4 年 1 4 年 1 4 4 1 4 4 1 4 4 1 4 4 1 4 4 1 4 4 1 4	4階)	和6洋6.1	}	和	
			もず・くだっず、ドグ・	404号室		DK7.9	38,100		

[コレクティブハウジング](単身向)

申込	申込	住宅名	所 在 地	階 建号 棟	- 1 7 - × - 1	面積(㎡) 間 取 り	月額家賃	子配	計 年
区分	番号	(建設年度) 注意マーク	交通	品 哈 数 函	H - X - X - Y - Y - Y - Y - Y - Y - Y - Y	畳 数	(田)	品率 	Ĺ
;	特目	人二塚西 ふれあい	長田区腕塚町6丁目1番15	7階建 1号棟	(39m 1DK	22,000	(42)	
	820	(平成9年度) ●	地下鉄・JR「新長田」駅 徒歩7分	3階 306号室)	和6 DK6.8	32,800	争	
<i>y</i> 1	林田	久二塚西ぶれめ	長田区腕塚町6丁目1番15	7階建1号棋		39㎡ 1DK	22,100	(42)	
₫	821	(平成9年度) ∰	地下鉄・JR「新長田」駅 徒歩7分	3階 309号室	0	和6 DK6.8	32,900	倍	

🖶 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

☆コレクティブハウジングとは、市営住宅の入居者(特に高齢者や単身の方々)が孤独に陥ることのないよう日常生活において、自然なかたちで人と人が触れ合うこ とのできる共同居住型住宅をいいます。

この住宅は、個人のプライバシーを確保できるそれぞれが独立した住宅と、他の入居者の人達との団らんや共同で炊事を行い、一緒に食事のできる共同のスペース (食堂・厨房・談話室等)が併設された住宅です。

な申込に際し了承いただく事項

- ① 共同のスペースで利用するテーブル、椅子、電化製品、什器等の備品類は、入居者の皆さんで購入していただきます。
- 共同スペースは入居者全員が利用するためのものです。ここで必要な光熱水費やエレベータ等の電気料金等は、入居者全員で負担していただきます。 (月額4,000~6,000円程度の見込み)
- ③ 共同スペースの清掃や簡単な修繕費等は、入居者の方で実施していただきます。

【コレクティブハウジング(シルバーハイツ)】(単身向)

所在地 地			ţ	21 300	_	#	31 700	
所在地 地			画	40m²	10K	和6	į.	
所在地 地		サーグ・一十			(
所 在 交				3階建		から	1 1 1	
	中			米・日土で駅光光込田	日日は受用して日本	1445年	下跌! 汽澡」駅 徒歩	
					典四	822		
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	177	\ 1	区分	Ķ	₩₫	j Z 1	Π,	
区分 B 母 今 持 822								

🛂 工場等が近い為騒音・臭気等が発生することがあります

☆コレクティブハウジングとは、市営住宅の入居者(特に高齢者や単身の方々)が孤独に陥ることのないよう日常生活において、自然なかたちで人と人が触れ合うこ とのできる共同居住型住宅をいいます。

この住宅は、個人のプライバシーを確保できるそれぞれが独立した住宅と、他の入居者の人達との団らんや共同で炊事を行い、一緒に食事のできる共同のスペース (食堂・厨房・談話室等)が併設された住宅です。

な申込に際し了承いただく事項

- ① 共同のスペースで利用するテーブル、椅子、電化製品、什器等の備品類は、入居者の皆さんで購入していただきます。
- 共同スペースは入居者全員が利用するためのものです。ここで必要な光熱水費やエレベータ等の電気料金等は、入居者全員で負担していただきます。 (月額4,000~6,000円程度の見込み)
- ③ 共同スペースの清掃や簡単な修繕費等は、入居者の方で実施していただきます。

☆入居者の方の安全面を考慮し、電磁調理器(IH)、電気温水器を採用している為、ガス器具は使用できません。 なシルバーハイツにつきましては、51ページ1の資格も必要です。

	回鄂布口	断有世帝问任光](1	人以上)							
		4 中 夕	出	路 建		面積(m³)	日站定			
	사 투자	Ħ ħ	Ŧ		-ね-グ.1⊤	間取り	<u> </u>	温井	理 半 理	
凶	分 	(建設年度) 注意マーク	交通	階 号 室		畳 数	(田) 倍	本	Ĺ	
_		# H III	张1日上74年三月四月	11階建		38m²	00601			
<u> </u>	四世	R H	日内分子 40047日	2号棟	(2DK	_	(2)		
<u></u>	8	(昭和47年度)	神戸電鉄「長田」駅 徒歩5分	图8)	和6,4	~ 19 700 ∰	- 世		

\mathcal{L}	ì
Ę	
Δ	
	١
$\boldsymbol{\prec}$	
2	ı
=	
60	
al i	
И	
	ı
EΞ	ļ
)	
ЛU	١
11	
м	
ᄤ	
Ų	
뻍	
部后	
计带的	

● 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります

中	子父子	【母子·父子世帯向住宅】(2人以上)	(2人以上)						
申込	中込	住宅名	所 在 地	階 建号 棟	-4- ×-1+	面積 (㎡) 間 取 り	月額家賃	過去	本
公区	番号	(建設年度) 注意マーク	交通	雷 号 室	- X- X- Z-	畳 数	(田)	倍率	
	特目	夢野台	兵庫区菊水町10丁目39番地の16	11階建 2号棟	(39m 2DK	18,800	(¥)	
	831	(昭和48年度)	神戸電鉄「長田」駅 徒歩5分	5階 503号室	0	和6,4 DK8.1	28,000	毋	
	林田	洪中	兵庫区浜中町1丁目17番11	12階建 1号棟	(47 m ³ 3DK	23,300	(3)	
	832	(昭和53年度)	地下鉄「御崎公園」駅 徒歩4分	10階 1002号室	0	和6,4洋3 DK6	~ 34,800	毋	
	特目	兵庫駅西	兵庫区駅前通4丁目3番	8階建 1号棟	(56㎡ 3SDK	30,800	(22)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
	833	(昭和57年度)	JR「兵庫」駅 徒歩8分	5階 517号室	0	和6,6洋5 S2.4 DK8	45,900	毋	照)
0	华目	山暴—	長田区御蔵通3丁目207番地の5	4階建 6号棟	: :	51 m² 3DK	24,800	(0)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
~	834	(昭和53年度)	地下鉄「長田」駅 徒歩7分	2階 201号室	×	和6,6洋4 DK6.7	36,900	毋	()
죄	特目	松風	須磨区松風町3丁目1番	14階建 2号棟	てたっプ	64㎡ 3DK	35,800	(1)	
4		(昭和57年度) 〇〇	JR「須磨海浜公園」駅 徒歩6分	6階 609号室	〇 非停止	和6,6洋4 DK8.5	53,300	毌	
	华目	横尾	須磨区横尾4丁目1番地	9階建 14号棟	(50m² 3DK	26,500	(1)	
	836	(昭和53年度)	地下鉄「妙法寺」駅 徒歩13分	4階 404号室)	和6,4洋3.5 DK7	39,500	华	
	4	南落合	須磨区南落合4丁目1番	12階建 177号棟	(56㎡ 3SDK	29,800	₩	
	837	(昭和54年度)	地下鉄「名谷」駅より、市バス約5分「南落合 3丁目」 徒歩2分	3路 302号室)	和6,6洋3.5 S2 DK8.5	44,400	抑	
	特目	垂山水垂	垂水区山手6丁目3番1	8階建 1号棟	(29M 3SLDK	29,100	(₩	
	838	(昭和58年度)	山陽電鉄「東垂水」駅 徒歩13分	8階 802号室	0	和6,6洋3.5 S2.3 LDK8.8	43,300	毋	
(

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照) 国道等が近い為騒音等が発生することがありますテレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます ● 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります● 団地内は坂道が多くなっております

X F)	Ì
1 Y E	
N T	
1(2 A	
-	۰
古世	
计带向件字	
父子世帯向住字	
(兔子•父子带带自住字)	

申以		住宅名	所在地	路建中	1	面積 (㎡) 間 取 U	月額家賃	温	#
区分	番号	(建設年度) 注意マーク	交通	中路外	エレヘーダー	量数	(田)	中率	1 有 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人
	特目	東多聞	垂水区学が丘6丁目1番	12階建 38号棟	(50㎡ 3DK	23,500	(0)	
8	839	(昭和52年度)	地下鉄「学園都市」駅より、市・山陽バス 約7分「学が丘4丁目」 徒歩5分	5階 505号室	0	和6,4洋3 DK6.7	~ 35,100	毋	
~	特日	ベルデ名谷	垂水区名谷町字高曽2292番地10	15階建 3号棟	(60㎡ 3DK	30,900	(0)	
죄	840	(平成8年度) ①	地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分 「神和台口」 徒歩4分	11階 1117号室	0	和6,4.5洋4.8 DK8.9	46,000	毋	
4	特目	ベルデ玉津	西区玉津町新方521番地の1	7階建 1号棟	(60m 3DK	28,100	(2)	
	841	(平成8年度) ❸	JR「明石」駅より、神姫バス約10分 「ベルデ玉津前」 徒歩1分	2階 211号室)	和6,4.5洋5.2 DK9.4	41,800	毋	
	特目	北青木	東灘区北青木1丁目1番1	10階建 1号棟	(63㎡ 3LDK	36,700	₩	
ო	842	(昭和52年度) ●	阪神「深江」駅 徒歩6分	4階 416号室	0	和6,6洋3.5 L5 DK8.6	54,600	毋	
\prec	特目	新生田川	中央区南本町通6丁目1番	13階建 23号棟	(65㎡ 3DK	40,500	(2)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
죄	843	(平成13年度) 	阪急「春日野道」駅 徒歩7分	3階 307号室	0	和6,6洋4.4 DK7.8	00:300	毋	照)
괵	李	一番町	長田区一番町3丁目1番地	14階建 3号棟	(63㎡ 3DK	30,600	(0)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
	844	(昭和53年度)	地下鉄「長田」駅 徒歩7分	7階 701号室)	和6,6,6 DK7.4	~ 45,600	毋	照)

● 団地内は坂道が多くなっております● 同一敷地内にペット飼育可能住宅があります● 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

曹	害者世	【障害者世帯向住宅】							
申込	申込	住宅名	所 在 地		- なーダ・1 +	面積(㎡) 間 取 り	月額家賃	温	平
区分		(建設年度) 注意マーク	交通	略数容	- X- X- X-1	畳 数	(田)	中率	Ĺ
	华田	本山南	東灘区本山南町7丁目4番7	13階建 1号棟	(64 m 3DK	40,600	₩	
	845	(平成5年度)	阪神「深江」駅 徒歩11分	2階 207号室	O	和6,6洋7.7 DK9.1	60,400	毋	
	华田	本山南	東灘区本山南町7丁目4番7	13階建 1号棟	(902 3DK	41,100	₩	
	846	(平成5年度)	阪神「深江」駅 徒歩11分	3階 305号室	O	和6,6洋7.7 DK9.1	61,100	毋	
	华田	丸山東	長田区滝谷町2丁目8番	5階建 3号棟	(46m 3DK	23,200	₩	
	847	(昭和50年度)	神戸電鉄「丸山」駅 徒歩5分	1階 106号室	O	和6,4洋3.5 DK5.9	34,600	毋	
申報	本	高取山	長田区高取山町1丁目2番3	9階建 1号棟	(3DK 3DK	30,500	₩	
€人数	848	(昭和63年度)	地下鉄・山陽電鉄「板宿」駅より、市バス 約7分「鷹取団地前」 徒歩2分	2階 202号室)	和6,4.5洋4.5 DK7.9	45,400	毋	
歪	本	松風	須磨区松風町3丁目1番	14階建 1号棟	スキップ	64 m 3DK	35,800	(11)	
なし	849	(昭和57年度)	JR[須磨海浜公園」駅 徒歩6分	1階 109号室	· · · ·	和6,6洋4 DK8.5	53,300	华	
	本	横尾	須磨区横尾4丁目1番地	9階建 13号棟	(47 m 3DK	25,200	(0)	
	850	(昭和53年度)	地下鉄「妙法寺」駅 徒歩13分	1階 109号室)	和6,4洋3.5 DK6	37,600	华	
	华田	横尾	須磨区横尾6丁目3番地	5階建 28号棟	:	57 m 3DK	31,700	(1)	
	851	(昭和63年度)	地下鉄「妙法寺」駅 徒歩6分	2階 201号室	×	和6,6洋4.5 DK7.8	47,200	縆	
	本	王居殿第二	垂水区王居殿2丁目10番	4階建 2号棟	:	3DK 3DK	29,100	(1)	
		(昭和61年度) ⑤	山陽電鉄「滝の茶屋」駅 徒歩10分	1階 105号室	×	和6,6洋4.5 DK6.6	43,400	却	

70

毎 国道等が近い為騒音等が発生することがあります⑤ 同一敷地内にペット飼育可能住宅があります

鉄道が近い為騒音等が発生することがあります 団地内は坂道が多くなっております

	- 타 티 디	峄 금 1 의 교 등 의								
1	1	4 字 名	吊 存 基				目報字信	+		
中下		נ	1		エレベーター	間取り	立を当に	画:	年 水 擂	
区公	——	(建設年度) 注意マーク	以	語 中数 季		量 数	Œ)	争	ŗ	
#	Ļ	古夕閏	米上四十岁,以后,一种			47 m²	00366			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4	K		37号棟	(3DK	22,000	ල		
イ.	. 88	(昭和52年度)	地下鉄「学園都市」駅より、市・山陽バス	12階	O	和6,4洋3	₹	钷		
数し			分「学	1205号室		DK6.2	33,700			

[2]
車椅子常用者

申		住宅名	所在地	配車	1 %	面積(㎡) 間 取 U	月額家賃	温子	1
区分	番号	(建設年度) 注意マーク	交通	中國教	Hレヘーダー	量数	(用)	上	偏
	特目	弓の木	灘区楠丘町1丁目1番3	5階建 3号棟	(51 m 2DK	34,100	(L)	
	854	(平成14年度)	阪急「御影」駅 徒歩11分	1階 107号室	0	和6洋4 DK8.8	50,800	倍	
	本田	上山手	中央区下山手通9丁目10番	10階建 6号棟	(58㎡ 2DK	37,500	(6)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
	855	(平成31年度)	地下鉄「大倉山」駅 徒歩3分	1階 101号室	0	洋6,7 DK8.5	55,800	倍	照)
半	华田	菊水	兵庫区菊水町2丁目1番	10階建 5号棟	(55㎡ 2DK	29,100	(半)	
□──	856	(昭和55年度)	地下鉄「湊川公園」駅より、市バス約6分 「石井町」 徒歩6分	1階 107号室)	和6洋6 DK8.5	~ 43,300	华	
歪	华田	北舞子第四	垂水区北舞子2丁目6番	14階建 4号棟	(60m 3DK	33,200	(1)	
なし	857	(平成7年度)	JR「舞子」駅より、市・山陽バス約8分 「舞子台3」 徒歩7分	1階 106号室	0	和6洋5.2,5.3 DK6.8	49,400	倍	
	李田	からと中央	北区唐櫃台3丁目23番2号	6階建 2号棟	(58㎡ 2DK	28,900	(0)	
	828	(平成30年度)	神戸電鉄「唐櫃台」駅 徒歩10分	1階 101号室	0	洋6.2,5.3 DK8.4	43,000	倍	
	李	西神井吹台	西区井吹台西町1丁目7番地	14階建 6号棟	(50m² 2DK	27,100	(9)	
	859	(平成8年度) ☑	地下鉄「西神南」駅 徒歩10分	1階 102号室)	洋6,4 DK8.9	40,300	毌	

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照) 📮 テレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます

(身)	体障害	 者世帯向住宅	(5)					
申込	中込	住宅名	所 在 地	階 建号 棟	+ 2 - 2 - 2 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	面積(㎡) 間 取 り	月額家賃 過去	4 # # # #
公公	番号	(建設年度) 注意マーク	交通	昭 中数 極		畳 数	(円) 倍2	F F
#		※ が に ※ が に が	年水区夕公町中戸田の200米地10	15階建		51 m²	000 96	
L ##	李四	はロ・イン・	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3号棟	(2DK	(3)	
≟≺	860	(平成8年度)	⁻鉄「名谷	2階)	和6洋5	● 00.00	J.
数		3	「神和台口」 徒歩4分	220号室		DK6.9	38,700	
歪		※ が = ×	世界内ののの日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	15階建		<u>س</u> 09	00000	
殴	4	はロ・シン・	用小内口中间十回目2234用地 10	3号棟	(3DK	(1)	
₩	861	(平成8年度)	地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分	10階)	和6,4.5洋4.8	~ 。	J.
د		>	「神和台口」徒歩4分	1013号室		DK8.9	40,000	

・日地内は坂道が多くなっております

	若年·	【若年・子育て世帯向住宅】(2人以上)	き](2人以上)						
ш-		₩ 住宅名	所 在 岩	階 建号 棟	1 3	面積(㎡) 間 取 り	月額家賃	過去	Ħ
	区分 番号	号 (建設年度) 注意マーク	次 通	品 學 室	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	量 数	(田)	本	軍が
		鱼南阳		5階建		50m²	28 300		
	李四			2号棟	(3DK		<u>₩</u>	
	862	2 (昭和52年度)	后抽「鱼疹」即 朱朱5公	- 四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四)	和6,4洋3.5		中	
			このでは、一つでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	110号室		DK7.3	44,100		
		第4日三	米上四八字本 中语 化二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	14階建		51 m²	21 200	改员	改良住宅(政令月収114,000円以
	李四			22号棟	(2DK) 000,10	(3) <u></u> 不可	の世帯:詳しくは3ページ[3]参
	863	3 (平成7年度)	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	超00	O	和6,6		(盟)	
			双記 春日野垣 駅 (宋少/万	801号室		DK8.2	46,600		
		11.光川一, 17	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	10階建		53 <i>m</i> i	008 86		
	世			2号棟	(2DK		<u>₩</u>	
	864	4 (平成11年度)	地下鉄「御崎公園」駅 徒歩9分	7階)	和6洋6.3	~ √3 €00	- 地	
				705号室		DK7.1	43,000		
		出		8階建		60m²	31 700	改员	改良住宅(政令月収114,000円以
	2			36号棟	(3DK		(1) 下の	○甘帯: 詳しくは3ページ[3]参
		5 (平成8年度)	中国 1 年 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日	图 8)	和6,6洋4		明)	
•	 <		作了同场, 回场对日1岁、完多0万	301号室		DK8.5	47,200		

が近い為騒音等が発生することがあります	
) 国道等九	
•	
゠することがあります	

 $\widehat{\mathbb{H}}$

29,800

56m² 3SDK 迤

44,400

?

和6,6洋3.5

0

177号棟

6階 601号室

地下鉄「名谷」駅より、市バス約5分「南落合3丁目」 徒歩2分

(昭和54年度)

特目 867

須磨区南落合4丁目1番

南落合

S2 DK8.5

4 布

?

48,900

32,900

3LDK 58 m²

和6,6洋4 LDK9.3

0

11階建 3号棟

須磨区松風町3丁目5番

松風第二

以

9階 910号室 12階建

徒歩2分

JR「須磨海浜公園」駅

(昭和59年度) ●●

4

本 866

- 地

?

和6洋5.5,4.5,4

DK6.4

非停止

2階 201号室 7階建

JR「垂水」駅より、市・山陽バス約4分「細道下」 徒歩2分

(昭和62年度)

本目 868

星が丘

北区西大池2丁目5番

西大池第五 (平成20年度)

本 869

垂水区星が丘2丁目1番48

50,100

33,600

63 m²

スキップ 0

6階建 1号棟

4DX

() 世

?

29,200

60m²

3DK

和6,6洋5.1

0

213号棟

DK7.3

6階 607号室

徒步13分

神戸電鉄「大池」駅

43,500

テレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます 鉄道が近い為騒音等が発生-

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

$\widehat{\mathbf{H}}$	
$\vec{\Delta}$	
$\preceq_{\mathfrak{S}}$	
Ä	
Ľ	
\dashv	
(2)	
更	
非	
Þ	
打型	
 ##	
37	

申込		住宅名	所 在 地	路時十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	1 %	面積(m³) 間 取 り	月額家賃	過去	1
区分	番号	(建設年度) 注意マーク	以	品品。	トゲーケー	画	Ê)	中	画 か 画
7 ∠	特目	リバーサイド 玉津南	西区玉津町上池277番地の1	4階建 1号棟	(65㎡ 3DK	30,500	(0)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
〈정土	870	(平成10年度)	JR「明石」駅より、神姫パス約5分 「明石市民病院ロ」 徒歩5分	3階 301号室	0	和6,6洋5.5 DK7	45,400		照)
	特日	北青木	東灘区北青木1丁目1番1	10階建 1号棟	(63 m 3 L D K	36,700	₩	
		(昭和52年度) ①	阪神「深江」駅 徒歩6分	8階 801号座	0	和6,6洋3.5 L5 DK8.6	54,600		
	华田	新生田川	中央区南本町通6丁目1番	13階建 23号棟	(65㎡ 3DK	40,500	(9)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
	872	(平成13年度)	阪急「春日野道」駅 徒歩7分	6階 608号室	0	和6,6洋4.4 DK7.8	00:300	毋	照)
	4	星が丘	垂水区星が丘2丁目1番48	4階建 3号棟	:	70㎡ 3LDK	36,200	(1)	
ო	873	(昭和62年度)	JR「垂水」駅より、市・山陽パス約4分 「細道下」 徒歩2分	3階 305号室	×	和6,6洋5 LDK11.7	53,900	争	
~	李	北舞子第三	垂水区舞子台8丁目16番	13階建 17号棟	(66m 3DK	35,900	₩	
즤	874	(平成5年度)	JR「舞子」駅より、市・山陽バス約6分 「東舞子小学校前」徒歩6分	905号座)	和6,6洋4.2 DK10.4	53,500	钷	
4	特目	舞子山手	垂水区本多聞7丁目2番	14階建 1号棟	(68m² 4DK	35,300	(3)	
	875	(平成7年度) ⊜⊌	JR「舞子」駅より、市・山陽バス約9分 「本多聞介護センター前」 徒歩2分	5階 501号室	0	和4.5,6洋4,4.6 DK8.4	52,500	毋	
	存	西神南	西区井吹台西町1丁目2番地	14階建 3号棟	(69m² 3DK	36,900	(0)	
	876	(平成6年度) ☑	地下鉄「西神南」駅 徒歩7分	10階 1006号室	0	和6,6洋6.4 DK9.6	54,900	伊	
	特目	西神井吹台	西区井吹台西町1丁目7番地	6階建 3号棟		70m² 4DK	37,400	(3)	
	877	(平成8年度) ☑	地下鉄「西神南」駅 徒歩10分	1階 101号室	0	和6,4.5洋4.7,5.4 DK8.6	55,600	毋	
•	华治力	4. 当人, 5.	++-+**		**E	11. 12. 12. 12. 13. 14. 14. 14. 14. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15		++: +%+:-	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\

● 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります▼ 工場等が近い為騒音・臭気等が発生することがあります

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照) 国道等が近い為騒音等が発生することがありますテレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます

"	右年		3(四帝同任毛)	6](4人以上)						
#	걳	申込	住宅名	所 在 地		+ 1 - 2 - 2 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	面積(㎡) 間 取 り	月額家賃	沿出	群 来 期
N N	尔	番号	(建設年度) 注意マーク	交通	唱 数 室 室		畳 数	(H)	中率	Ĺ
			田	米十四十9点,是不断为中午	13階建		75m²	46 500		改良住宅(政令月収114,000円以
_	4	中世			23号棟	(4DK	40,000	(9)	の世帯:詳し
		878	(平成13年度)	际务[秦口既治]即 结张3公	58階)	和6,6洋5,4.3	}	和	照)
`	 <			心' 作口书'但」则 "优少	501号室		DK9.7	09,200		

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

() 準

?

和6,6洋4.5,4.5

×

3階建 1号棟 2階 205号室

JR「明石」駅より、神姫バス約20分 「玉津インタ-前」 徒歩9分

日輪寺 (平成2年度)

> 特目 879

以

4

西区玉津町小山561番地の1

DK6.9

36,200

78㎡ 4DK 53,900

【子育て世帯向期限付き入居住宅】(3人以上・4人以上)

		住户夕		階 建		面積(㎡)	日報完售		
山	申込	þ	Τ.	号 棟	_ねーグ. ⊤	間取り	口配多点	高水	供 步 擂
区分	番号	(建設年度) 注意マーク	交通	階 号 室		量 数	(田)	中率	Ĺ
,		HAT神戸		14階建		61 m²	00975		
ო	4	難の浜	株区年49年10年 10年	4号棟	(3DK	000,70	4	
	880	(平成7年度)	阪神[岩屋]駅 徒歩7分	20階)	和6洋5.1,4	78 100	电	
<		D)	·	521号室		DK10.1	20,100		
2		HAT神戸	中山区防汗流岩温2十日2米	9階建		61 m²	00000		
	4	・語の浜		7号棟	(3DK	20,000	(9)	
	881	(平成8年度)		超9)	和6洋4.3,3.9	?	抱	
1		(W仲 香口野坦」駅 佐少0万	612号室		DK9.8	57,800	Į.	
4		HAT神戸	米っ日工っまに出る対域	14階建		69 m²	12000		
	中	・難の浜	海内平沿角下 100世	4号棟	(4DK	43,000	(11)	
ゴ	882	(平成7年度)	医猫 学展 一郎 徐朱7公	駋8)	和6,6洋4.6,4.7	∑	华	
4		<u> </u>	メ11. 石圧」鳴く にジ・ハ	807号室		DK8.7	04,000		

🕀 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

☆子育て世帯向期限付き入居住宅は、入居期限に限りのある住宅です。期間の満了日までに住宅を明け渡していただくことになります。その際、代替住宅の提供や 引越費用の負担はいたしません。

期間の満了日において満18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの間の子と同居しており、一定の要件を満たしている場合、改めて期間を限った入 入居期間は「10年間」又は「同居する子のうち最年少の方が満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間」のいずれか短い期間となります。 居許可を受けることにより、引き続き居住することができます。

この場合の入居期間は「1年間」又は「同居している子のうち最年少の方が満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間」のいずれか短い期間となります。 なお、この事情が存続している間は、毎年、手続きを繰り返すことにより引き続き居住することができます。

入居中に、他の神戸市営住宅への申し込みができます。

M									
中	込 申込	住宅名	所 在 地	階 建 号 棟	- 2- ジ・1 ±	面積 (㎡) 間 取 り	月額家賃	過去	群 年
X		· (建設年度) 注意マーク	交通	昭 中 数 函	+0>	畳 数	(用)		Ĺ
		- 十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	※31日上6分乙無凶作事	13階建		₩87	40.100		
4		子	用小C第二口0010日	17号棟	(4DK	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	Ξ	
_	883	(平成5年度)	舞子』	88)	和6,6洋5.7,4.7	}	ә	
<u>≺</u>			「東舞子小学校前」徒歩6分	801号室		DK9.3	59,800		
2		- 中人細日	※6日上6万無作込作事	6 階建		71 m²	000 66		
1			用小台小角丁2 J D O 面	5号棟	(4DK	000,660	9	
	884	(平成7年度)	子」哪	28)	和6,6洋5.5,5.7	} }	ข	
1	_		「舞子台3」徒歩7分	209号室		DK7.8	58,100		

[ペット飼育可能住宅](2人以上・4人以上)

備地欄													
· 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申		(3)	(6)	坦			(4)	和			(2)	却	
月額家賃	<u>ב</u>	30,500	;	∑ 4E EOO	45,500	20 100	23,100	}	43,400	00Z 88	30,700	~ 1000	000'/6
面積(㎡) 間取り 電 端	量数	57 m²	3DK	和6,6洋4.5	DK7.1	58m²	3DK	和6,6洋4.5	DK6.6	72m²	4DK	和6,6,6洋4.5	DK7.8
H ト ベーダー			>	<			:	×			:	×	
路 海 海 海	号 安 室	5階建	どの方体	4	401号室	4階建	3号棟	2階	206号室	5階建	26号棟	4階	404号室
杻	交通	須磨区横尾6丁目3番地		地下鉄「妙沫寺」即 徐朱6分		※01日上6個君エ凶作要			14.30 电数: 18.20 水注 1週~ は少 10.21	州米6日上9呂群込類駅	公布内域先の1日の南地		
住宅名	(建設牛長) 注意マーク	横尾		(昭和62年度)	⊙	工足配给一		(昭和61年度)	⊙	群區	河币	(昭和62年度)	⊙ ∧
世	H	[;	中	885			本田	988				887	
中区公公	3	0	1	_	<	2	Ž			4	\prec	<u></u>	4

・団地内は坂道が多くなっております

❸ 同一敷地内にペット飼育可能住宅があります

なペット飼育可能住宅は、従来市営住宅では、ペット飼育を禁止していますが、郊外の一部の住宅において、ペット飼育者で住宅困窮になられた方を対象に、 ペット飼育可能な住宅として募集しています。 79

【シルバーペット飼育可能住宅】(世帯向く2人以上〉)

翻					
杵	Ĺ				
世	E .				
温	田 率		Ξ	縆	
月額家賃	(田)	009 86	23,000	₹	35,100
面積(m³) 間取り	量 数	50m²	2DK	和6洋5.4	DK8.1
 以 一次 			(O	
階 建号 神	品 数 配	電掃9	2号棟	2階	203号室
辑	通	19年米	- /Out	バス約10分	分
所在	₩	6163半珠塭帜工凶坐	IS 노수백 제기 JOE I	R「明石」駅より、	「ヘルデ玉津前」 徒歩1
住宅名	(建設年度) 注意マーク	サード	4	平成8年度)	<u>©</u>
申込	番号		4		
申込	区分			. ≅ ન િ •	<u>r</u> >

◎ 同一敷地内にペット飼育可能住宅があります

なペット飼育可能住宅は、従来市営住宅では、ペット飼育を禁止していますが、郊外の一部の住宅において、ペット飼育者で住宅困窮になられた方を対象に、 ペット飼育可能な住宅として募集しています。 なシルバーハイツにつきましては、51ページ1の資格も必要です。

_
П
\simeq
\prec
(2)
) (
H
-
居住
入居住
Z
M
期限付き
¥
<u> </u>
î
Ü
市無何
뱉
数 时
諡

申以	 	4	所 在 地		エレベーター	面積 (㎡) 間 取 り	月額家賃	問:	年 光 講
区分		(建設年度) 注意マーク	交通	品数	`	量 数	(田)	倍率	ţ
	李	北青木第二	東灘区北青木2丁目2番	5階建 2号棟	:	Э Ш09	34,300	(0)	期間満了日 令和13年3月31日
	888	(昭和56年度) (明和56年度)	阪神「青木」駅 徒歩6分	5階 501号室	×	和6,6洋4 DK6	~ 51,000	布	
	恭田	樫原	須磨区妙法寺字樫原2番地の3	5階建 1号棟	:	3DK	29,300	(₩	期間満了日 令和13年3月31日
Ø	890	(昭和56年度)	地下鉄・山陽電鉄「板宿」駅より、市バス 約10分「那須神社前」 徒歩2分	1階 107号室	×	和6,6洋4.5 DK8	~ 43,700	縆	
\prec	李	整原	須磨区妙法寺字樫原2番地の3	5階建 1号棟	:	59㎡ 3DK	28,300	₩	期間満了日 令和13年3月31日
죄	891	(昭和56年度)	地下鉄・山陽電鉄「板宿」駅より、市バス 約10分「那須神社前」 徒歩2分	4階 406号室	×	和6,6洋4.5 DK8	~ 42,200	布	
4	华田	樫原	須磨区妙法寺字樫原2番地の3	5階建 1号棟	:	3DK	28,000	₩	期間満了日 令和13年3月31日
	892		(昭和56年度) 地下鉄・山陽電鉄「板宿」駅より、市バス 約10分「那須神社前」 徒歩2分	5階 505号室	×	和6,6洋4.5 DK8	~ 41,700	縆	
	华田	樫原	須磨区妙法寺字樫原2番地の3	5階建 1号棟	:	3DK	28,000	(₩	期間満了日 令和13年3月31日
	893	(昭和56年度)	地下鉄・山陽電鉄「板宿」駅より、市バス 約10分「那須神社前」 徒歩2分	5階 507号室	×	和6,6洋4.5 DK8	41,700	和	

📵 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります

ポイント方式のご案内

令和7年11月10日現在の家族構成でお申込みください。

(申込時点と入居時点で世帯構成が異なる方はお申込みできません。)

ポイント方式は、申込者本人の申告によって点数が決まります。間違いのないよう正確にご記入ください。

お申込み後は、理由を問わず記入内容の変更ができませんのでご注意ください。

抽選会の前に、1次審査通過者は必ず書類審査を受けていただきますが、必ずしも入居できるものではありません。ご理解のうえお申込みください。

ポイント方式とは

申込者の住宅困窮度を「収入・家賃の状況」「住宅の環境」「世帯の状況」等の項目(93ページ)ごとに点数化し、総合点の高い申込者で、抽選する方式です。住宅困窮度を適切に把握するために、さまざまな確認書類を提出していただく必要があります。

「ポイント方式」は、「一般住宅」「特定目的住宅」とは別枠で受付をしています。 <u>「一般住宅」「特定目的住宅」も、それぞれの資格があれば、白色の入居申込書に</u> より、あわせてお申込みができます。

- ※ お申込みにあたっての申込資格は2・3ページをご確認ください。 また、現在公営住宅(県営・市営)に入居されている方は、別途申込資格(4・5ページ)が必要です。
- ※ 現在公営住宅に入居している方や、生活保護受給中の方は、点数が低くなると 思われますが、お申込みは可能です。点数は 93 ページの配点表で確認できます。

緑色の「ポイント方式申込書」に、(表・裏面とも)もれがないように記入のうえ、 必ず結果等通知用85円切手を申込書に貼付し、申込専用封筒(一般・特定目的・ポイント方式共通)で郵送してください。

ポイント方式申込書(緑色)の書き方

- (基準日) 令和7年11月10日現在
- お申込み後は、理由を問わず記入内容の変更ができません。
- 鉛筆や消せるボールペン等で記入しないでください。
- 申込書に不備・不明な箇所があれば受付できない場合があります。

【表面】

(1) 申込番号(ポイント方式住宅「P-1~P-100」までの番号を記入)

ポイント方式住宅一覧(101 ページ~114 ページ)から希望する住宅を1つ選び「申込番号」を記入してください。住宅の立地や環境等はご自身で十分にご検討してください。

申込みの世帯の人数によって選べる住宅が異なります。

単身(1人)以上→ P-1~P-33

2 人 以 上→ P-34~P-82

3 人 以 上→ P-83~P-90

4 人 以 上→ P-91~P-100

申込番号が未記入の場合や、申込できない人数区分の住宅、判読不能、ポイント方式以外の番号が記入されている場合は受付できません。**なお、お申込み後の申込番号の変更は認められません。**

(2) 申込名義人

- ① 「神戸市内に住んでいますか」・「神戸市内に勤めていますか」には必ず『1.はい』『2.いいえ』のいずれかに「をつけてください。
- ② 「現住所」には、申込名義人の情報を記入してください。(DV被害者の方で住民票を異動しないで転居している場合は現在お住まいの住所を記入してください。)
- ③ 「現住宅種別」は該当するものに<

 ☑ をつけてください。公営住宅に入居中の方は4ページ3で申込資格について確認してください。また、多世代の近居申込に該当する場合は『はい』に</

 ☑ をつけてください。(4ページ3[2]参照)
- ④ 「氏名」から「収入・所得金額」まで全て記入してください。年齢は基準日の年齢を記入してください。

(3) 同居しようとする親族(一緒に入居する人全員)

- ① 同居しようとする親族全員について「氏名」から「収入・所得金額」まで全て記入してください。
- ② 結婚予定で申し込まれる方は、続柄を婚約者と記入してください。

(4) 手帳の種類 (等級) など

基準日に有効な障害者手帳等をお持ちの場合は、該当する等級に〇印をつけてください。 車椅子を自力で常用している方については、[車椅子常用]有に〇印をつけてください。

- (5) 所得控除の種類 ※該当する場合は「有」に〇印を付けてください。
 - * 寡婦 (11ページの控除額一覧表「6.寡婦」を参照)
 - * ひとり親(11ページの控除額一覧表「7.ひとり親」を参照)

(6) 別居扶養(別居している扶養親族)

基準日現在、所得税法上の扶養控除対象者で別居している親族があれば記入してください。(扶養の事実は別途確認します。)

(7) 申込世帯の収入の有無

基準日現在、申込世帯に継続して収入があるかどうかについて『1収入あり』・『2収入なし』のいずれかに ②をつけてください。(生活保護受給中の方は『1収入あり』 に ②をつけてください。) ②がない場合は、配点されない場合があります。

(8) 収入•所得

「申込世帯の収入の有無」について『1収入あり』に</br>

▼をつけた方は収入・所得金額を記入してください。

生活保護を受給中の方は「生活保護」と記入し、裏面の生活保護受給の有無『1 あり』に必ず

でといってください。

ポイント方式申込書には、非課税対象収入も記入します。

収入金額は「収入分類」に基づき、対象者の収入が「課税対象収入」か「非課税対象収入」、収入種類は「給与収入」か「年金収入」か「事業収入(所得)」か「その他の収入」を確認し、該当する番号と収入金額(事業収入は所得額)を記入してください。



同じ区分の収入が 2 つ以上ある場合は、別の枠にNoと金額を記入してください。枠が足りない時は合計して1つの枠への記入でも可

「給与収入」「年金収入」「事業収入(所得)」「その他収入」に記入する収入金額は、92ページを参考に、1年間の収入を記入してください。

非課税対象収入も、同様に記入してください。

※申込本人以外の方(家族又は婚約者など)も収入のある場合は、本人と同様に記入してください。

(記入欄の例)

- ・アルバイトやパートの給料 →「課税対象区分の給与収入」「1 給与収入」
- 児童扶養手当 →「非課税対象区分の給与収入」「9 児童扶養手当」
- ・離婚した元夫からの慰謝料 →「非課税対象区分の給与収入」「4 仕送り収入」
- 退職して雇用保険を受給中 →「非課税対象区分の給与収入」「6 雇用保険手当」
- ・国民年金 →「課税対象収入の年金収入」「24 老齢年金」
- ・障害年金 →「非課税対象収入の年金収入」「30 障害年金」
- ・年金給付金 →「非課税対象区分の給与収入」「23 その他」
- ・個人年金 →「課税対象区分の事業収入(所得)」「36 個人年金」
- ・自営業(個人事業主等)→「課税対象区分の事業収入(所得)」「35事業所得」 (所得がマイナスでも記入してください。)
- B型作業所の工賃 →「非課税対象区分の給与収入」「23 その他」
- ・シルバー人材センター配分金 →「課税対象区分のその他収入」「41 シルバー配分金」

【 裏 面 】 申込書の書き方(つづき)

※記入した内容(チェック項目含む)については2次審査時に証明書類で確認します。

No.1 困窮理由(現在の住宅で困っている、転居したい理由)

1~10のうち、該当する番号にすべてに
✓ をつけてください。

No.2 暴力団員の有無・生活保護受給の有無

暴力団員の有無について、1・2のいずれかに</br>

▼をつけてください。

生活保護受給の有無について、1・2のいずれかに

▼をつけてください。

No.3 お住まいの住宅面積

賃貸契約書等で確認した専有面積(㎡)を記入してください。畳や坪で記入されても配点されません。 〇〇㎡~〇〇㎡という曖昧な記入はしないでください。

No.4 月額家賃(1円単位で記入してください。)

家賃月額(共益費含む)を記入してください。(駐車場代や自治会費などは除く)

- ※ 申込名義人又は同居しようとする親族の名義で第三者に支払っている家賃証明の提出が必要です。 (親族等への支払は原則不可)
- ※ 持家の住宅ローンの支払金額や管理費・借地料(地代)などは該当しません。

No.5 平成 15 年 5 月「定時募集」以降の落選回数(ポイント方式申込の落選回数ではありません。)

回数は30ページ「1」に記載の数え方で記入してください。

落選ハガキを紛失していても回数は減りません。

○○回~○○回という曖昧な記入はしないでください。

No.6 証明書類の提出

申込書に記載した内容について、証明書類を提出していただきます。

「確認しました。」に☑をつけてください

No.7 現在お住まいの住宅環境について該当する番号があれば「Pをつけてください

- 1. S56.5.31 以前に着工された古い住宅に住んでいる
- 2. 倉庫や事務所、工場等に住んでいる
- 3. 立退き要求書を提出できる。

(親族からの立退き、家賃の不払いや住宅ローン返済督促等自己の責めに帰する場合は除く。)

- 4. 3 親等以内の血族、配偶者又は3 親等以内の姻族以外の方と6ヶ月以上同居している
- 5. 住宅がないため、今回一緒に申込をした親族と別居中

No.8 現在お住まいの住宅について、該当する番号に回をつけてください

- ※ 親族と同居の場合、風呂・便所・炊事場は全て「1.専用」です。
- ※ 自分名義の家に設備があれば、使用していなくても「1.専用」です。

№.9 現在の世帯の状況について該当する番号に回をつけてください。

1. 阪神・淡路大震災被災者

※2次審査時には、罹災証明書[全壊(焼)・半壊(焼)]とその住宅が解体済(又は解体予定)の証明書が必要です。(全焼の場合は、解体証明書は必要ありません。)

2. 海外からの引揚者

※日本に引き揚げた日から5年未満で、厚生労働大臣が証明した引揚証明書を提出できる世帯の方

- 3. ハンセン病療養所入所者等
 - ※ハンセン病療養所等の証明書を提出できる療養所入所前に神戸市内に居住していた世帯の方
- 4. 原子爆弹被爆者
 - ※被爆者援護法第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯の方
- 5. DV (配偶者等からの暴力) 被害者がいる世帯
 - ※「裁判所の保護命令」、「保護施設あるいは母子支援施設に入所中又は退所」(ともに5年以内のもの)、女性相談支援センター等による配偶者等からの暴力を受けている旨の証明書又は行政機関等において配偶者等からの暴力を理由に避難している旨の証明書を提出できる世帯の方

6. 犯罪被害者世帯

- ※犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第2条第3項に定める犯罪被害者(配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者を除く)及びその親族又は遺族。ただし、犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな方であり、次のいずれかに該当することが客観的に証明される方の世帯であること。ア犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった方
- イ. 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方
- (ア) 犯罪により住宅が滅失又は著しく損壊したために居住することができなくなった方
- (1) 住宅を客体とする犯罪により居住することができなくなった方
- (ウ) 犯罪により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった方
- 7. 中国残留邦人等世帯
 - ※国が発行する帰国証明書が提出できる世帯の方
- 8. 難病患者世帯
 - ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条に定めるいずれかの疾病に該当し、地域相談支援受給者証又は障害福祉サービス受給者証を交付されている世帯の方
 - ※2次審査時には、所定の証明書が必要です。

No.10 医療費の支払いについて

令和 6 年 1 月~12 月までに医療機関へ支払った入居する世帯全員の医療費の自己負担額の合計額を記入してください。

※①医療費の領収書、②令和6年分の確定申告書の控(医療費控除記載欄)、③医療保険者が発行する医療費通知のうちいずれかで証明できる金額

ただし、高額医療費の申請・医療保険金、傷害保険金、入院費給付金、療養費等の請求で戻ってきた 場合は、合計金額よりその額を引いて記入してください。

○○円~○○円位という曖昧な記入はしないでください。

ポイント方式抽選会見学希望者 10 名を募ります。

今回のポイント方式申込者のうち、1次審査通過者で、抽選会の見学を希望される方は、2次審査時(12月上旬頃)に窓口でお申込みください。

なお、お申込みされていても抽選会の見学は、2次審査の結果が「抽選」となられた 方のみとなり、見学希望者が多数の場合は抽選を行い、当選された方のみに通知いた します。

記入例 【表面】

申込書の書き方(ポイント方式住宅)

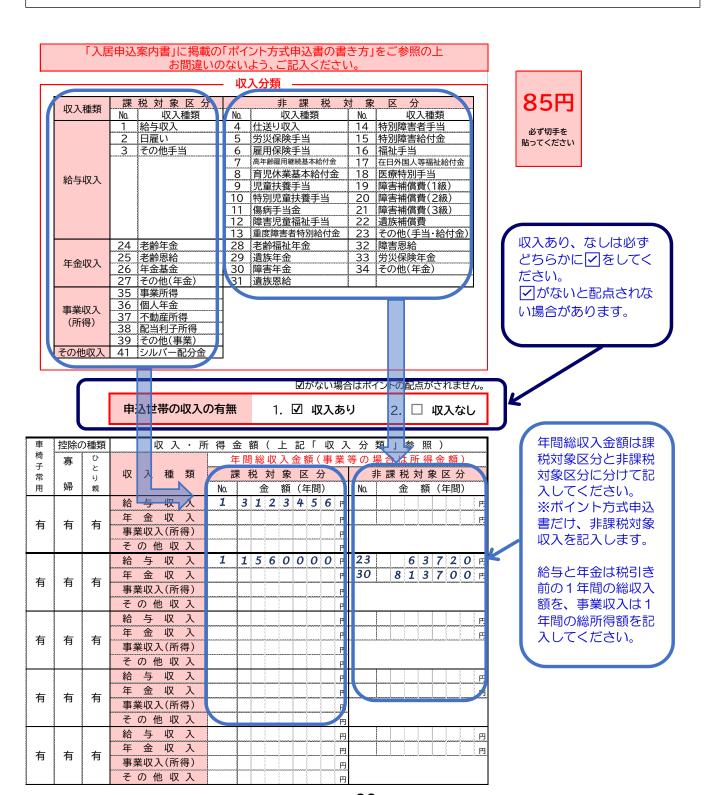
- ・(基準日) 令和7年11月10日現在の情報を正確に記入してください。
- お申し込み後は、理由を問わず記入内容の変更は一切できません。
- ・記載不備または判断できないような記載をされている場合や、事実と異なる記載が あった場合は、すべて無効となります。
- ・鉛筆や消せるボールペン等で記入しないでください。

ポノンル ナポルウ 3 尺市23 妻/<u>み507年11 日</u>芸生)

	小	1ン1	卜万式1	王モノ	(居中	込書	= (7	引	7 年	-11.	月晏果) >	《裏面も』	がず記入し	ってくださ	.()
			式住宅の					さい。								
4	<u>کړ</u> د	区力を	確認して	、 65人(ECV 10				12=0	₹					
	20	つ申込書に	に虚偽や事実	と異なる事	質が記載さ	されている	る場合	、必要	事項(氏名・フ! 手帳の等約			
	7	ペイント方	式住宅	-	-		1			入し	てくださ	い。	記入がなり	ければ、配		
		申込都 1番~1	番号	P-	9	9	ı			続枘	コードは	記人	不要です。 -			J
U		(H	ООЩ Ј	***************************************	000000		J						1			
_										K		_	$\overline{}$			
				神戸市内	に住んて	います	か		8		1.	☑ (a	t ۱٬		2. □ NU	ハえ
			₹	6 5	3	-	0	0	4	2	携帯番号		070 -	1234	- 50	678
申											電話番号		078 -	- 647	' - 98	304
	习	見住所											電話番号は、	日中連絡可能	な番号をご記	入ください)
込			神戸市	長田区	エ二葉	町57	丁目	I —	32	身信	住宅 8	30 I	号室			J
			1 🚺 🛱	間賃貸住	主			2.[7 //	kt i IR	(旧公団)住	空		(拔方)
,,	琲	見住宅		営住宅				4.[営住宅			代の近居申込	⊻ですか(□]はい 🗆	いいえ)
名	種	11 別		詩家(□ ラ	記却又は	名義変更	予定		解体予	定	申込世帯以	以外の	親族名義	上砂災害物	寺別警戒区域	内)
			9. 🗆 🕏	でかで(神戸市内			か)_ 1	√ (a	 ま い		2. 🗆 ເນເ	\ >
義			フリ			1	13		続					手帳等の種		1/2
			氏				性 別	続柄	柄コ	3	年月日 暦)	年齢	身体障害者	療育手帳	精神障害者保健福祉	障害年金
人				名		K	נימ	11/3		(1)	1 眉)	图印	手帳	(知的障害)	1木)建価位 壬帳	障舌牛並
			ナガ	タハ	<u>ν</u>		男	本		т (S) H R		1 · 2 · 3			\
	1		長日	田 看	F		· 女	人	0 1	57	.4.4	43	4 · 5 · 6	A·B1·B2	1 · 2 · 3	1 · 2
			ナガ	タナ	7		 男			т (S) H R		1 6 5			
同	2		長日	8 B	Į.		•	妻				40	1 2 3	A·B1·B2	1 · 2 · 3	1 · 2
居			•	_			女			60	8 · 8		4 · 5 · 6			Ŭ
 ⊾	<u></u>		ナガ	タ ア=	-	(男	Z		Т :	S (H) R	15	1 · 2 · 3	A . D1 . D2	1 · 2 · 3	1 · 2
ふ	3		長	田 和	火		· 女	7		22 ·	10 · 10	13	4 · 5 · 6	W.D1.D7	1.7.2	1 7 4
ح			ナガ	タ フニ	1		男			Т	S (H) R		1 · 2 · 3			
す	4		₹ 長F	丑 名	<u>z</u>	000000	。 (女)	子			.1.1	8	\	A·B1·B2	1 · 2 · 3	1 · 2
る	Т			-			(X)						4.5.6			
親族	⑤						男・			Т:	SHR		1 · 2 · 3	Δ·R1·R2	1 · 2 · 3	1 · 2
冼	9						女						4 · 5 · 6	,, 0, 02	, , ,	' -

裏面も記入が終わりましたら・・・

- ・申込書の右上の欄に85円切手を貼ってください。
- 郵送受付は11月10日(月)までの消印があり、かつ11月12日(水)までに指定の私書箱に届いたものが有効です。
- ※切手を貼っていない場合は結果を通知いたしかねますのでご了承ください。
- 申込専用封筒には所定の切手を貼って、申込書のみ封入して送ってください。
- ・申込書は1世帯1通に限ります。同一の世帯が複数の住宅にお申込みをした場合や 同じ方の名前が複数の申込書に記入されている場合は、理由を問わず全てのお申込み が無効となります。



申込書の書き方(ポイント方式住宅) 【裏面】

証明書が出せる項目に✓と記入をしてください

No.1	住	宅困窮理由 こついて次の1~10の中から 該当する□の全てに ✔ 印をつけてください。
1.		倉庫·事務所など住宅でない建物に居住している
2.		災害の危険があるような半壊住宅やバラックに住んでいる
3.		他の世帯と同居していて、便所又は炊事場が共同である
4.		住宅がないため、親族と別居している
5.		部屋が狭い(1人あたり4.5畳以下又は最低居住面積以下)
6.		正当な立退き要求を受けているが、立退き先がない(自己の責めに帰する場合は除く)
7.		通勤に片道1時間半以上かかる(電車等の待ち時間を除く)
8.	☑	収入と比較して家賃が高すぎる
9.		婚約しているが、住宅がないため結婚が延びている
10.		その他、客観的にみて、上記のいずれかと同じような理由により住宅に非常に困っている
		(騒音・日当り等、生活環境による理由は該当しません)
		理由:
	•	

No.2 次の事項について、1,2いずれかの□に必ず ✔ 印をつけてください。

申込名義人又は同居しようとする親族に暴力団員はいない	1. 🗹 いない	2. 🗆 いる
生活保護受給の有無	1. 🗆 あり	2. 🗹 なし

No.3 お住まいの住宅面積を記入してください。(賃貸借契約書等で確認ください。)

住宅の面積 (専有面積) ※ 平米(㎡)以外の記入は配点されません。 が数点2位まで (親族と同居の場合は建物表示の全ての面積(㎡)です。) ※ 間取り面積(㎡)を証明できる書類(賃貸借契約書等)の提出が必要です。

No.4 月額家賃(共益費を含む)を記入してください。(駐車場代は含みません。)

月額家賃 ※ 申込名義人又は入居しようとする方名義で第三者に支払っている家賃支払証明の提出が必要です。(親族等への支払いは原則記入できません。) ※ 住宅ローンの支払額や借地料、持家の管理費等は家賃ではないため記入できません。

No.5 平成15年5月「定時募集」以降の落選回数を記入してください。

No.6 この申込書に記入した内容の証明書類を提出します。(□に ✔ 印をつけてください。)

✓ 確認しました。※ 1次審査の結果、各住宅の総合点上位3位までの方について、2次審査を行います。※ 面談により申込書に記入した住宅や世帯の状況等を確認し、それに基づき点数の再計算を行い2次審査通過者を決定します。

No.7		在お住まいの住宅の に ✔ 印をつけてく		いて次の1~50)中から 該当する項目があれば その項目の
1.	V	昭和56年5月31E (所有者(家主)から			している。 簿謄本等で確認できること。)
2.		住宅、寄宿舎又は共 (倉庫、事務所、工場			
3.		正当な立退き要求を			
4.		3親等以内の血族、	配偶者又は3	親等以内の姻族 <u></u>	以外の方と6ケ月以上同居している。
5.		住宅がないため、配 (税法上の扶養を確			
No.8	現	在お住まいの住宅に	こついて該当	当する□に √ E	印をつけてください。 7
風	呂	1. 🗹 専用 2	. □ 共同	3. 口 なし	※ 親族と同居の場合、風呂・便所・炊事場は 全て「1 専用」です。
便	所	1. 🗹 専用 2	. 🗆 共同	3. 🗆 なし	
炊	事場	1. 🗹 専用 2	. □ 共同	3. 🗆 なし	
No.9	現	在の世帯の状況にご ※「入居申込案内書」に			
1.	V	阪神・淡路大震災被災・ 被災した場所につ	() 者		
		(1) 🗹 神戸市		(2)	伸戸市外で被災
		・ 全壊(全焼)、半壊 家屋の解体証明書			 する書類 の
			とも提出できる		<u>9 8音短</u> の 両方とも提出できない(一方だけ提出できる)
2.	П	海外からの引揚者			
3.	ī	ハンセン病療養所入	 、所者等		
4.		原子爆弾被爆者	(// L/)		
5.		DV(配偶者等から	 ひ暴力)被害者	 針がいる世帯	
6.		犯罪被害者世帯			
7.		中国残留邦人等世界			
8.		難病患者世帯			
No.1	^	医療費の支払いに		※昨年の1日から1	2月までに医療機関に支払った、入居する世帯全員の医療費

91

合計額を記入してください。(ただし、医療保険、傷害保険等で保険金の支払い

※①領収書、②昨年分の確定申告書の控(医療費控除の記載欄)、③医療保険者

を受けた場合は、その金額を差し引いて記入してください。)

が発行する医療費通知のいずれかり証明書を提出できる金額

昨年の医療費合計

5 6 7 8 9

(世帯全員)

収入金額の記入について

◎ポイント方式では、申込書への収入金額の記入間違いにより、減点又は失格となる場合がありますのでご注意ください。

収入金額の記入は、「申込世帯の収入の有無」欄の該当番号へ

図をつけ、「収入分類」を参考に収入の種類、課税・非課税を確認のうえ、必ず1年間の金額を該当箇所へご記入ください。

- 収入のない方は金額「O」と記入してください。
- ・生活保護を受給されている方は、金額の記入は不要ですが、申込書裏面 №2「生活保護受給の有無」は「1 あり」に「をつけてください。
- ・令和7年11月10日より前に退職して、令和7年11月10日時点で無職の方は金額「O」を記入してください。その場合は、収入には含みません。

給与所得者の場合(会社員・パート・アルバイト等の方)

- 1. 令和5年 12 月 31 日以前から現在まで引き続き勤務されている方は、令和6年分源泉徴収票の支払金額(税込み)を、ご記入ください。
- 2. 令和6年1月1日以降に就職し、現在も引き続いて勤務されている方の収入金額は次のように計算し、ご記入ください。
 - (1)令和6年10月末までに就職された方

就職した月の翌月(2ヶ月目の給与)から12ヶ月分の合計額を収入金額とします。

- (2) 令和6年11月以降に就職された方
 - 1年間の収入金額を次の通り推定します。
 - (勤務期間の総収入 ÷ 勤務期間の月数)×12 ヶ月+ボーナス
 - ※ 就職した月の給与(初月給与)は除いて計算してください

事業所得者の場合 (自営業・保険外交員等の方)

- 1. 令和5年 12 月 31 日以前から現在まで引き続き事業されている方は、令和6年分の収入金額から必要経費を除いた総所得金額を、ご記入ください。
- 2. 令和6年1月1日以降に開業し、現在も引き続いて事業されている方の事業所得金額は次のように計算し、ご記入ください。
 - (1)令和6年10月末までに開業された方

<u>開業した月の翌月</u>(2ヶ月目)から 12ヶ月分の合計収入金額から必要経費合計額を除い た金額を事業所得金額とします。

- (2) 令和6年11月以降に開業された方
 - 1年間の事業所得金額を次の通り推定します。
 - (営業期間の総収入一必要経費合計)÷営業期間の月数×12ヶ月
 - ※ 開業した月(初月)は除いて計算してください

年金受給者の場合

- 1. 令和 5 年 12 月 31 日以前から現在まで引き続き受給されている方は、令和 6 年分源泉徴収票 の支給金額(税込み)または令和 6 年中に届いた年金の改定通知書・振込通知書(控除前)等 の1年分を、ご記入ください。
- 2. 令和6年1月1日以降に受給し、現在も引き続いて受給されている方の年金収入は次のように計算し、ご記入ください。
 - 1回当りの支給金額(控除前)×1年間の支給回数 (老齢年金等は6回)
- ※非課税収入(遺族年金・障害年金・公的給付(児童扶養手当)等)を受給中の方、失業中(求職中)・病気やけが療養中の方、仕送り収入の場合も、よく確認のうえご記入ください。

住宅困窮度配点表

申込時の住宅困窮度は次の配点表により点数化を行います

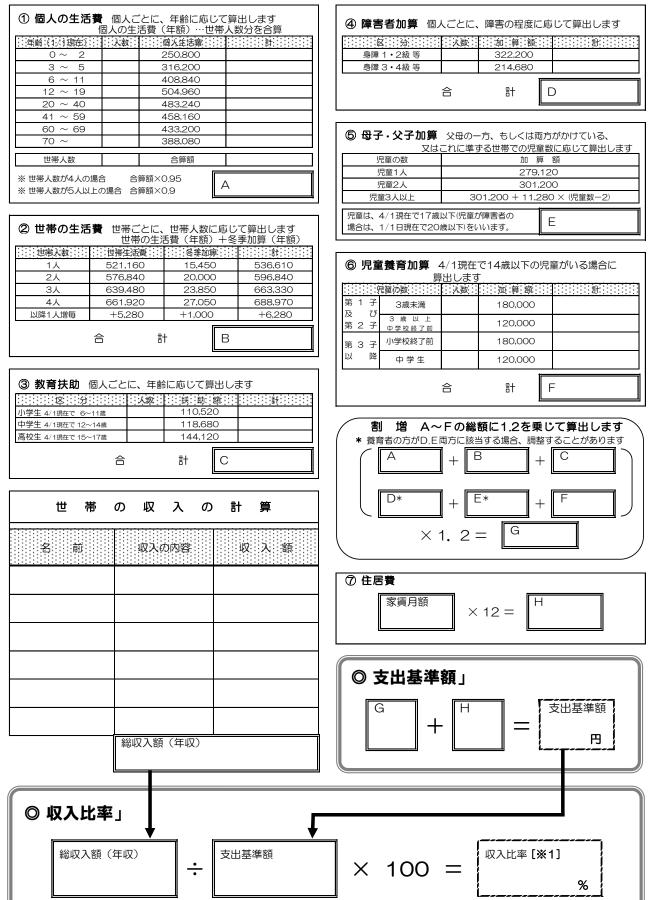
□			100%以上	90%~100%未満	80%~9	90%未満	70%~80%未満
ボイントラ式の支出域 20%~70%未満 50%~60%未満 40%~50%未満 30%~40%未満 10%~20%未満 10%~20%未満 10%~20%未満 20%~30%未満 20%~30%未満 20%~30%未満 20%~30%未満 30%~40%未満 20%~30%未満 20%~30%未満 30%~40%未満 60%~60%未満 0%~10%未満 50%~60%未満 65%~70%未満 50%~60%未満 50%~60%未満 65%~70%未満 50%~60%未満 50%~60%未満 65%~70%未満 50%~60%未満 50%~60%未満 65%~70%未満 50%~60%未満 50%~60%未満 10 12 14 16 18 20 14 16 18 20 14 16 18 20 14 16 18 20 14 16 18 20 14 16 18 20 14 16 18 20 14 16 18 20 14 16 18 20 14 16 18 20 16 16 18 16 18 10 16 18 10 10 10 10 10 10 10	T	٨					
収入・	1	-	60%~70%未満		40%~5	- 50%未満	=
(※1) 20%~30%未開 10%~20%未開 20%~30%未開 20%~30%未開 20%~30%未開 20%~30%未開 30%~40%未開 20%~30%未開 30%~40%未開 20%~30%未開 30%~40%未開 30%~40%未開 30%~40%未開 30%~40%未用 50%~60%未用 50%~60%+用 50%~60%	ılΩ						
18		[※1]					
10%末濶 10%~20%末濶 20%~30%末濶 30%~40%未濁 60%~40%未濁 60%~40%未濁 60%~40%未濁 55%~60%未濁 50%~60%+万多多分分分表之ります。 50%	$ \wedge $						1
□ 日 2 4 6 6 1 1 2 1 1 4 6 6 1 1 2 1 1 4 6 6 8 1 0 1 2 1 1 4 6 6 6 5 8 - 下の決未満 50 8 - 50 5 8 未満 55 8 - 60 8 未満 50 8 - 60 8 未満 50 8 - 50 5 8 未満 50 8 - 50 5 8 未満 50 8 - 50 5 8 未満 50 8 - 50 8 未満 50 8 - 50 5 8 未満 50 8 - 50 8 + 元献 50 8 +				10%~20%未満			30%~40%未満
(※2) 8 10 12 14 14 18 18 20 18 18 20 18 18 20 18 18 20 19 19 19 19 19 19 19 1							
1	賃		40%~45%未満	45%~50%未満	50%~5	55%未満	55%~60%未満
1	状		8	1 0	1	2	1 4
日	況	[]	60%~65%未満	65%~70%未満	70%	5以上	
日本			1 6	1 8	2	0	
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		*	該当なし		共同住宅	きでない	
□ 日			0	4			10
住宅設備				該当なし(専用)	共同	 設備	設備なし
使 所	П		風呂	0	•	1	2
注意:「D.住宅設備		仕乇設佣	便 所	0		1	2
E	住		炊事場	0		1	2
他世帯同居		注意:「D.住宅設備」	し、「C.住宅構造/立退	き」の項目において、「詞	亥当なし」とフ	なった方のみ	いが対象となります。
で表現の	宅		該当なし	3親等内の血族、配偶	者又は3親等	内の姻族以外	トの方と6か月以上同居
京 京 京 京 京 京 京 京 京 京		他世帯同居	0		1		
10 10 10 10 10 10 10 1	퍰		該当なし	配偶者又は子と	同居できる信	主宅がなく、	別居している方
現場の	坏	配偶者又は子と別居	0		1	1	
最低居住面積水準の 60%~70%未満 50%~60%未満 50%~60%未満 50%~60%未満 50%~60%未満 50%~60%未満 50%~60%未満 50%~60%未満 50%~60%未満 50%~40%未満 30%未満 7 8 8	境	最低居住面積水準と比率	最低居住面積水準外				
1		2	-	•			_
H. 高齢者世帯 該当なし			50%~60%未満		30%~4	10%未満	30%未満
H. 高齢者世帯 該当なし 以上の夫婦のみの世帯 (他に65歳以上の方がいる世帯を含む) 日本		4	5	-	7	<u> </u>	8
世世	${ m I\hspace{1em}I}$	*	該当なし	以上の夫婦のみの世帯 (他に65歳以上の方がい	世	帯	
では では では では では では では で			0	10	1	5	20
 では、	世	*	該当なし		重度の障害	害者がいる	
以 10 以 10 大 10 大 大婦(内縁を含む)または婚約者を卒業するまでの子がいる世帯 大婦(内縁を含む)または婚約者の合計年齢が70歳以下の世帯 大婦(内縁を含む)または婚約者の合計年齢が70歳以下の世帯 10 10 上、多子世帯 10 多子世帯 10 M. 平成15年5月以降の定時募集落選回数 70 内定時募集落選回数 10 下のに対することに対することに対することに対すると決議している世帯の子が3人以上いる世帯の合計年齢が70歳以下の世帯の合計年齢が70歳以下の世帯の合計年齢が70歳以下の世帯の合計年齢が70歳以下の世帯の合計年齢が70歳以下の世帯の合計年齢が70歳以下の世帯の合計年齢が70歳以下の世帯の合計年齢が70歳以下の世帯の合計年齢が70歳以下の世帯の合計年齢が70歳以下の世帯の合計を開発の表別を表別の合計を表別の合計を表別の合計を表別の合計を表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表	帯	F-00C16	•		-		
状 大 技術・子育て世帯 中学校(これに準ずる学校を含む) 表婦(内縁を含む)または婚約者の合計年齢が70歳以下の世帯の合計年齢が70歳以下の世帯の合計年齢が70歳以下の世帯の合計年齢が70歳以下の世帯の合計年齢が70歳以下の世帯の合計年齢が70歳以下の世帯の合計年齢が70歳以下の世帯の合計年齢が70歳以下の世帯の合計年齢が70歳以下の世帯の合計年齢が70歳以下の世帯の合計年齢が70歳以下の世帯の合計年齢が70歳以下の世帯の合計年齢が70歳以下の世帯の合計年齢が70歳以下の世帯の合計を表現の表別の合計年齢が70歳以下の世帯の合計を表現の表別の合計を含む。または婚約者の合計年齢が70歳以下の世帯の合計を表現の表別の合計を含む。または婚約者の合計年齢が70歳以下の世帯の合計を表現の表別の合計を含む。または婚約者の合計年齢が70歳以下の世帯のおり、変異回数10~14 その他のの他の他の他の他の表別の他の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の				配偶者がおらず			養している世帯
K. 芸年・子育て世帯 放当なし 中学校(と30) 表別(3 別) を卒業するまでの子がいる世帯 の合計年齢が70歳以下の世帯 の合計年齢が70歳以下の世帯 10 L. 該当なし 18歳未満の子が3人以上いる世帯 10 多子世帯 0 10 M. 平成15年5月以降の定時募集落選回数 0 落選回数5~9 落選回数10~14 落選回数15以上 3 の定時募集落選回数 0 1 2 3 N. 0 2 2 1 M. ではいます。	址	母子•父子世帝	0			_	- 1 - 10
プログライン Description 10 10 10 10 10 10 10 10 10 M. PR (15年5月以降 の定時募集落選回数 の			該当なし				
多子世帯 0 10 そ M. 平成15年5月以降の定時募集落選回数 落選回数0~4 落選回数5~9 落選回数10~14 落選回数15以上 のの定時募集落選回数 0 1 2 3 下のでは、 下の他 下の他 下の他 下の中・次路大震災後が支援を表現した。 海外からの引揚者 ハンセン病療養所入所者等のの場所を表現した。 の 2 2 2 日子保留神経者 DV(配偶者等からの暴力) 犯罪被害者世帯 中国建留和人等世帯	况	1 . 3 . 2					
そ M. 平成15年5月以降の定時募集落選回数 7 落選回数5~9 落選回数10~14 落選回数15以上 の 1 2 3 下のでは、 下の他 下の他 下の他 下の他 下のの表別 下のの表別 下のの表別 下のの表別 下のの表別 下のの表別 下のの表別 下ののの表別 中国経路和人等世帯		-	該当	なし	18詞		
マ成15年5月以降の定時募集落選回数 0 1 2 落選回数 T O N T 4 系建回数 T O N T 4 落選回数 T O N T 4 落選回数 T O N T 4 系建回数 T O N T A N T		多子世帯)		1	0
の 該当なし 阪神・淡路大震災 被災者 海外からの引揚者 ハンセン病療養所 入所者等 N. 0 2 2 他 6-2 保留確保者 DV(配偶者等からの暴力) 犯罪被害者世帯 中国建密邦人等世帯	2	平成15年5月以降	落選回数0~4	落選回数5~9	落選回数1	10~14	落選回数15以上
の 被災者 海外がらの51場も 入所者等 N. 0 2 2 2 他 6 DV(配偶者等からの暴力) 犯罪被害者世帯 山田建昭却人等世帯	7	の定時募集落選回数	0	_	2	2	
一名の他 「「一」という。 一人の他 「「一」という。 「一)という。 「一、 「一)という。 「一、 「一、 「一、 「一、 「一、 「一、 「一、 「一、	の			被災者			入所者等
174,			0		2	2	2
	他	その他		DV(配偶者等からの暴力) 被害者がいる世帯	犯罪被害	害者世帯	中国残留邦人等世帯
2 2 2			2	2	2	2	2

各項目については、いずれか1つを適用するのものであり<u>重複加算はありません。</u> 注 1)[※1][※2][※3]については、次ページの計算式で算出してください。 注 2)J.母子・父子世帯 : 52 ページ「母子・父子世帯向住宅」の「資格・要件」欄のとおり K.若年・子育て世帯: 54 ページ「若年・子育て世帯向住宅」の「資格・要件」欄のとおり

:55ページ「多子世帯向住宅」の「資格・要件」のとおり L.多子世帯

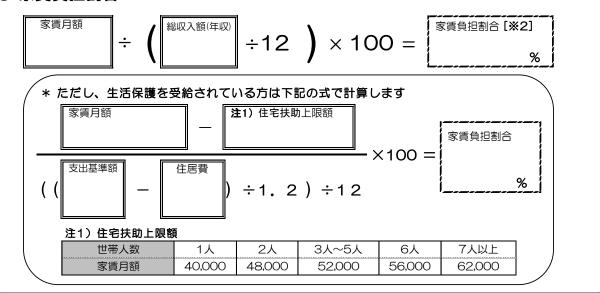
【 I-A】「支出基準額」と「収入比率」の計算式

◎「支出基準額」とは、下表にある①~⑥へ入居しようとする方全員に応じた数字をあてはめて、計算した結果、導き出される額のことです。



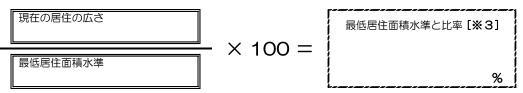
【 I-B】「家賃負担割合」の計算式

◎ 家賃負担割合



【Ⅱ-G】「最低居住面積水準と比率」の計算式

◎ 最低居住面積水準と比率



- ◎ 最低居住面積水準とは、世帯人数に対する住戸専用面積(壁芯)
 - 単身者世帯 25㎡
 - 2人以上の世帯 10㎡×世帯人数+10㎡
- (a) 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。 ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。
- (b) 世帯人数 [(a) の適用がある場合には適用後の世帯人数] が4人を超える場合は、 上記の面積から5%を控除する。

ポイント方式のお申込みにあたっての注意事項

- ◎ お申込みにあたっての大切な事項ですので、必ずご確認ください。
- ① ポイント方式申込書の表・裏面とも、記入が必要です。
- ② 申込住宅はポイント方式住宅の募集住宅一覧の申込番号をご記入ください
- ③ 1次審査では、申込書に記入された内容に基づき点数を加点するため、「申込世帯の収入の有無」など未記入の項目については加点されません。
- ④ お申込み後は、理由を問わず記入内容の変更はできません。
- ⑤ 1次審査の結果、各住宅の上位3位までの方について、2次審査を実施します。
 - 申込書の記入内容を確認するため、証明書類の提出が必要です。 (P.99 参照)
 - 面談により住宅の状況や世帯の状況等を確認します。
 - 住宅の環境等で必要がある場合には現地確認調査を行います。
 - ※ 1次審査の通過者が1名となった住宅について、2・3ページ記載の申込資格 [1]~[5]まで全ての項目に当てはまっている方は、最終審査で必要書類を提出 していただき入居資格の有無を決定します。
 - ※ 2次審査の結果、1次審査の上位4位以下の点数になった方は落選となります。
- ⑥ ポイント方式の落選は、定時募集の落選回数に含まれません。
- ⑦ 次の方は、定時募集での落選回数の履歴がなくなり、一旦「O回」になります。 ア. ポイント方式で当選(入居予定者)となり、辞退又は棄権された方。
 - イ、ポイント方式で補欠繰上となり、辞退又は棄権された方。

次のような場合は失格になります

- 1. 同一世帯が複数のポイント方式住宅にお申込みをした場合や同じ方の名前が複数の申込書に記入されている場合
- 2. 申込書等の提出書類の記入内容に虚偽や事実と異なることがある場合
- 3. 面談又は現地調査を拒んだ場合
- 4. 指定期日までに必要書類の提出がない場合
- 5. 指定期日までに2次審査、最終審査を受けなかった場合
- 6. 申込書に記入された家族が入居できなくなった場合
- 7. その他、市営住宅に入居する資格がないことが判明した場合

よくある質問

ポイント方式とは

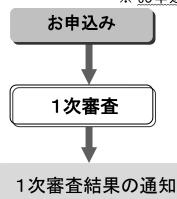
住宅に困っている現在の状況を点数化し、より住宅に困っている度合いの高い世帯が市営住宅に入居していただく方式です。

- 問ポイント方式は、何も優先は無いのですか。
- 答 ありません。ポイント方式は申込者の収入、家賃状況、世帯構成状況などについて、住宅の困窮度に応じた点数を付け、総合点が高い方の中から抽選によって入居予定者を選定する募集方式です。
- 問間違った住宅の申込番号を書いて送ってしまった場合変更してもらえますか。
- 答 住宅の申込番号の変更は受付できません。(お申込み後は、理由を問わず記入内容の変更はできません。)
- 問ポイント方式住宅も、一般住宅と同じで申込書を郵送すれば抽選対象となりますか。
- 答 いいえ。1次審査(困窮度合を点数化し、上位3位の方を抽出)、2次審査(申込書に 記載した内容の根拠になる書類の提出)に通過した方のみが抽選対象者になります。
- 問 2次審査(資格審査)を受けたら入居できますか。
- 答 2次審査を受けた全員が入居できるわけではありません。 2次審査通過者のうち、最高得点の8割以上の得点の申込者がいる場合、抽選により入 居予定者(当選者)及び入居補欠者(補欠者)を決定します。 最高得点以外の申込者の得点が最高得点の8割未満の場合は、最高得点の申込者が入居 予定者(当選者)となり、次点の申込者が入居補欠者(補欠者)となります。
- 問 一般住宅と特定目的住宅とポイント方式住宅は、誰でも三つとも申込みできますか。
- 答 特定目的住宅の申込資格・要件(51~57ページ)を満たす方は、三つともお申込みが可能です。(公営住宅に入居中の方は、4ページ3の資格も必要です。)
- 問 一般住宅・特定目的住宅とポイント方式住宅にそれぞれ申込みをした場合、全て落選 したときは、落選回数は3回になりますか。
- 答 落選回数は、定時募集の一般住宅のみを対象としていますので1回となります。特定目的住宅とポイント方式住宅は、落選回数の対象とはなりません。

ポイント方式のお申込みからご入居まで \$11月1日(±)~\$17月11月10日(月)

郵送受付は 11 月 10 日(月)までの消印があり、11 月 12日(水)までに指定の私書箱に必着のこと。 消印については、投函時刻が遅い場合、翌日の消印となることがありますのでご注意ください。

※ お申込み後は、理由を問わず記入内容の変更ができません。



※ 令和7年11月10日現在の家族構成でお申込みください。

- ※ 申込書に「申込世帯の収入の有無」など記入もれがある場合、加点されませんのでご注意ください。
- •11 月下旬頃に「ポイント方式申込書」に記入されている内容を点数化(データ化) し、総合点の高い申込者(上位3位まで、3名以内の場合はその人数)を1次審査通 過者として選出します。申込者が1名の場合はその方が1次審査通過者となり、1月 下旬頃の最終審査(下記)を受けて頂きます。

令和7年11月下旬頃に各申込者へ「1次審査の結果通知」を郵送

2次審査

資格審査(面談)

• 12 月上旬頃に「ポイント方式申込書」の記載内容を審査するため、1次審査通過者から証明書類を提出いただきます。必要に応じて現地調査のうえ、点数の再計算を行います。提出いただく証明書類は、99ページを参照ください。

※資格審査の結果、申込資格を満たしていない場合や、記入内容が事実と異なる場合、 指定期日までに必要書類の提出がない場合、または資格審査を受けなかった場合は、 「失格」となります。

※ この証明書類を提出されても、必ずしも入居できるものではありません。 ご理解のうえポイント方式にお申込みください。

2次審査結果の通知

選

会

抽

令和8年1月中旬頃に2次審査非通過者へ「落選通知」を郵送

- ・2次審査の点数が1次審査の上位4位以下の点数となった方は、 2次審査非通過者となります。
- 令和8年1月中旬頃に抽選を行います。

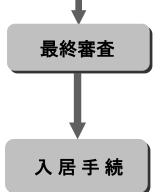
2次審査通過者のうち、最高得点の8割以上の得点の申込者がいる場合、抽選により入居予定者及び入居補欠者を決定します。

最高得点以外の申込者の得点が最高得点の8割未満の場合は、最高得点の申込者が入居予定者となり、次点の申込者が入居補欠者となります。

※ 入居予定者とは「当選者」、入居補欠者とは「補欠者」です。

抽選結果の通知

令和8年1月下旬頃に「抽選結果のお知らせ」を郵送



 必要書類を提出し審査を受けていただき、入居資格の有無について決定を行います。
 ※資格審査の結果、申込資格を満たしていない場合や記入内容が事実と異なる場合、 指定期日までに必要書類の提出がない場合、または資格審査を受けなかった場合は、 『失格』となります。

また、お申込みされた住宅の修繕状況や、必要書類の不備・不足がある場合は、 入居時期が遅れることがあります。

鍵渡しの日など入居に関する詳細の案内は、管理センターから郵送されます。お受取り後、ご確認ください。

鍵渡しは、令和8年3月末頃の予定です。

※ 鎌渡しの際に、必要書類が提出できない場合は、許可が受けられないことがあります。

2次審査時に必要な書類の例

12 月上旬頃に1次審査通過者から「ポイント方式申込書」の記入内容等を照合するため、下記の書類をご提出いただきます。

1. 必要書類

- ① 住民票
- ② 市民税・県民税(所得)証明書(18歳以上は収入が無くても必要)
- ③ 上記②の証明書に記載されている収入の証明(給与証明書、年金のはがき、 確定申告書の控等)
- ④ 上記②の証明書に記載されていない収入の証明(児童扶養手当証書、遺族年金・ 障害年金のはがき、年金生活者支援給付金通知書の控など)
- ⑤ 賃貸借契約書・住宅の広さ(m) を表示した書類
- ⑥ 家賃証明等
 - ※戸籍謄本の提出が必要となる場合があります。
 - ※マイナンバー(個人番号)の申請により、上記①・②の書類が省略できる場合があります。(申込者の世帯全員のものが必要です。)

提出書類は、当選、落選にかかわらずお返しできません。

※源泉徴収票、年金のはがき、賃貸借契約書、家賃証明等を除く。

- 2. 申込書の裏面の該当する箇所に〇印を付けた場合に必要な書類
 - (1)No.7住宅の環境(1~5)の該当する番号に〇印を付けた場合
 - ①「昭和56年5月31日以前に着工された住宅に居住している」の場合は、所有者(家主)からの証明、又は地方法務局発行の不動産登記事項証明書等
 - ②「住宅、寄宿舎又は共同住宅ではない」の場合は、所有者(家主)からの証明、 又は地方法務局発行の不動産登記事項証明書等
 - ③「正当な立退要求を受けている」の場合は、所有者(家主)からの立退き要求の 証明書
 - ④「3親等内の血族、配偶者又は3親等内の姻族以外の者と6ヶ月以上同居」の場合は、申込者と同居者の戸籍謄本及び住民票等
 - ⑤「住宅がないため、配偶者又は子と別居」の場合は、子を扶養していることが確認できる区役所等発行の所得証明書
 - (2)No.9の該当する番号に〇印を付けた場合 1から8の該当する箇所について証明することができる書類
 - (3)No.1 O医療費の支払い金額を記入した場合

次の①から③のうち記入した金額を証明できる書類

- ① 令和6年1月~12月までに医療機関に支払った世帯全員の領収書
- ② 令和6年分の確定申告書の控(医療費控除記載欄)
- ③ 医療保険者が発行する医療費通知

-記 募集住宅

ポイント方式住宅

月額家賃欄の入居者負担額等、くわしくは20ページをご覧ください。

× ボ エフベータ ・・・・・ 〇 有り エレベータ欄に「スキップ」と表示のある住宅は、エレベータが全ての階には停止しません。

・・・・・ 全ての住宅に浴槽及び風呂釜が設置されています。 메 闽 ・・・・・・ ポイント方式住宅で前年度に募集があった住宅の倍率です。((0)倍は申込みのなかった住宅です。) 倍率欄で(未)倍と表示されているのは、前年度に募集のなかった住宅です。 過去倍率

洗濯機置場 ・・・・・昭和63年以前に建設された住宅は、洗濯機置場がバルコニーとなる場合があります。

間取り図の一例は神戸市ホームページ「市営住宅一覧」でご覧いただけます。 入居予定は令和8年4月1日から1ヶ月となります。





神戸市営住宅一覧

[1	4 中 名	品 体 語	階 建		面積(㎡)	月類家賃	+	
区分分	要 电 电	三 誤設年[意マー	1	中盟中安教	エレベーター	間取り	(用)	世 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	備考欄
		魚崎南第四	東灘区魚崎南町2丁目2番1	3階建 1号棟		49㎡ 2DK	29,500	(K)	
	<u>-</u>	(平成7年度) ∰	阪神「魚崎」駅 徒歩14分	104号室	×	和6洋6.3 DK6.3	44,000	- 地	
	1	ウエストコート 9番街	東灘区向洋町中7丁目2番地の2	15階建 1号棟	(49㎡ 2DK	29,800	(₩	
	р-2	(平成7年度) ☑	六甲ライナー「アイランド・センター」駅 徒歩10分	7階 709号室	O	和6洋5.4 DK7.2	44,400	争	
	(新住吉川	東灘区田中町5丁目3番23	13階建 1号棟	(49㎡ 2DK	33,400	(¥)	
	n 1	(平成7年度) ●●	JR「住吉」駅 徒歩7分	6階 607号室)	和6洋6 DK7.2	49,800	- 地	
_	•	新本山第二	東灘区本山南町8丁目1番1	14階建 1号棟	(49㎡ 2DK	31,600	(47)	
~	P-4	(平成7年度)	阪神「青木」駅 徒歩12分	11階 1105号室)	和6洋5.4 DK6.3	47,100	- 世	
즤	ſ	新本山第二	東灘区本山南町8丁目1番1	14階建 1号棟	(49㎡ 2DK	31,600	(47)	
4	P-5	(平成7年度)	阪神「青木」駅 徒歩12分	12階 1210号室	O .	和6洋5.4 DK6.3	47,100	争	
	1	御影石第二	東灘区御影石町1丁目4番24	6階建 1号棟	(50㎡ 2DK	30,800	(₩	
	9-4	(平成7年度)	阪神「石屋川」駅 徒歩6分	4階 402号室	O	和6洋4.6 DK7.6	45,800	申	
	1	大和西	灘区大和町5丁目5番	10階建	(37 m² 2DK	20,800	(21)	
	<u> </u>	(昭和44年度) ①	JR「六甲道」駅 徒歩7分	3階 306号室)	和6,6 DK5.6	31,000	- 华	
	1	新大和東	灘区大和町4丁目4番1	7階建 1号棟	(48㎡ 2DK	31,100	(¥)	
	P-8	(平成7年度)	JR「六甲道」駅 徒歩8分	3階 302号室	0	和6洋5.3 DK6.3	46,400	和	
••	国道等鉄道力	等が近い為騒音 が近い為騒音等	国道等が近い為騒音等が発生することがあります 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります		コートレ	テレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます	となりますの	ので月々の	負担金が生じます

国道等が近い為騒音等が発生することがあります 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります

102

申込	申込	住宅名	所 在 地	階 建 号 棟	ータージ・1上	面積(㎡) 間 取 り	月額家賃	過去	(年
区分		(建設年度) 注意マーク	交通	品数	1271	畳 数	(田)		浦 右 ()
	1	新生田川	中央区南本町通5丁目1番	10階建 21号棟	(49m 2DK	30,000	(12)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
	ი -	(平成6年度)	阪急「春日野道」駅 徒歩6分	2階 204号室))	和6,6 DK7.9	44,700	布	照)
		新生田川	中央区南本町通5丁目1番	10階建 21号棟	(49m 2DK	30,000	(12)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
	P-10	(平成6年度)	阪急「春日野道」駅 徒歩6分	10階 1004号室)	和6,6 DK7.9	44,700	布	照)
	;	華	中央区楠町1丁目12番	14階建 4号棟	(44m² 2DK	24,900	(8)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
	Р-11	(昭和50年度)	地下鉄「大倉山」駅 徒歩1分	3階 307号室)	和6,6 DK5.9	37,100	争	照)
_	1		兵庫区菊水町10丁目37-1	8階建 1号棟	(43㎡ 1DK	24,800	₩	
≺	P-12		(平成20年度) 地下鉄「湊川公園」駅より、市バス約7分 「菊水町10」 徒歩6分	2階 210号室)	和8 DK7.9	37,000	鉅	
즤		類水西	兵庫区菊水町10丁目37-1	8階建 1号棟	(43㎡ 1DK	24,800	₩	
4	P-13		(平成20年度) 地下鉄「湊川公園」駅より、市バス約7分 「菊水町10」 徒歩6分	4階 408号室)	和8 DK7.9	37,000	钷	
		パークサイド 御崎	兵庫区御崎町2丁目13番1	9階建 1号棟	(40m [*] 1DK	22,200	(19)	
	P-14	(平成8年度)	地下鉄「御崎公園」駅 徒歩2分	3階 308号室)	和6 DK6.7	33,100	鉅	
			長田区四番町4丁目69番地	14階建 39号棟	(50m² 2DK	26,600	(8)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
	P-15	 	神戸高速「高速長田」駅 徒歩3分	9階 902号室)	和6洋4.5 DK6.5	39,600	争	照)
	<u>.</u>		長田区重池町1丁目10番	7階建 8号棟	(49m 2DK	27,600	(6)	
	7 0	(平成7年度) 	地下鉄「上沢」駅 徒歩6分	3階 307号室)	和6洋5.7 DK7.3	41,000	布	
}	- - - -	H		1 1 1 1	77/ HIII 4	1 N 0 H 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 2 1 1	† <u>†</u>	194% 00 1111111111111111111111111111111111

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

<u> </u>	1 2 2								
申込	中込	住宅名	所 在 地	階 建号 棟	トーグ・コー	面積 (㎡) 間 取 り	月額家賃	過去	果 来 罪
公区	番号	(建設年度) 注意マーク	交通	略数字字	-X-X-Z	量 数	(H)	中本	Ĺ
	;	房王寺	長田区房王寺町3丁目4番	11階建 3号棟	(43m 2DK	21,900	(2)	
	р-1 <i>/</i>	(昭和48年度)	神戸電鉄「長田」駅 徒歩6分	11階 1106号室	0	和6,6 DK8.3	32,600	中	
	,	上池田	長田区上池田3丁目7番8	5階建 1号棟	(40m² 1DK	22,800	(¥)	
	P-18	(平成8年度)	地下鉄・山陽電鉄「板宿」駅より、市バス 約7分「鷹取団地前」 徒歩3分	3階 308号室	0	和6 DK4.9	34,000	甲	
		新五位ノ池	長田区五位ノ池町2丁目1-7	6階建 1号棟	(40m² 1DK	23,500	改良住宅 (未) 下の世帯	改良住宅(政令月収114,000円以下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
	P-19	(平成20年度)	地下鉄·山陽電鉄「板宿」駅 徒歩9分	1階 106号室	0	和6 DK8.9	35,000	倍 照)	
-	6	真陽第三	長田区西尻池町4丁目2番8	7階建 1号棟	(49㎡ 2DK	27,400	(¥)	
~	P-20	(平成8年度)	地下鉄「駒ケ林」駅 徒歩8分	6階 608号室	Э	和6洋5.6 DK7	~ 40,800	押	
죄		フレール長田室内	長田区六番町3丁目1番地の8	6階建 1号棟	(40m² 1DK	21,300		
4	P-21	(平成9年度)	地下鉄「上沢」駅 徒歩5分	6階 601号室	0	和6 DK8.2	31,800	母	
	6	真野東第二	長田区東尻池町4丁目2番14	4階建 1号棟	;	42m² 1DK	22,500		
	P-22	(平成元年度)	地下鉄「苅藻」駅 徒歩11分	1階 101号室	×	和6 DK9.5	33,600	押	
	9	須磨外浜	須磨区外浜町3丁目2番2	8階建 2号棟	(39m 1DK	22,200	(2)	
	P-23	(平成23年度)	JR「鷹取」駅 徒歩14分	8階 805号室	0	和6 DK7.6	33,000	中	
	3	須磨小寺	須磨区小寺町3丁目1番	12階建 1号棟	(38㎡ 1DK	21,700	(13)	
	P-24	(平成24年度)	JR「鷹取」駅 徒歩10分	5階 502号室	0	和6 DK7.2	32,300	中	

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

	トダイ					
中込	申込	住宅名	所 在 地	階 建 中 神	- ダーダ・1エ	面積(㎡) 間 取 り
区公		(建設年度) 注意マーク	交通	略数配		畳 数
		東舞子	垂水区舞子台3丁目12番	8階建 1号棟		41 m² 1 D.K
	P-25	(平成23年度)	JR「舞子」駅 徒歩9分	2階 212号室	0	和6 DK10
	-	北舞子第四	垂水区北舞子2丁目6番	8階建3号棟	(50㎡ 2DK
	P-26	(平成7年度)	JR「舞子」駅より、市・山陽バス約8分 「舞子台3」 徒歩7分	4階 404号室	O	和6洋6.4 DK7.7
	1	ベルデ名谷	垂水区名谷町字高曽2300番地の1	9階建 2号棟	Ó	51 m² 2DK
	P-27	(平成8年度) ①	地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分 「神和台口」 徒歩4分	7階 709号室	0	和6洋4.5 DK6.7
	1	五色山南	垂水区五色山6丁目6-1	6階建 1号棟	Ó	43㎡ 1DK
\prec	P-28	(平成18年度) ●	山陽電鉄「霞ヶ丘」駅 徒歩5分	4階 409号室	O	和6 DK8.2
ኋ	6	新東多聞	垂水区学が丘6丁目1番1号	10階建 1号棟	C	40m² 2K
4	P-29	(平成30年度)	地下鉄「学園都市」駅より市・山陽バス 約10分「学が丘4丁目」 徒歩5分	2階 203号室	0	洋6.8,5.1 K4.9
	6	西大池第五	北区西大池2丁目5番	6階建 215号棟	(51 m² 2DK
	ان ا	(平成21年度)	神戸電鉄「大池」駅 徒歩13分	6階 605号室	0	和6洋5.8 DK7.3
	Č	からと中央	北区唐櫃台3丁目23番2号	6階建 2号棟	C	42m² 2K
		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			_	:

幸

丱

语 语 本 本

月額家賃 (円)

(10)

23,300

迤

34,700

γ

22 準

?

27,700

41,200

団地内は坂道が多くなっております

神戸電鉄「唐櫃台」駅 徒歩10分

からと中央 (平成30年度)

P-32

🕕 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります

 $\widehat{\mathbb{H}}$

21,200

42㎡ 2K 钷

31,500

和5.8洋5.1 K4.1

> 1階 109号室

0

2階 207号室 6階建 3号棟

神戸電鉄「唐櫃台」駅 徒歩10分

(平成30年度)

P-31

北区唐櫃台3丁目15番3号

?

张 愔

?

和5.8洋5.1

0

31,500

21,200

张 愔

?

31,800

21,300

?

25,100

37,400

三 準

?

25,100

37,400

?

26,100

38,900

日	申认	住宅名	所 在 地	型 型 中		面積(㎡) 問 取 U	月額家賃	光	÷
· 区	要: 要号:	(建設年度) 注意マーク	交通	品品等	エレベーダー	冒数	(田)	倍率	備有欄
	-	西神井吹台	西区井吹台西町1丁目7番地	7階建 5号棟	(39㎡ 1DK	21,200	(7)	
【정土	P-33	(平成8年度) ☑	地下鉄「西神南」駅 徒歩10分	5階 502号室	0	和6 DK6.6	31,600	倍	
		魚崎西	東灘区魚崎西町4丁目3番10	5階建3号棟	(50㎡ 3DK	28,400	(22)	
	P-34	(昭和52年度)	阪神「魚崎」駅 徒歩5分	4階 408号室	0	和6,4洋3.5 DK7.3	42,300	倍	
		青木南	東灘区青木6丁目8番38	14階建 1号棟	(52m 3SDK	30,800	(₩)	
	P-35	(昭和54年度) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	阪神「青木」駅 徒歩1分	10階 1004号室)	和6,6洋3 S2 DK6.9	45,900	倍	
		魚崎南第三	東灘区魚崎南町2丁目3番	13階建 1号棟	(59 <i>m</i> 3DK	34,800	(₩)	
0	P-36	(平成3年度) ●	阪神「青木」駅 徒歩14分	6階 608号室)	和6,6洋6.1 DK7.6	51,800	倍	
≺		魚崎南第四	東灘区魚崎南町2丁目2番1	3階建 1号棟	:	59㎡ 3DK	35,000	(₩	
즤	P-37	(平成7年度) ●	阪神「魚崎」駅 徒歩14分	3873019年	×	和6,4.5洋5.4 DK9.6	~ 52,100	鉅	
4	6	新生田川	中央区北本町通6丁目1番	14階建 22号棟	(51 m² 2DK	31,300	(12)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
	P-38	(平成7年度)	阪急「春日野道」駅 徒歩7分	3階 313号室)	和6,6 DK8.2	46,600	倍	说)
		新生田川	中央区北本町通6丁目1番	14階建 22号棟	(51 m² 2DK	31,300	(12)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
	P-39	(平成7年度)	阪急「春日野道」駅 徒歩7分	14階 1411号室	0	和6,6 DK8.2	46,600	倍	()
	9	新生田川	中央区南本町通6丁目1番	13階建 23号棟	(54 m 2DK	33,500	(12)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
	P-40	(平成13年度)	阪急「春日野道」駅 徒歩7分	4階 405号室)	和6,6 DK6.6	49,900	倍	照)
((テレビがケ	がケーブルテレ	一ブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます		● 鉄道	鉄道が近い為騒音等が発生することがあります	発生すること	とがあり	ます まま

テレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます国道等が近い為騒音等が発生することがあります

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

1人以上-2人以上

人									
申以		住宅名	所在地	路 建号		面積(㎡) 間 取 り	月額家賃	過去	Ħ
区分	番号	(建設年度) 注意マーク	交通	品。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	エレヘーダー	唐 数	(田)	田 本	篇 名 4 4
	;	新生田川	中央区南本町通6丁目1番	13階建 23号棟	(54 m² 2DK	33,500	(12)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
	P-41	(平成13年度)	阪急「春日野道」駅 徒歩7分	6階 604号室)	和6,6 DK6.6	49,900	#	照)
	9		中央区北本町通3丁目2番	14階建 1号棟	(50m 3DK	27,800	(3)	
	P-42	(昭和51年度)	阪神「春日野道」駅 徒歩3分	2階 212号室	O	和6,4洋4 DK6.9	41,400	毋	
		港島	中央区港島中町2丁目4番地の1	14階建 72号棟	(55㎡ 3SDK	31,100	(3)	
	P-43	(昭和54年度)	ポートライナー「北埠頭」駅 徒歩2分	8階 807号室)	和6,6洋3 S2 DK7.2	46,400	却	
Ø	;	港島	中央区港島中町2丁目4番地の1	8階建 73号棟	(55㎡ 3SDK	31,100	(3)	
≺	P-44	(昭和54年度)	ポートライナー「北埠頭」駅 徒歩2分	388)	和6,6洋3 S2 DK7.2	46,400	钷	
즤	,	小野柄	中央区小野柄通2丁目1番5	14階建 1号棟	(54 m² 2DK	33,600	(18)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
4	P-45	(平成14年度)	JR「三宮」駅 徒歩10分	3階 301号室)	和6洋6.3 DK9.1	20,000	#	照)
	3		中央区小野柄通2丁目1番5	14階建 1号棟	(54 m² 2DK	33,600	(18)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
	P-46	(平成14年度)	JR「三宮」駅 徒歩10分	4階 405号室	O	和6洋6.3 DK9.1	20,000	#	照)
	;	小野柄	中央区小野柄通2丁目1番5	14階建 1号棟	(54 m² 2DK	00	(18)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
	P-4/	(平成14年度)	JR「三宮」駅 徒歩10分	11階 1101号室)	和6洋6.3 DK9.1	20,000	#	照)
	9	新中山手	中央区中山手通8丁目1番	5階建 1号棟		53 m 2 D K	33,500	(£)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
	P-48	(平成14年度)	地下鉄「大倉山」駅 徒歩4分	4階 404号室)	和6洋5.7 DK7.5	49,900	#	照)
(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						

□ テレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

1										
「		申込	枡	女		T % +	面積 (㎡) 間取り	月額家賃	過去	#
P-49 無限 (昭和56年度) 兵庫区荒田町3丁目10番21 50階離 50 H 2		番号	(建設年度) 注意マーク		昭 中 数 函	X X Y	畳 数	(出)	中率	軍布
P-54 (昭和56年度 地下鉄厂湊川公園」駅 徒歩12分 38階		9	荒田	\vdash	5階建 1号棟	(50m² 3DK	27,800	(9)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
P-60 (四和57年度) 兵庫販売 (四和57年度) 兵庫区東柳原町1番22 9階建 (50m² (3DK) 15m² 53m² (3DK) 16m² 8.700 (4) 16m² (本) 16m² 53m² (3DK) 16m² (本) 16m² (五) 16m² (五) 16m² (五) 	1	7-49	(昭和56年度)		3階 305号室)	和6,6洋4 DK6.6	~ 41,300	争	照)
P-50 (開和57年度) (用和57年度) (日本63年度) 7階 (日本63年度) 7階 (日本63年度) 7階 (日本63年度) 7階 (日本63年度) 42.700 (日本65年度) 日本66年度 (日本63年度) 日本66年度 (日本64年度) 日本64年度 (日本64年度) 日本66年度 (日本64年度) 日本64年度 (日本64年度) 日本64年度)	"	Ĺ	東柳原	兵庫区東柳原町1番22	9階建 1号棟	(53㎡ 3DK	28,700	₩	
P-51 民庫駅西 兵庫駅西 兵庫駅西 56㎡ 和6.6洋5 30,800 45,900 70 (7) P-52 昭和57年度 JRI兵庫J駅 徒歩8分 306号室 306号室 35DK 10階建 10階建 524 DK8 56㎡ 45,900 3006 524 DK8 45,900 46,900 3006 524 DK8 (7) P-53 昭和57年度 (昭和57年度) JRI兵庫J駅 徒歩8分 10階建 602号室 14階 11号権 11号権 11号権 	<u>. </u>		(昭和57年度) ①		703号室)	和6,6洋4 DK6.6	42,700	縆	
P-51 昭和57年度 JRIE LEWING LEW		i	兵庫駅西	兵庫区駅前通4丁目3番	8階建1号棟	(56㎡ 3SDK	30,800	(7)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
P-52 兵庫駅西 兵庫駅西 与6階 3SDK 3SDK 3SDK 1V 1V 1V 1V 1V 1V 1V 1V 1V 1V 1V 1V 1V 	1		(昭和57年度)		3階 306号室)		45,900	毎	照)
P-52 昭和57年度 JRF兵庫」駅 徒歩8分 602号室 602号室 A 66.6洋5 52.4 DK8 45,900 33.200 (未) 借 P-53 駅前 兵庫区駅前通3丁目2番26 14階建 		i	兵庫駅西	兵庫区駅前通4丁目3番	10階建 3号棟	(56㎡ 3SDK	30,800	(7)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
P-53 駅前 兵庫区駅前通3丁目2番26 14階建 1508号室 5階建 30.7号室 An6.6洋5 3DK 3DK 3DK 58㎡ 49.400 3DK (未) 49.400 3DK (未) 49.400 3DK (未) 		52 	(昭和57年度)		6階 602号室)	和6,6洋5 S2.4 DK8	45,900	布	照)
P-54 (平成2年度) JRI 兵庫」駅 徒歩6分 1208号室 1208号室 P 56 和6.6洋5 49,400 24,400 中 P-54 中 54 田和51年度 (四和51年度) 中 1208号室 神戸電鉄「地東 神戸電鉄「丸山」駅 徒歩14分 19構 307号室 307号室 307号室 307号室 308 中 19構 307号室 308 A6m ⁴ 		Ĺ	脈前	_	14階建 1号棟	(58㎡ 3DK	33,200	₩	
大目丘長田区大日丘町1丁目7番50m² 3DK 1号棟 307号室 307号室50m² 3DK 10K7.224,400 36,300 36,300 36,300 36,300 		2-23	(平成2年度)		12階 1208号室	O .	和6,6洋5 DK7.2	~ 49,400	争	
昭和51年度 九山東神戸電鉄「鵯越」駅 徒歩14分 九山東307号室 5階建 3号棟 南戸電鉄「九山」駅 徒歩5分 一番町36,300 407号室 407号室 2号棟 四下鉄「長田」駅 徒歩7分36,300 407号室 2号棟 	(ì	大日丘	区大日丘町1丁目7	5階建1号棟	(50m 3DK	24,400	₩	
九山東長田区滝谷町2丁目8番5階建 3DK 3号棟 407号室 一番町中盾電鉄「九山」駅 徒歩5分 407号室 2号棟 地下鉄「長田」駅 徒歩7分4階 407号室 2号棟 	1	1-54	(昭和51年度)		3階 307号室)	和6,4洋3.5 DK7.2	36,300	毎	
昭和50年度) 一番町神戸電鉄「九山」駅 徒歩5分 中西電鉄「九山」駅 徒歩5分4階 407号室 2号棟 12階中K5.9 50㎡ 3DK24,500 24,500倍 		L L	丸山東	区淹谷町2丁目	5階建 3号棟	(46㎡ 3DK	23,200	₩	
一番町長田区一番町3丁目1番地14階建 2号棟 12階 1203号室50㎡ 3DK 12階 1203号室24,500 40,6洋4 24,500(4)	L	CC-1	(昭和50年度)		4階 407号室)	和6,4洋3.5 DK5.9	34,600	甲	
(昭和53年度) 地下鉄「長田」駅 徒歩7分 12階 O 和6.6洋4 ご 36,500 倍 1203号室 DK6.7 コ		i L	一番町	一番町3丁目	14階建 2号棟	(50m 3DK	24,500	(4)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
	L	96-1	(昭和53年度)		12階 1203号室)	和6,6洋4 DK6.7	36,500	和	照)

● 国道等が近い為騒音等が発生することがあります改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

6	2人以上							
申	申込	住宅名	所 在 地	路 号 棟	ーターグ・1	面積(㎡) 間取り	月額家賃	過去
区分		(建設年度) 注意マーク	交通	階 数 号 室		量 数	(田)	倍率
			長田区一番町3丁目1番地	14階建 3号棟	(50m 3DK	24,500	(4)
	P-57	(昭和53年度)	地下鉄「長田」駅 徒歩7分	12階 1205号室)	和6,6洋4 DK6.7	36,500	争
		重池第二	長田区重池町2丁目3番5	5階建 1号棟		59 m 3DK	30,600	(¥)
	P-58	(昭和61年度)	神戸電鉄「長田」駅 徒歩9分	503号室	×	和6,6洋4.5 DK7.6	45,500	却
	1	雲雀ヶ丘	長田区雲雀ヶ丘1丁目7番	5階建 2号棟	:	59㎡ 3DK	29,200	(半)
	P-59	(昭和62年度)	地下鉄「長田」駅・神戸高速「高速長田」駅より、 市パス約15分「ひぱりが丘」 徒歩5分	4階 406号室	×	和6,6洋4.5 DK7.4	43,400	毋
Ø	6	長田中	長田区五番町4丁目1番地	7階建 1号棟	C	59M 3DK	31,900	(11)
\prec	P-60	(平成19年度)	地下鉄「長田」駅 徒歩3分	3階 305号室)	和6,4.5洋5 DK8.1	47,500	华
귗	3	久二塚西	長田区腕塚町6丁目1番16	13階建 1号棟	(60m² 3DK	33,900	(51)
4	P-61	(平成9年度) ●	地下鉄・JR「新長田」駅 徒歩7分	8階 804号室)	和6,6洋5.5 DK8.1	20,600	华
		大池西	須磨区大池町5丁目2番	7階建 2号棟	Ó	47 m 3DK	25,100	(¥)
	P-62	(昭和52年度)	山陽電鉄「東須磨」駅 徒歩8分	6階 606号室)	和6,4洋3.5 DK5.9	37,400	华
		松風	須磨区松風町3丁目1番	14階建 2号棟	スキップ	64 m 3DK	35,800	(4)
	P-63	(昭和57年度)	JR「須磨海浜公園」駅 徒歩6分	903号室	子 一 一 一	和6,6洋4 DK8.5	53,300	华
	6		須磨区中島町2丁目6番16	14階建 1号棟	C	80m² 3DK	34,100	(8)
	P-64	(平成3年度)	山陽電鉄「東須磨」駅 徒歩8分	5階 503号室	O	和6,6洋6 DK6	50,700	却

改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参 照)

改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参 照)

老 欄

要告知住宅(21ページ参照)

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照) 鉄道が近い為騒音等が発生することがあります 国道等が近い為騒音等が発生することがあります

	J
×	Ż
	7
	5
G	V

				1				li	
申	申込	住宅名	所 在 地	屑 煡 号 棟	11,ペーター	国債(m)間 取り	月額家賃	過去	明
区分		(建設年度) 注意マーク	交通	略数率		量 数	(H)	中率	ţ
	!	横尾	須磨区横尾4丁目1番地	9階建 13号棟	(3DK 3DK	26,500	(1)	
	P-65	(昭和53年度)	地下鉄「妙法寺」駅 徒歩13分	702号室	0	和6,4洋3.5 DK7	39,500	地	
		横尾	須磨区横尾4丁目1番地	9階建 14号棟	(47 m 3DK	25,200	(1)	
	P-66	(昭和53年度)	地下鉄「妙法寺」駅 徒歩13分	4階 411号室	O	和6,4洋3.5 DK6	37,600	华	
] (北落合西	須磨区北落合3丁目38番	10階建 218号棟	(YOSE µ99	30,300	₩	
	P-67	(昭和55年度) 〇	地下鉄「名谷」駅より、市バス約9分 「神の谷小学校前」徒歩2分	4階 405号室)	和6,6 洋3 S2.2 DK8.4	45,100	却	
0		東多聞	垂水区学が丘6丁目1番	12階建 38号棟	(3DK 3DK	23,500	(1)	
~	P-68	(昭和52年度)	地下鉄「学園都市」駅より、市・山陽バス 約7分「学が丘4丁目」 徒歩5分	6階 609号室	0	和6,4洋3 DK6.7	35,100	地	
ኋ		北舞子第二	垂水区舞子台8丁目14番	5階建 14号棟	:	Э Ш09	30,800	(0)	
4	Б-е	(昭和63年度)	JR「舞子」駅より、市・山陽パス約6分 「東舞子小学校前」徒歩5分	5路 504号座	×	和6,6洋4.5 DK6.4	45,800	地	
	1	北舞子第二	垂水区舞子台8丁目14番	5階建 15号棟		60m² 3DK	30,800	0	
	P-70	(昭和63年度)	JR「舞子」駅より、市・山陽パス約6分 「東舞子小学校前」徒歩5分	5階 503号室	×	和6,6洋4.5 DK6.4	45,800	地	
	i	が口第二	垂水区狩口台6丁目7番	5階建 4号棟		90 m 3 D K	31,100	\	
	P-71	(昭和63年度)	JR「朝霧」駅 徒歩8分	5階 502号室	×	和6,6洋4.5 DK6.1	46,300	华	
	1	上高九	垂水区上高丸1丁目1番	7階建 2号棟	(61 m 3DK	31,900	(1)	
	P-72	(平成元年度)	JR「垂水」駅より、市・山陽パス約4分 「旭が丘」 徒歩4分	7階 702号室	Э	和6,4.5洋4.5 DK10.7	47,500	地	
0	団地内	団地内は坂道が多くなっております	ぶっております		コート 📵	゛がケーブルテレビ	となりますの	で月々	テレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます

4人以上						
申込	申込	住宅名	所 在 地	階 建号 棟	ーターシ・1エ	面積(㎡) 間 取 り
区分		(建設年度) 注意マーク	交通	略寄客		量 数
		王居殿第五	垂水区王居殿3丁目10番	3階建 1号棟		61 <i>m</i> 3DK
	P-73	(平成4年度)	山陽電鉄「滝の茶屋」駅 徒歩9分	203号室	×	和6,6洋4.5 DK8.2
	1	西大池	北区西大池2丁目7番	10階建 101号棟	Ó	58㎡ 3LDK
	P-/4	(昭和63年度)	神戸電鉄「大池」駅 徒歩13分	4階 404号室	O	和6,4.5洋4.5 LDK9.5
		西大池第二	北区西大池2丁目9番	5階建 202号棟	(65㎡ 3DK
	P-/5	(平成4年度)	神戸電鉄「大池」駅 徒歩16分	3階 303号室	O	和6,6洋5 DK11.6
Ø	r C	西大池第二	北区西大池2丁目9番	8階建 207号棟	C	64 <i>m</i> 3DK
\prec	P-/6	(平成4年度)	神戸電鉄「大池」駅 徒歩16分	6階 603号室)	和6,6洋6.1 DK8.3
즤	1	鹿の子台南	北区鹿の子台南町1丁目1番	5階建 5号棟	Ó	62㎡ 3DK
4	P-//	(平成7年度) ●®	神戸電鉄「三田」駅より、神姫バス約20分 「鹿の子台南住宅前」 徒歩1分	1階 107号室	O	和6,6洋5.4 DK9.3
	ľ	鹿の子台南	北区鹿の子台南町1丁目1番	5階建 6号棟	C	61 m 3DK
	P-/8	(平成7年度) ●®	神戸電鉄「三田」駅より、神姫バス約20分 「鹿の子台南住宅前」 徒歩1分	1階 103号室)	和6,6洋4.7 DK9.3
	, ,	西大池第四	北区西大池2丁目6番	7階建 211号棟	C	64 <i>m</i> 3DK
	2	\H \ \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \			•	

€ 告

45,600

30,600

() 地

?

40,200

27,000

三 準

?

30,000

44,700

② 準

?

44,700

30,000

② 準

?

43,900

29,500

幸

丱

過告本率

 $\widehat{\mathbb{E}}$ 月額家賃

张 悟

31,500

46,900

同一敷地内にペット飼育可能住宅があります 0

三 徳

46,600

和6洋5.9,4.6

0

DK9.6

4階 402号室 3階建 1号棟

西区押部谷町養田字山腰632番地11

徒步14分

神戸電鉄「大池」駅

(平成13年度)

P-79

地下鉄「西神中央」駅 徒歩20分

(昭和62年度)

P-80

横田

国道等が近い為騒音等が発生することがあります

(i)

31,300

(0) 地

?

和6,6洋4.5

X

DK7.1

2階 203号室

24,800

57 m[°] 3DK

36,900

中部	申込申込	住宅名	所 在 地	路 建	H Z	面積(㎡) 間 取 り	月額家賃	過	中
##的各第二 西医神部各町西盛566番地の42 3階2	η.			唱 数 室			(<u>E</u>)	倍率	ţ
(平成5年度) 神戸電鉄[押部谷]駅 徒歩8分 11階 X 和6.6洋42 39,000 倍 104号室 DK108 3DK	•		西区押部谷町西盛566番地の42	3階建2号棟		64㎡ 3DK	26,200	(0)	
西神山佐台 西区井砂台西町1丁目7番地 6階建 20 kg 60 kg 50 kg 20 kg 20 kg 20 kg 20 kg (2) kg (3) kg (4) kg	B			1階 104号室	×	和6,6洋4.2 DK10.8	39,000	毌	
(平成8年度) 地下鉄「西神南」駅(徒歩10分 204号室 10K7.2 48.100 借 4010年度 地下鉄「西神南」駅(徒歩10分 204号室 DK7.2 48.100 (未) 4010年度 地下鉄「西神南」駅(徒歩10分 201号室 DK8.3 38.400 (未) 中域 14年度 原神(白声)駅(徒歩10分 201号室 DK8.3 57.200 借 小野柄 中央区小野桥通27目1番5 14階建 DK8.3 57.200 借 パープサイド 兵庫区御崎町27目1番5 14階建 DK8.3 39.300 (未) (平成14年度) DR1三宮」駅(徒歩10分 30.49 20.49 20.49 20.49 20.49 20.40 (未) (平成14年度) DR2 上室町17目13番1 19構養 Af6.45.7 51.200 (未) 40.400 (未) 東町前 長庫区御崎町27目13番1 15構建 Af6.45.7 51.200 日本6 <	l '			6階建 1号棟	(60m² 3DK	32,300	(2)	
大上一小 住土宮町 (平成10年度) 東灘区住吉宮町2丁目14番11 5階種 20階 201号室 (平成10年度) 62㎡ 3DK 38,400 (未) 小野柄 (平成14年度) 中央区小野柿通2丁目1番5 14階建 30300 An6.6洋4.3 57,200 倍 30300 (未) 小野柄 (平成14年度) 中央区小野柿通2丁目1番5 14階建 304号室 DK8.3 39,300 (未) (平成14年度) 内に三宮」駅 徒歩10分 304号室 0 DK8.6 58,600 倍 3DK (未) (平成14年度) 中大鉄「御崎公園」駅 徒歩10分 18構建 0 DK8.6 18,600 (未) (平成5年度) 地下鉄「毎田駅 徒歩10分 13階建 0 DK8.7 18,400 (未) (平成5年度) 地下鉄「毎田駅 徒歩10分 13階建 0 DK8.7 18,400 (未) (平成5年度) 地下鉄「毎田駅 徒歩1分 13階建 0 DK8.7 18,400 (本) (平成5年度) 神戸高速「大開」駅 徒歩5分 50.7号室 0 DK9.5 18,400 (本) (平成9年度) 神戸高速「大開」駅 徒歩5分 50.7号室 0 DK9.5 18,400 (本) (平成9年度) 神戸高速「大開」 (本か5分) 111階 0 DK9.5 18,400 (本) (平成9年度) 11年度 111階 11	<u>۾</u>	•		2階 204号室	0	和6,4.5洋4.9 DK7.2	48,100	争	
(平成10年度) 阪神(住吉」駅 徒歩4分 201号室 201号室 DK8.3 57,200 倍 (平成10年度) 医神(住吉」駅 徒歩4分 201号室 14階達 S3m 39,300 (未) 3 mm 30,40 位			目14番1	5階建 1号棟	(62m 3DK	38,400	₩	
小野柄 中央区小野柄通2丁目1番5 14階建 3DK 63㎡ 3DK 39,300 (未) (平成14年度) (中成14年度) JR[三宮」駅 徒歩10分 304号室 304号室 58,600 (未) (本) (中成3年度) (中成3年度) (中成5年度) (中成5年度) 地下鉄「御崎へ園」駅 徒歩2分 304号室 306号室 306号室 306号室 63㎡ 3DK 3DK 3DK 3DK 34,400 3DK 47,400 (未) 3DK 47,400 長田駅前 (中成3年度) (中成3年度) (中成3年度) (中成3年度) (中成3年度) (中成3年度) (中成3年度) (中成3年度) (中成3年度) (中成3年度) (中の3年度) 	Į D			2階 201号室)	和6,6洋4.3 DK8.3	57,200	布	
(平成14年度) JRI三宮」駅 徒歩10分 38倍 ○ 配達6.4.5.4 ○ 日本 の により ○ 日本 のにより	'			14階建 1号棟	(63㎡ 3DK	39,300	₩	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
小ークサイド 価崎 兵庫区御崎町2丁目13番1 9階建 1号棟 63㎡ 3DK 34,400 未入 2006号室 大人 3006号室 大人 3006号室 20K34 13階建 31,800 4,400 (未) 61㎡ (未) 31,800 (本) 41,400 (本) 41,102 (本) 41,103 (本) 41,103 <th< td=""><th>Ω</th><td></td><td></td><td>3階 304号室</td><td>O</td><td>和6洋6.4,5.4 DK8.6</td><td>~ 58,600</td><td>布</td><td>照)</td></th<>	Ω			3階 304号室	O	和6洋6.4,5.4 DK8.6	~ 58,600	布	照)
(平成8年度) 地下鉄「御崎公園」駅 徒歩2分 3階 ○ 和6洋44,5.7 ご 一 長田駅前 長田駅前 長田駅前 長田駅前 長田駅前 長日間 13階車 ○ 51,200 借 (平成5年度) 地下鉄「長田」駅 徒歩1分 302号室 DK8.7 47,400 借 (平成5年度) 地下鉄「長田」駅 徒歩1分 13階建 DK8.7 47,400 信 (平成9年度) 神戸高速「大開」駅 徒歩5分 507号室 DK9.5 48,400 借 (平成9年度) 神戸高速「大開」駅 徒歩5分 11階 DK9.5 48,400 借 (平成7年度) JR「無子」駅より、市・山陽小、2約9分 11階 DK9.5 52,500 倍 (平成7年度) 「本多間小籍セッター前」 作歩2分 111階 DK8.4 52,500 倍	1 °		Ш	9階建1号棟	(63㎡ 3DK	34,400	€	
長田駅前長田区四番町6丁目47番地13階建 302号室 1号館 1号館 1号館 1号館 1号館 1号館 1号館 1号館 1号館 1号館 1号館 1号館 1号館 1号館 1号館 1号館 1号館 1号館 1日本成9年度 1日本大区本多間7丁目2番 1112号室 1112号室 1112号室 1112号室 1112号室 1112号室 1112号室 1112号室 1112号室 1112号室 1112号室 1112号室 1118 1112号室 1112号 1112号室 1112号室 1112号室 1112号室 1112号室 1112号室 1112号室 1112号室 1112号室 1112号室 1112号室 1112号室 1112号室 1112号室 1112号 	နာ			3階306号室	0	和6洋4.4,5.7 DK9.4	51,200	电	
(平成5年度) ッイン大開 (平成9年度) (平成9年度) (平成9年度) 	l '		田区四番町6丁目	13階建 1号棟	(31,800	(4)	改良住宅(政令月収114,000円以 下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
ツイン大開 長田区二番町1丁目18番地の1 13階建 1号権 5DK 61㎡ 3DK 32,500 (平成9年度) 神戸高速「大開」駅 徒歩5分 507号室 507号室 11号権 DK9.5 68㎡ 48,400 無子山手 華水区本多聞7丁目2番 11階 4DK 52,300 (平成7年度) JR「舞子」駅より、市・山陽パス約9分 1112号室 11階 1112号室 A4.5,6洋4,4,6 70K 25,500	ည			3階 302号室	Э	125 P	47,400	争	照)
(平成9年度) 神戸高速「大開」駅 徒歩5分 507号室 DK9.5 48,400 舞子山手 華水区本多聞7丁目2番 14階建 68㎡ 35,300 (平成7年度) JR「舞子」駅より、市・山陽パス約9分 11階 ○ 和4.5,6洋4,4,6 こ2,500	l '		田区二番町1丁目	13階建 1号棟	(61㎡ 3DK	32,500	€	
#子山手 垂水区本多聞7丁目2番 14階建 68㎡ 35,300 (平成7年度) JR[舞子」駅より、市・山陽パス約9分 11階 ○ 和4.5,6洋4,4.6 ○ 元多闇介護センター前 往歩2分 1112号 DK8 4	ည			5階 507号室	Э		48,400	电	
(平成7年度) JR[舞子]駅より、市・山陽バス約9分 11階 ○ 和4.5,6洋4,4.6 ~ 52,500 ~ 141.0 号	1 '		Ш	14階建 1号棟	(68㎡ 4DK	35,300	₩	
	P J	•	JR「舞子」駅より、市・山陽パス約9分 「本多聞介護センター前」 徒歩2分	11階 1112号室	0	和4.5,6洋4,4.6 DK8.4	52,500	毌	

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照) テレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます工場等が近い為騒音・臭気等が発生することがあります

2人以上·3人以上

တ်	人以上	3人以上-4人以上							
申込	申込	住宅名	所 在 地	路 建	 以 上	面積(㎡) 間 取 り	月額家賃	過去	中
区分		(建設年度) 注意マーク	交通	昭中数解	×	畳 数	(<u>H</u>)	年率	Ĺ
ღ		中韓中	西区玉津町小山561番地の1	3階建3号模		67 m 3DK	31,800	∭	
~	P-89	(平成4年度)	JR「明石」駅より、神姫バス約20分 「玉津インター前」 徒歩9分	203号室	×	和6,6洋4.5 DK7	47,400	电	
ュ	1	西神南	西区井吹台西町1丁目2番地	14階建 2号棟	(69㎡ 3DK	36,800	(2)	
4	P-90	(平成6年度)	地下鉄「西神南」駅 徒歩7分	8階 808号室)	和6,6洋6.4 DK9.6	~ 54,800	也	
		岩屋北第二	灘区岩屋北町6丁目1番2	12階建 1号棟		72m² 4DK	43,100		
	P-91	(平成2年度) ■	JR「灘」駅 徒歩1分	5階 503号室)	和6,6洋5,5.5 DK9.3	~ 64,200		
	1	神前	灘区神前町4丁目5番4	4階建 4号棟	(66㎡ 3LDK	43,800	(1)	改良住宅(政令月収114,000円以下の世帯:詳しくは3ページ[3]参
	P-92	(平成9年度)	阪急「六甲」駅 徒歩11分	4階 403号室	0	和6,4.5洋5 LDK10.5			照)
4		大石東第二	灘区大石東町1丁目2番1	10階建 1号棟	(69m² 3DK	41,900	€	
~	P-93	(平成6年度) ●●	阪神「新在家」駅 徒歩3分	9階 914号室	0	和6,6洋5.3 DK10.1	62,400	电	
즤	1	大噩	兵庫区大開通2丁目3番12	14階建 1号棟	(72㎡ 4DK	42,800	€	
4	P-94	(平成8年度)	神戸高速「新開地」駅 徒歩5分	7階 701号室)	和6,4.5洋4.5,5.2 DK8.2	63,700	布	
	L G	雲雀ヶ丘	長田区雲雀ヶ丘1丁目7番	5階建 1号棟	;	73㎡ 4DK	35,700	₩	
	P-95	(昭和62年度)	地下鉄「長田」駅・神戸高速「高速長田」駅より、 市バス約15分「ひばりが丘」 徒歩5分	4階 404号室	×	和6,6,6洋4.5 DK7.4	53,200	却	
	1	真野東第二	長田区東尻池町4丁目2番14	4階建 1号棟		68㎡ 3DK	35,000	(1)	
	P-96	(平成元年度)	地下鉄「苅藻」駅 徒歩11分	4階 401号室	×	和6,6洋6.7 DK9.5	52,100	争	
00	サレビ 国 領	がケーブルテレ手が近い為騒音	テレビがケーブルテレビとなりますので月々の負担金が生じます国道等が近い為騒音等が発生することがあります		● 鉄道丸・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	鉄道が近い為騒音等が発生することがあります	発生すること	<u>-</u> ተለቴሀ፣	₩ ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ±

改良住宅とは、住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、収入基準が一般市営住宅より低くなっていますのでご注意ください。(収入基準については、3ページ参照)

113

申	申	住宅名	所 在 地	品融大	1 1	面積(m³) 間 取 り	月額家賃	過大	Ħ
区分		(建設年度) 注意マーク	交通	品 品 極	+7.5-4	量 数	(田)	倍率	浦 右 4 000
		推	温藤 はまる 日 3 米米	5階建		72m²	38 300		
	0			25号棟	;	4DK	20,000	9	
	الا–٦ ا		本下架「小洋牛」問(4.4.6.C.)	20.8强	×	和6,6,6洋4.5	}	钷	
		3	にできる。なった。しゅうにんかっと	506号室		DK7.8	000,73		
		おがり第一	米のドロコの世界と	10階建		₩9L	42 200		
4	0		用71日10元/10日本	2号棟	(4DK	44,300	Ξ	
_	86-7	(平成4年度)	D[垂水 即	2階)	和6,6洋5.5,4.6	≥ 000	和	
<			て まる でき でき しょうしん しょうしん しょうしん しょうしょう しょうしょ しょうしょ しょうしょう しょうしょ しょうしょう しょうしょく しょうしょく しょうしょく しょくりょく しょくりょく しょうしょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく	206号室		DK10.1	03,000		
2		※ を 川 = ※	世界区を公野庁割回の210米増化1	15階建		72m²	009 96		
Ź	0			5号棟	(4DK	20,000	Ξ	
Т	96-7	(平成8年度)	地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分	7階)	和6,6洋4.8,4.7	}	钷	
ł		3	「神和台口」 徒歩4分	711号室		DK8.3	54,500		
		※ が = ×	事	14階建		72m²	36 600		
	4		14公司,14公司,14公司,14公司,14公司,14公司,14公司,14公司,	6号棟	(4DK	20,000	Ξ	
	100	(平成8年度)	地下鉄「名谷」駅より、山陽バス約8分	2階)	和6,6洋4.8,4.7	∑	和	
		•	「神和台口」 徒歩4分	205号室		DK8.3	54,500		

● 団地内は坂道が多くなっております

令和7年11月定時募集「未申込住戸再募集」のご案内

- <u>この入居申込案内書に掲載されている住戸のうち、申込みがなかった住戸の再募集</u>を、令和7年 12月26日(金)の午前中に行います。(※この案内書に掲載のない住戸の募集はありません。
- 募集住宅一覧は、12月24日(水)から住環境整備公社ホームページ等で公表します。希望住宅の有無をあらかじめご確認いただけます。
- ※上記の再募集でも申込みのなかった住戸は、同日(12月26日)午後から常時募集として、それ 以前から募集していた住戸と合わせて先着順で申込受付を行います。

1 受付方法

8時45分から10時まで【申込順番を抽選で決定】(先着順ではありません。)

- 8時45分から10時までの間に、受付場所(新長田合同庁舎8階 住環境整備公社 会議室)にお越しください。
- 受付にて、受付名簿に申込者氏名を記入ください。「整理番号札」をお渡しします。
- 「整理番号札」の番号順に抽選機による抽選を行い、住宅申込の順番の番号が印字された 「申込受付番号票」を交付します。(※抽選の参加は1世帯につき1回に限ります。)
- •「申込受付番号票」の番号順に、その時点でまだ申込まれていない住宅の中からお申込みいただきます。

10時以降12時まで【先着順で申込受付】

- ・受付場所(新長田合同庁舎8階 市営住宅募集係窓口)にて、受付名簿に申込者氏名を ご記入ください。「整理番号札」をお渡しします。
- 10 時までに来られた方の申込受付終了後、「整理番号札」の番号順に、その時点でまだ申込まれていない住宅の中からお申込みいただきます。
- ※上記の12月26日午前中の定時募集「未申込住戸再募集」の受付に限り、書類の用意は不要です。後日の資格審査時にご用意ください。

2 申込資格

- (1) 2~3ページに記載の申込資格[1]~[5]まで、全ての項目にあてはまる世帯。
 - ※申込み時点の家族構成でお申込みください。
 - ※2ページ [2] (2) にあてはまらない単身世帯の方でも、常時募集の住戸に申込むことができる場合があります。
- (2) 特定目的住宅を申込まれる場合は、上記に加えて 51~57 ページに記載の資格・条件も必要となります。
- (3) 現在、公営住宅(市営・県営)に入居中の方は、申込資格を満たしていても、4~5ページに記載の「3 公営住宅に入居中の方の申込資格」にあてはまらない場合は、お申込みできません。

「未申込住宅再募集」および「常時募集」で申込受付後に辞退されますと、資格審査前であって も、一般住宅の抽選倍率優遇制度(30ページ参照)における、落選回数の履歴がなくなり、次 回の定時募集から落選回数が「O回」となりますので、ご注意ください。

また、申込受付後に3回以上辞退を繰り返される方は、住宅にお困りになっていない方と判断する場合があります。

常時募集のお申込みからご入居まで

令和7年12月26日(金)午前中の「未申込住戸再募集」申込受付のため、常時募集の受付は 12月25日(木)17時15分から12月26日(金)13時までの間、休止します。

お申込み

<u>「住民票(世帯全員の「続柄」記載)」及び「市民税・県民税(所得)証明書」</u>を提出のうえ、窓口でご希望の住宅をお申込みください。

申込資格はお申込みの日現在の家族構成と収入を原則とします(基準日) ※生活保護受給中の方は、「生活保護適用証明書」(世帯全員分)を「市民 税・県民税(所得)証明書」の代わりに提出してください。

申込資格 等の確認

お申込みの時点で、申込資格について確認させていただきます。 後日、あらためて行う資格審査に必要な書類をご案内します。

※確認の結果、申込資格を満たしていない場合は、受付できません。

資格審査

必要書類をご持参のうえ審査を受けていただき、入居資格の有無について、 決定を行います。

※審査の結果、入居資格を満たしていない場合や、記入内容が事実と異なる場合、指定期日までに必要書類の提出がない場合、または資格審査を 受けなかった場合は、『失格』となります。

入居手続

鍵渡しは、資格審査が滞りなく行える等の場合はお申込み受付から2ヶ月後の末頃です。

お申込みされた住宅の修繕状況や、必要書類の不備・不足がある場合は、 3ヶ月後の末頃になる予定です。

鍵渡しの日など入居に関する詳細の案内は、管理センターから郵送されます。 お受け取り後、ご確認ください。

- ※ 鍵渡しの際に、必要書類が提出できない場合は、入居許可が受けられないことがあります
- ※ 前ページに記載の [内の注意事項もご覧ください。

神戸市営住宅の募集以外の各種ご案内

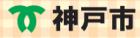
・神戸市すまいの総合窓口 すまいるネット

高齢者のすまい探し・住み替え先選びのご相談等

- ・インナーシティ高齢者向け民間賃貸住宅家賃補助制度
- ・神戸市ひとり親世帯家賃補助制度

、相談無料//

高齢者のすまい探し 住み替え先選び ご相談ください♪





C078-647-9900

相談時間 10:00~17:00 水曜·日曜·祝日定休



神戸市すまいの総合窓口ず記しる名字ト

神戸市長田区二葉町5-1-1アスタくにづか5番館2階





MEM	0				
		 a	 	 	



家賃補助のある民間賃貸住宅があります

-インナーシティ高齢者向け民間賃貸住宅家賃補助制度-

対象の民間賃貸マンションに入居する高齢者に、 所得に応じて神戸市が家賃を補助する制度が あります(市内14棟)。



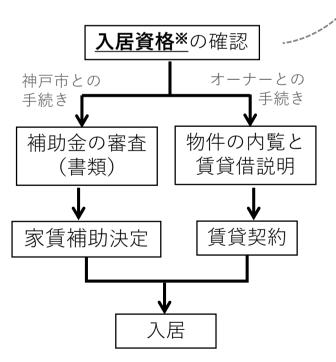
物件情報などはこちらから⇒■

神戸市 インナー補助

検索



◆入居の流れ



※入居資格

①~③の全てに該当すること

- ① 申込日現在満60歳以上であること
- ② 下記のような理由により住宅に困窮していること
 - ・ほかの世帯と同居していて、 便所または炊事場が共同
 - ・部屋が狭い
 - ・都市計画事業など正当な事由により 立ち退き要求を受け、明渡期限が確定 しているが、立ち退き先がない。 など
- ③ 自炊などの日常生活のことをご自身でできる健康状態であること
 - ※自宅を所有していたり、現在公営住宅にお 住まいの場合などは対象外です。 入居資格の詳細はHP等でご確認ください。

◆問い合わせ先

078-595-6501

平日 9:00~16:00

神戸市建築住宅局政策課(高齢者向け民間賃貸住宅家賃補助担当)

神戸市ひとり親世帯家賃補助制度

家賃を毎月15,000円補助します!

補助期間

最大6年間(一番下の子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)

主な対象要件

令和7年1月1日以降令和8年2月28日までに引越したひとり親世帯が対象です。

●から
②を全て満たすことが必要です。

- 世帯全員の合計所得が市営住宅の収入基準(政令月収158,000円以下)を満たすこと。
- 公営住宅(市営住宅・神戸市内の県営住宅)に1回以上落選したことがあること。 ※住み替えを行う直前の住宅に居住している間に申込みをしたこと。また、住み替えを行う日以前3年間に申込みをしたこと。
- ❸ より良い住環境(例えば、従前住宅より居住面積が広くなる、 子どもの通学が便利になるなど)の賃貸住宅へ住み替えていること。
- **④** 良好な住環境の賃貸住宅に入居すること。 (新耐震基準に適合・住戸専有面積25平方メートル以上) ※昭和 56 年 5 月以前に着工された住宅の場合、新耐震基準と同等の耐震性を有することが確認できること。
- 申請時の住所に引越す前から神戸市に在住、または在勤していること。
- 6 申請時の住所に引越しを行う前の住居が公営住宅でないこと。
- む 生活保護法に規定する住宅扶助又は生活困窮者自立支援法に規定する住居確保給 付金を受給していないこと。

他にも要件があります。詳しくはホームページをご覧ください。

電子申請(e-KOBE)

対象要件・必要書類



財

神

戸 住

環

境

整 備 公

社

申請の流れ

申請や請求は全て電子申請(e-KOBE)です。

補助の対象要件を満たすか事前によく確認のうえ、 必要な書類を準備してから申請をおこなってください。 ※受付期間:令和7年4月1日~令和8年2月2月28日

補助金交付申請

e-KOBEに利用者登録をした上で、申請フォームに入力し、必要書類を添付して申請してください。



補助金交付決定通知

申請書類確認後、概ね2週間でメールにより通知します。

補助金交付請求(毎年8、12、4月)

請求には、家賃等の支払いを証する書類の添付が必要です。

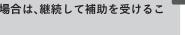


補助金振込

請求確認後、概ね2週間で指定された口座に入金します。

継続交付申請(次年度以降)

- 次年度以降も継続して補助を受けるには、毎年継続申請を行っていただき、交付決定を受ける必要が あります。(毎月6月頃)
 - ※ 期間内に継続申請されなかった場合又は不交付決定を受けている場合は、継続して補助を受けるこ とができません。



神戸市では家賃債務保証料等の補助も行っています。 ※対象要件や申請方法はホームページをご確認ください。



家賃債務保証料補助



な

[MEMO]	

【インターネット(e-KOBE【神戸市スマート申請システム】)での申込み】

- Oe-KOBE に掲載する申込みフォームに必要事項を入力のうえ申込んでください。
- 〇申込みフォームは 11 月 1 日(土)から 11 月 10 日(月)まで掲載します。
 - ※e-KOBE の受付終了時刻は 11 月 11 日(火) 0 時 00 分です。

それまでに、すべての入力が完了した後に表示される確認画面で申込内容を確認いただいた後、「申請する」ボタンをクリックしてください。入力途中で受付終了時刻を過ぎた場合は、受付できません。

Oe-KOBE は事前に利用者登録が必要です。

[利用者登録方法]

e-KOBE ホームページ画面右上の 新規登録 をクリックすると、「利用者の新規登録」の画面になります。その画面左下の「個人として登録する」から登録を行ってください。 ※すでに、利用者 ID をお持ちであれば、あらためての登録は不要です。お持ちの利用者 ID をご使用ください。

• e-KOBE ホームページ https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/ portal/home



- ○お申込みは、パソコンの場合は、e-KOBE ホームページの「申請できる手続き一覧」の「個人向け手続き」をクリックし、「手続き一覧(個人向け)」の「神戸市営住宅定時募集」を選択してください。スマートフォンの場合は、e-KOBE ホームページ の右上の三本線をタップすると表示される「手続き一覧(個人向け)」→「住まい・水道・下水道」→「住宅・建築」の順に進んで「神戸市営住宅定時募集」を選択してください。
 - ※画面レイアウトは変更される場合があります。
 - ※利用者登録の手順が分からない方は次の URL にて動画をご覧ください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/kurashi/registration/ application.html



※e-KOBE について、わからないことがありましたら、「よくある ご質問」をご覧ください。

https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/fag

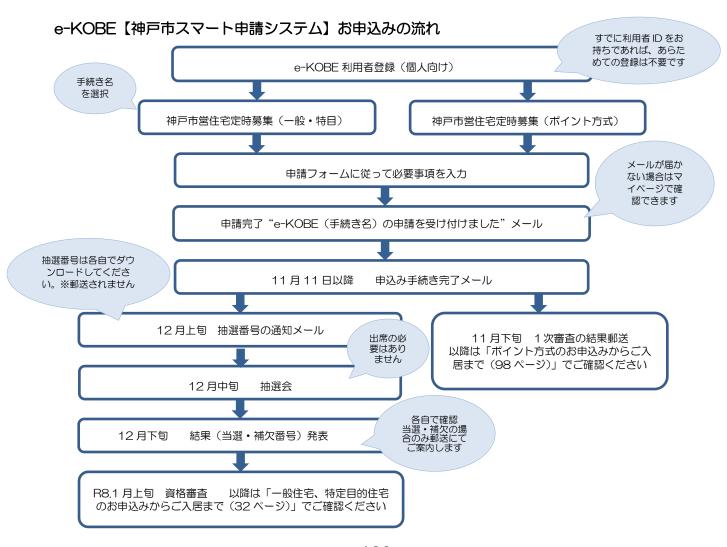


注意事項

- 1. この「入居申込案内書」をよく確認しながらお申込みください。
- 2. 1世帯につき各種類(一般住宅、特定目的住宅、ポイント方式住宅)1住宅ずつお申込みができます。なお、申込者・同居親族に関わらず同じ方が同じ種類の住宅で複数のお申込みを行った場合は、理由を問わず全てのお申込みが無効となりますので、ご注意ください。
- 3. e-KOBE で申込まれる方は、この「入居申込案内書」に添付の「入居申込書」でお申込みにならないよう、また、既に「入居申込案内書」に添付の「入居申込書」でお申込みになった方は e-KOBE でお申込みにならないようご注意ください。全てのお申込みが無効となります。なお、一般住宅と特定目的住宅を e-KOBE と「入居申込書」に分けて別々に申し込まれた場合も全てのお申込みが無効となりますので、ご注意ください。
- 4. 入居しようとする人数が本人も含めて 11 人以上の場合、または別居扶養が2人以上の場合は、 e-KOBE でのお申込みはできません。この「入居申込案内書」に添付の「入居申込書」(区役所等で配布または市ホームページでダウンロード可)による郵送でお申込みください。
- 5. 申込内容等に不備があった場合(申込資格を満たしていない、事実と異なる内容が入力されている、当選後に必要な書類が提出できない等)は失格となります。
- 6. e-KOBE での申込後の取り消し、申込内容の修正は、募集期間内のみ可能です。取り消しはマイページから申請を『取下げ』にします。修正の場合は、『取下げ』後、修正を行い、あらためて募集期間内にお申込みください。

その他

一般住宅、特定目的住宅の各申込者への「抽選番号」は、12 月上旬頃に通知するメールを確認のうえ、『e-KOBE』のマイページからダウンロードしてください。



【 市営住宅の募集に関するお問い合わせ先 】

(一財)神戸住環境整備公社 市営住宅募集係

〒653-8768 神戸市長田区二葉町5丁目1番32号 新長田合同庁舎8階



電話番号:(078)647-9804

受付時間 :午前8時45分 ~ 午後5時15分

営業時間 :午前8時45分 ~ 午後5時30分

休 業 日 : 土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始

※電話でのお問い合わせの際は、おかけ間違いのないようご注意ください。